

令和2年3月定例会 建設経済常任委員会記録

令和2年3月4日（水）

令和2年3月5日（木）

令和2年3月9日（月）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和2年3月4日（水）	7頁
令和2年3月5日（木）	67頁
令和2年3月9日（月）	173頁

令和2年3月定例会日程

日次	月 日	摘 要
第1日	3月4日(水)	審査日程の決定 農林課、農業委員会事務局審査 議案乙第1、7号 〔説明、質疑〕 商工振興課審査 議案乙第1、4、7、10号 〔説明、質疑〕
第2日	3月5日(木)	上下水道局審査 議案乙第1、5～7号 議案乙第11、12号、議案甲第4、11号 〔説明、質疑〕 建設課審査 議案乙第1、7号、議案甲第9号 〔説明、質疑〕 維持管理課審査 議案乙第1、7号、議案甲第12号 〔説明、質疑〕 都市計画課審査 議案乙第1、7号 〔説明、質疑〕 国道・交通対策課 議案乙第1、7号 〔説明、質疑〕

日 次	月 日	摘 要
第 3 日	3 月 9 日 (月)	<p>現地視察</p> <p>平田町ため池 (平田町)</p> <p>田代公園 (柚比町)</p> <p>議案審査</p> <p>議案乙第 1、4～7、10～12号</p> <p>議案甲第 4、9、11、12号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和2年3月4日付託]

議案甲第4号鳥栖市特別会計条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第9号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第11号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第12号市道路線の廃止及び認定について	[可決]
議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号)	[可決]
議案乙第4号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第3号)	[可決]
議案乙第5号令和元年度鳥栖市水道事業会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第6号令和元年度鳥栖市下水道事業会計補正予算(第2号)	[可決]
議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算	[可決]
議案乙第10号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算	[可決]
議案乙第11号令和2年度鳥栖市水道事業会計予算	[可決]
議案乙第12号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算	[可決]

[令和2年3月9日 委員会議決]

令和2年3月4日（水）

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之
副委員長 西依 義規
委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則
古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 古賀 達也
商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修
商工振興課参事兼新産業集積エリア事業推進室参事 向井 道宣
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長 三橋 秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長 能富 繁和
経済部次長兼農林課長 松隈 久雄
農林課参事 成富 光祐
農林課長補佐兼農政係長 佐藤 正己
農林課農村整備係長 中垣 秀隆
農業委員会事務局長 倉地 信夫
農業委員会事務局振興係長 久保山智博

上下水道局次長兼管理課長 高尾 浩伸
上下水道局事業課長 日吉 和裕

建設部長 松雪 努
建設課長補佐兼庶務住宅係長 犬丸 章宏
維持管理課長 大石 泰之

建設部次長兼都市計画課長 藤川 博一
国道・交通対策課長 中内 利和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 日程

農林課、農業委員会事務局審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

商工振興課審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第4号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第3号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午後 1 時 8 分開会

松隈清之委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

松隈清之委員長

初めに、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ、正副委員長で協議いたしました日程案をお手元にお配りしております。

まず本日 3 月 4 日が経済部の予定。それから明日 5 日が建設部関係のそれぞれ議案ということで予定しておりますが、いかがでしょうか。

本日も、時間的には窮屈なので、6 日のほうは予備日としておりますので、このような日程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、日程につきましては、これに決定をいたします。

それでは、現地視察につきましては、副委員長のほうから御説明を申し上げます。

西依義規副委員長

日程では 3 月 9 日が現地視察になっております。

執行部のほうでここはどうかみたいな、この間打ち合わせしたところは、案がありますかね。聞いたほうがいいですか。

松雪努建設部長

建設部といたしましては、来年度リニューアルを計画しております田代公園を見ていただいたらどうかというふうに今考えているところでございます。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

経済部関連では、防災重点ため池整備事業で、平田の上のため池を廃止というところで、状況を見ていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

西依義規副委員長

今、執行部のほうから 2 か所の御推薦がありましたので、もし委員の皆様がほかにとか、

異議がなければその2つで進めようと思いますけど、いかがでしょうか。(発言する者あり)

雨天決行で、はい。(発言する者あり)

雨天でも行けますかね。ため池はやめとったほうがいいですか。(発言する者あり)

じゃあ、雨天の場合は田代公園のみということでさせていただきます。

よろしくをお願いします。

松隈清之委員長

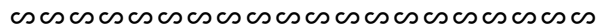
それでは、現地視察につきましては、以上のとおりでよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、現地視察はそのように決しました。

それでは、執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午後 1 時11分休憩



午後 1 時12分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長のほうから一言御挨拶をお受けしたいと思います。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

それでは、令和2年3月定例会、建設経済常任委員会におきまして、経済部及び上下水道局の御審議をいただきますのは、甲議案が2件、3月補正関係議案が4件、当初予算関係議案が4件でございます。

甲議案につきましては、農業集落排水事業の廃止に伴います条例改正と廃止でございます。

補正予算につきましては、経営体育成支援事業費補助金などのほか、プレミアム付商品券事業などの決算見込みに伴うものでございます。

当初予算につきましては、さが園芸生産888億円推進事業、防災重点ため池整備事業、新産業集積エリア整備事業、水道事業関連施設更新整備、それから下水道整備事業などのほか、継続した事業を中心に予算編成をさせていただいております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長より御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

終わります。



農林課、農業委員会事務局審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

松隈清之委員長

それでは経済部関係の審査を始めます。

農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

倉地信夫農業委員会事務局長

それでは議案乙第1号令和元年度鳥栖一般会計補正予算（第5号）のうち、農業委員会事務局関係分について御説明します。

まず歳入の主なものについて御説明いたします。

委員会資料の補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金の補正のうち、主なものといたしましては、説明欄1項目めの農業委員会交付金で農業委員会の事務に要する経費に対する県の交付金の追加配分を補正するものでございます。

次に、説明欄3項目めの農地利用最適化交付金は、農業委員及び推進員の農地集約や遊休農地の解消などの活動成果の実績により県の交付金の補正をするものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

資料3ページをお願いいたします。

款6農業水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬の補正につきましては、歳入で説明いたしました農地利用最適化交付金が、農業委員及び推進員の活動に対する報酬の加算の措置の交付金となっているため、歳入と同額を補正するものでございます。

次に、節8報償費から、節14使用料及び賃借料の減額は、決算見込みにより減額補正するものです。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局関係分の補正予算の説明とさせていただきます。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

農林課関係分について、続けて説明をさせていただきます。

歳入の主なものについて御説明をいたします。

資料の5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、説明欄1項目めの経営体育成支援事業費補助金は、令和元年7月豪雨により被害を受けました農家等が被災した農業用施設、機械の修繕、再取得等に要する経費を助成するものでございます。詳しくは、歳出のほうで説明をいたします。

5項目めの、さが園芸888億円推進事業費補助金につきましては、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業者を確立するために、農業生産法人、農業者が組織する団体等が行う機械、施設等の整備に必要な経費に対する補助金でございまして、事業の完了見込みに伴う減額補正でございまして。

項目最後の営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業補助金は、7月及び8月の豪雨等により被害を受けました営農再開等のための種子購入経費等を助成するものでございます。

資料10ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の説明欄1項目めの鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金につきましては、4月から10月までの期間において猟友会が捕獲したイノシシ257頭、アライグマ117頭の駆除実績に応じまして捕獲報償金として協議会に負担するもの、及び箱わな2台分の購入の負担分でございます。

続けて、さが園芸生産888億円推進事業費補助金は、先ほど歳入で説明したものでございまして、県及び市の補助額の減ということでございます。

資料11ページをお願いいたします。

営農再開・草勢樹勢等回復等被害対策事業費補助金は、歳入で説明した事業の補助金でございまして、資料の12ページのほうに主要事項説明書を載せております。こちらのほうを御覧ください。

被災農家としては2件、被災物件としましては、農業用機械、コンバイン等ですね。それと農業用施設、乾燥機、精米機等でございます。

事業費としましては630万円で、補助額は半額の315万円ということでございます。

14ページをお願いいたします。

目9農地研修施設費、節13委託料の滞在型農園施設等指定管理料につきましては、滞在型農園施設及び地域休養施設使用料減免に伴う収入補填でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。

款6農林水産業費、項1農業費の営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業は、先ほど説明した7月及び8月の豪雨等により被災したものについて種子購入の補助になりますけれども、年度内の購入が困難であるため、繰越しを行うものでございます。

その下の老朽農業用水路改修事業につきましては、工事に必要な資材の年度内の確保が困難なため、繰越しを行うものでございます。

その下の若宮井堰改修事業につきましては、工事に必要な機械の製作でございますけれども、不測の日数を要したため、工期を年度内に確保できないため、繰越しを行うものでございます。

続いて、ため池ハザードマップ作成事業につきましては、全体事業の事業進捗を図るために繰越しを行うものでございます。

以上、簡単でございますが、農林課関係分の説明とさせていただきます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

ないでしょうか。

[発言する者なし]

それでは最後の繰越明許費の若宮井堰改修の件ですけど、機械の製作に不測の日数を要したためっていうのは、これは不測だったんですか。

もともと時間がかかるようなやつ。

中垣秀隆農林課農村整備係長

今回の工事は、既設の井堰を撤去し、ステンレス製の井堰を設置する工事になっております。そのステンレス製の機械の製作に予定より1か月ほど納期が遅れたということでありませう。

松隈清之委員長

予定より遅れたっていうことですかね。

中垣秀隆農林課農村整備係長

予定より遅れたということです。

松隈清之委員長

契約とかの遅延損害とかに関しては、これはあるんですか。

中垣秀隆農林課農村整備係長

現在の予定としましては、3月10日前後に、機械の納期が予定されておまして、工期が4月末ごろ完了の予定としております。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

工期を変更いたしますので、言われたような遅延の部分には該当しないということでございます。

以上です。

古賀和仁委員

農業費の10ページですね。負担金、補助及び交付金。

有害鳥獣のところですが、これ減額になっているんですけど、実際の予定と、捕った数が違うと思うんですけど、実際にはどういう予定で、これされていたんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

これにつきましては、73万1,000円の増額でございます。

古賀和仁委員

何で増額になっているんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

この補助金につきましては、県及び市の補助金という形で4月から10月までの部分について、この時期に計上するというので、計上させていただいております。

以上でございます。

古賀和仁委員

私の質問の仕方が悪い。10ページのほう言ったんですけど。

負担金、補助及び交付金の中で、増えているのは、実際に捕る数がどういうふう to 増えたのか、その説明を聞いております。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

この有害鳥獣駆除につきましては、例年この時期に、県及び市の補助金の年間分を計上させていただきます。

以上でございます。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

例年捕獲頭数の確定をもって、この時期に計上させていただいております。

この分は4月から10月までの分で、一応猟友会から捕獲の写真等頂いた物を処理いたしまして、協議会のほうに上げまして、それで何頭ですよっていう、何頭捕獲されましたっていう通知が来ます。

それに基づいて、負担金を今回計上する形になっておりますので、令和元年度は、4月から10月までで、イノシシ257頭、アライグマ117匹の捕獲っていう部分での予算を計上させていただきます。

古賀和仁委員

質問の趣旨が、有害鳥獣が増えていると。これからその対策をやっていかなきゃならないっていうんで、増えているって、どのぐらい増えているのかなという。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

実際の鳥栖市のほうで捕獲頭数は、平成29年度をピークにして減っていております。平成28年度が600頭余り。

平成29年も同じような頭数を捕って、平成30年度から350頭、今年が257頭という形で、ある程度二、三年前に捕獲頭数が多かった関係で、去年ぐらいからずっと捕獲頭数が減っているのが現状です。

古賀和仁委員

農業費、14ページですかね。

13番委託料、滞在型農園施設等施設管理料に伴うところで、委託料が増えて、これを利用する方が少なくなっているという、だからそれに伴って、利用料を上げているということですけど、どのくらい数字が変わっているのか。

松隈清之委員長

減免って書いちゃっけど。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

今回ここで補正しております施設使用の減免に伴う収入補填っていうのは、市内の団体がしました、例えば中学校の部活動であるとか、まちセンの事業であるとか、まちセンの鳥栖市直営の事業であるとか利用した分につきましては、減免をするという形の規定がありますので、その分の減免をしております。

指定管理者の収入がその分減っておりますので、その分を補正するものであります。施設の利用者につきましては、改修後増えております。

宿泊者数も増えておりますし、温泉施設の利用者も増えている状況にあります。

以上です。

古賀和仁委員

減免の対象者というのはどのくらいなのか、お尋ねします。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

今年度につきましては、9団体延べ16件の減免をいたしております。

以上でございます。

古賀和仁委員

人数は分かりますか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

宿泊者の人数につきましては、230名程度でございますけれども、あとテニスコートの利用者、キャンプ場の利用者、あと時間による利用者等もありますので、実際利用者数っていうのは、まだ増えるかと思えます。

それとすいません、温泉施設の日帰りの入館の方が188名。宿泊の方が230名程度、あとは広場を使われた時間数に応じた減免等もありますので、利用者数がそこ何人かというのを把握できていない部分があります。

以上です。

古賀和仁委員

1点確認したいんですが、これはあくまでも、市内の方ということですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

市内の団体、学校、まちセンとかの事業に限られております。

小石弘和委員

ちょっと伺いますが、10ページのイノシシ257頭、アライグマ117匹、4月から10月に7か月間、これアライグマが相当増えているというふうなことを、よくお聞きするわけでございます。これ7か月で117匹。

そしてまた、イノシシはもう別といたしましても、このイノシシの処分はどのようなふうな処分をされているかなというふうなことで、アライグマの117匹の捕獲は、全市で何か所ぐらい設置してあるのかなというふうなことをお尋ねいたします。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

イノシシ等、アライグマを捕獲した分につきましては、猟友会さんが処分される場所を――猟友会の会員さんがお持ちの土地の部分で焼却されたり、埋設されたりっていう部分があります。そこで処分されているように聞いております。

また、わなの設置場所につきましては、猟友会さんは、場所でいきますと、河内町、神辺町、牛原町、山浦町、立石町、江島町と、やっぱり森とか、森林があるというようなところに設置をされております。

以上です。

松隈清之委員長

アライグマのわなは。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

アライグマにつきましても大体同じようなところにされる、人家のほうに移されておりますけれども。あと、アライグマにつきましては、猟友会が設置してある部分以外に、例えば

出射しましたというふうな連絡を頂いた場合は、獵友会さんのほうと一緒に行って、大体どこら辺を通ったかっていうのを確認いたしまして、人家の裏のほうとか、畑のほうとかにも設置をさせていただいております。

松隈清之委員長

全市的にアライグマがおるってこと。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

おります。出射の連絡を頂いております。

小石弘和委員

じゃあ、農林課のほうに連絡があれば、現地を見てわなを設置するというふうなことでいいわけですね。

それからイノシシの257頭、7か月間で。頭数の問題ではないと思うんですけど、これ処分を、今、佐藤係長さんは埋設するとか、焼却するとかというふうなことで処分をされているというふうなことでですけど、これ肉に使っているというふうなことはされていないでしょうか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

獵友会さんの中に、そういった資格を持つ方が1人おられます。

その方は肉に処理できるイノシシ、状態がいいイノシシの場合は、そういった処理をされて販売されているっていうこともあります。

小石弘和委員

市のほうでは、その捕獲した頭数に対して補助金を出すというふうなことでよろしゅうございますか。

それはもう後、肉にしようが、それは獵友会さんのほうで処分をされているというふうなことで理解していいですかね。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

捕獲したイノシシとアライグマにつきましては、写真を撮って、何月何日に、どこで捕りましたという写真等を必ず農林課のほうへ提出をしてもらっております。

その処理をもって協議会とかに出しておりますので、そこで頭数を確認しております。

その後、実際処分された後の頭数の処理、再利用とかの部分については、負担金の対象外とかというふうになっていないということでございます。捕獲に対して、補助金、負担金を出すようになっています。

小石弘和委員

私がお聞きしたいのは、資格を持ってある方がイノシシを料理することは、私は別に問題

ないと思うんですけどね。

結局、今度のコロナウイルスの場合は、中国で発生したのは、野ネズミからの媒介というふうなことが大きくクローズアップされてきておりますので、その点を私はちょっと心配してお聞きしたわけでございます。

以上です。

古賀和仁委員

これは市のほうから期間を区切って、解禁についてやっているわけですよ。

万が一の場合はどういうふうな、けがをされた場合はもう自己負担ってことですか。

それとも市のほうでも何かあるんですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

猟友会さんに委託する場合、猟友会さんのほうで保険等にちゃんと入っておりますので、そういった補償は確保されています。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

齊藤正治委員

イノシシ関連で、現状のイノシシの分布、先ほど、つらつらつらと山って言われたけど、現実的にどこが減って、どこが増えているとか、そういった分布っていうのは分かりますか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

現実的にどこが減っているとかっていうところまでお聞きはしておりません。

そういった報告に見えた猟友会の会員さんたちと話をしていく中で、ある程度エリアごとに猟友会さんのほうでわなの設置場所等決めてあります。

その中で、やっぱり少しずつ捕れなくなっているっていう報告は頂いておりますので、やっぱり全体的に少なくなっているのではないかというふうに思っております。

齊藤正治委員

減ったと言いながら、やっぱりうち毎日来ていますもんね。子連れで来るとか、いろいろしているけど。

どこが減っているのかなっていう、移動しているのか、移動していないのかもしれませんが、けれども、まだまだ捕れる頭数はたくさんおるんじゃないかなと思うんです。

その心配がありますので、よろしくお願いします。

松隈清之委員長

被害自体は減っているんですかね。

被害が出ているところは、大体捕獲依頼エリアとかっていう感じでいいですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

住民の方からの苦情については、急激に増えているとかいう話はございませんので、現時点では、小康状態というような状況でございます。

松隈清之委員長

農業被害自体の報告は上がっていないんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

ワイヤーメッシュというの基本的に山間部を全て、田んぼについては覆っておりますので、あれが一定の効果があるんじゃないかと。

ただ、将来的にはイノシシのほうもまだ頭がよくなりますので、また違う対策が必要になるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

小石弘和委員

もう一点。これイノシシの場合、4月から10月の7か月間、これ年間通して12か月されたほうが効果的なんじゃないかなというふうには思うんですけど。

先ほどからイノシシが減っているような――これはただ、あなたたちがお聞きするだけで、実際、市民の方から聞くと、相当増えているというふうなことでございますので、7か月間を、12か月にされたらどうかなというふうなことをお願いしたいと思うんですけど。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

このイノシシ駆除につきましては、国、県、市の補助を出しているんです。

今回、補正の分は県と市の分ですけど、国は1年間の部分で補助をしております。

途中からは、やっぱ県も市も補助を上乗せしたほうがいいということになってきております。なおかつ言われるように、増えている関係のところもございますので、協議会のほうで1年間延ばせないかという話はしているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

別に禁猟期があるわけではないですね。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

はい。イノシシの場合は、県のほうが認めておりますので。

以上でございます。

松隈清之委員長

分かりました。ほか何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

す。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

続きまして、農林課関係分の説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明をいたします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金、節1農業費分担金の1項目めの老朽農業用水路改修事業費分担金につきましては、事業に伴う地元負担の分担金でございます。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金のうち、主なものについて御説明いたします。

2項目めの多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組みます水路の泥上げや草刈り等の基礎的保全活動や、植栽による景観形成等の農村環境の質的向上を図る共同活動を支援するための補助金でございます。現在13組織でございます。

次に、中山間地域等直接支払交付金につきましては、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域におきまして、5年以上農業を続けることを約束した地域集落の農業者の方々に対して交付を行うものでございます。河内、神辺地区と牛原地区の2地区でございます。

説明資料8ページをお願いいたします。

1項目め、さが園芸生産888億円推進事業費補助金につきましては、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業を確立するため、農業生産法人、農業者が組織する団体等が行う機械施設等の整備に必要な経費に対する県補助金でございます。

歳出のほうで具体的な説明をいたします。

次に、経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、担い手農家の経営の安定を図るために必要となる推進活動等のうち、鳥栖市再生協議会が行います現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する補助金でございます。

次に、農村地域防災減災事業補助金につきましては、事業として取り組むため池廃止及びハザードマップ作成業務に係る補助金でございます。

歳出のほうで具体的に説明をいたします。

次に、農業次世代人材投資資金事業補助金につきましては、50歳未満の青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための補助金でございます。

次に、節2林業費県補助金のふるさとの森林づくり事業補助金につきましては、荒廃した森林、またはそのおそれのある森林について森林の公益的機能の維持管理を図るために実施

するもので、佐賀県の森林環境税を財源とした補助率10分の10の事業でございます。

次に、資料9ページをお願いいたします。

項3委託金、目2農林水産業費県委託金、節1農業費委託金の河内防災ダム管理委託金につきましては、河内ダムを維持管理する経費に対する県からの委託金でございます。

経営体育成基盤整備事業登記事務委託金につきましては、下野町で実施いたします事業に伴い用地買収登記事務を県より受託するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

款20繰入金、項1基金繰入金、目4森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金繰入金は、令和2年度に実施します森林経営管理事業の予算相当額を繰り入れるものでございます。

資料の11ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の主なものについて説明いたします。

2項目めの市民の森ネーミングライセンス料につきましては、コカ・コーラボトラーズジャパンと、令和2年度1年契約によりますネーミングライセンス料でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

これより、歳出の主なものについて御説明をいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費のうち主なものについて御説明いたします。

節2給料から節4共済費につきましては、農林課職員12名分の人件費でございます。

次に、節13委託料の生産組合組織力向上等業務委託料につきましては、生産組合の育成強化、生産組合員連絡調整等業務委託料につきましては、農政関係各種調査や、農家意向の取りまとめ等を行うものでございます。市内44町区になります。

続きまして、13ページをお願いいたします。

目3農業振興費のうち、主なものについて御説明いたします。

節19負担金、補助及び交付金の3項目めのさが生産888億円推進事業費補助金につきましては、15ページに主要事項説明を載せておりますので、そちらのほうをお願いいたします。

事業内容としましては、いちごの高設栽培施設、ハウス用の自動カーテン装置、アスパラガス猛暑対応ハウス、省力化機械・保冷施設などがございます。

補助の予算としまして予算総額は2,045万3,000円でございますが、県の補助が1,700万8,000円、市の補助が344万5,000円でございます。

それでは14ページのほうにお戻りください。

説明欄3項目めの農業次世代人材投資資金につきましては、50歳未満の青年で一定の要件

を満たす新規就農者に対し、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、農業次世代人材投資資金を交付するものでございます。

次に、中山間地域等直接支払交付金につきましては、中山間地域など、農業生産条件が不利な地域におきまして5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して交付を行うものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

目5農業生産基盤整備費のうち、主なものについて御説明をいたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、経営体基盤整備事業の事業推進のための会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

続きまして、資料17ページをお願いいたします。

節15工事請負費の老朽農業用水路改修事業費につきましては、既設農業用水路の原形改修及び未改良水路の整備を行うための事業費でございます。

次に、節19負担金、補助及び交付金、1項目めのかんがい排水事業推進負担金につきましては、筑後川の水源を確保し農業用水の安定供給を図るため、江島町、立石町にありますのす用水施設の維持管理等の負担金でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

2項目めの筑後川土地改良事業推進協議会負担金は、水源開発等、水利用合理化並びに圃場整備等の生産基盤の整備のため、筑後川水系開発計画の一環として行います土地改良事業を推進することを目的とする協議会の負担金でございます。

その下の筑後川下流用水事業負担金につきましては、水資源機構が施工しました佐賀揚水機場等の施設建設事業の一部を償還するための負担金でございます。令和4年度までの予定でございます。

続きまして、藤木揚水経費負担金につきましては、取水変更に伴う用水経費を負担するものでございます。

次に、5項目めの小規模土地改良事業補助金は、かんがい用排水施設の改良、ため池幹線用排水路のしゅんせつ改良などを行うための負担金でございます。市のほうの補助は3分の1でございます。

19ページをお願いいたします。

基盤整備促進事業補助金につきましては、土地改良区が、田代東部地区、永吉地区と基里地区で行います暗渠排水事業に関して補助をするものでございます。

次に、多面的機能支払補助金につきましては、農業者及び地域住民を含む組織が取り組みます水路の泥上げや草刈り、農道の路面維持等の基礎的保全活動や植栽による景観形成等の

農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する補助金でございます。13の活動組織に補助を行っております。

次、目6農地等保全管理費のうち、主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費までにつきましては、会計任用職員として、河内ダム管理職員及び河内河川プールの監視員を雇用する費用でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

節13委託料の測量設計委託料につきましては、農業用ため池であります平田ため池につきまして、用途を廃止するということになりまして、測量設計に要する費用でございます。

次のため池ハザードマップ作成委託料は、重点ため池であります8池についてハザードマップを作成するものでございます。

資料の22ページに主要事項説明書をつけております。詳しく説明をさせていただきます。

平成30年7月の豪雨等を踏まえまして、重点ため池の基準を国のほうで新たに定められまして、全国的にため池等対策を進めることになったものでございます。

本市におきましては、平成30年度に4か所、令和元年度は5か所、令和2年度に8か所ハザードマップの作成を行うものでございます。

また、活用されていない平田ため池については、後ほど、工事請負費で申し上げますけれども、用途廃止をするための測量設計及び工事を行うものでございます。

資料の20ページにお戻りください。

節13委託料の河内ダム施設管理等業務委託料につきましては、河内ダム管理システムの保守業務やダム堤体等の草刈り業務などの委託が主なものでございます。

次に、河内河川プール施設管理委託料につきましては、河内河川プールのトイレ浄化槽の管理清掃や草刈り業務などの委託料でございます。

次に、資料21ページをお願いいたします。

節15工事請負費のため池改修工事費1,080万円は、先ほど測量設計委託料で述べました平田ため池の用途廃止に要する工事費でございます。

続きまして、目7米需給調整総合対策費、節19負担金、補助及び交付金の説明欄最初の経営所得安定対策等推進事業費補助金につきましては、担い手農家の経営の安定を図るために必要となる推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成する補助金でございます。

次に、資料23ページをお願いいたします。

目8農業研修施設費の節13委託料、滞在型農園施設等指定管理料につきましては、やまびこ山荘、とりごえ荘等の管理運営委託料でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

項2 林業費、目1 林業総務費、節2 給料から節4 共済費につきましては、林務担当の職員1名分の人件費でございます。

続きまして、目2 林業振興費のうち、主なものについて御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

節13委託料の森林整備等伐採委託料につきましては、荒廃した森林、またはそのおそれのある森林について森林公益的機能の維持管理を図るため実施するものでございまして、県の森林環境税を財源として行う事業及び、市道転石・大谷線の通行を確保するため、のり面の伐採を行うものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

節25積立金の森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税を基金に積み立てるものでございます。

目3 林道事業費のうち、主なものについて御説明といたします。

節13委託料の林道管理委託料につきましては、各林道の草刈り、倒木処理、土砂撤去などの林道管理委託料でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

目4 治山事業費の主なものについて御説明といたします。

節13委託料の1項目め、市民の森ネーミングライツ事業委託料につきましては、ネーミングライツ料を生かしまして鳥栖市民の森のPRを兼ねてノベルティ作成委託及びイベント実施の業務委託料でございます。

次に、市民の森管理委託料につきましては、市民の森の草刈りやトイレの清掃委託料でございます。

次に、節15工事請負費の市民の森整備工事費につきましては、ネーミングライツ料等を生かしまして市民の森遊歩道等の整備を行うものでございます。

以上で、簡単でございますが、農林課関係分の説明とさせていただきます。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

ないでしょうか。

古賀和仁委員

農業費、20ページ。

測量設計委託料、廃止することということで、設計を含めて、大体、廃止した後は、どういう形で利用されるのか。

この辺は大体方針としては決まっているんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的に廃止については地元の方の御意向により廃止ということで、決まっております。

今回事業費を計上させていただいているところでございますけれども、2つため池、平田の上と平田の下がつながっておりますので、上のため池が不要ということでございます。ため池の水路を確保して、下のため池に水が流れるような工事を行うということで、上部については、危険のないような工事を行うということでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

何かの形で利用できるのかできないのか、そのまま柵をしてそのまま入らないようにするのか、跡地を何らかの形で利用されるかどうか、その辺の方針があるのかどうか、お尋ねしたい。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

この場所にもよるんですけれども、平田のため池は、山間部にございますので、もともと山林のところをため池で造られておりますので、地元の話としては、基本的にはもう活用ということは聞いてはおりません。

以上でございます。

古賀和仁委員

かなり深いですから、後の安全を保つというのが、埋めるっちゃうことはなかなか難しいと思うんで、せいぜい柵をするぐらいだろうと思うんですけど。

その辺含めて、要するに抜いた後は比較的、下も固まればそうでもないけど、抜いてしまえば、後はもうたまるということは、まずないということですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

埋めるということではなくて、一部上流からの水路を下に真っすぐ周って、そこにたまらないようにするというところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

25ページの森林整備等伐採委託料。これは整備地区が、古賀地区、業務内容が0.17ヘクタールです。

竹の伐採、これ内訳、幾らになっているんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

上の森林整備伐採業務のほうが220万円でございます、下の市道転石・大谷線のり面伐採が50万円でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

整備地区の竹の伐採の内訳が幾らになっていますかって聞いているんですよ。

松隈清之委員長

森林整備の業務と転石・大谷線ののり面伐採の2つあるものの合計が270万円ですよ。

その内訳が先ほど、森林整備の分が幾らって言われましたっけ。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

220万円でございます、基本的には0.17ヘクタール間伐と進入竹の伐採ということでございまして、詳細については、後ほどまた調べまして、お答えをいたしたいと思っております。

小石弘和委員

これ古賀地区って恐らく私有地だろうと思うんですけど、どこの私有地を今年はやられるわけですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

古賀地区のちょうど高速の上で、なかなか場所がちょっと難しいんですけれども、神辺町の国泰寺のため池から上がる道がございましてけれども、あれと高速が交差する部分の東側という形でございます。

小石弘和委員

これ私有地じゃないですか。どこの私有地ですかってお聞きしているんですよ。

松隈清之委員長

私、有地という意味ですか。（「私」と呼ぶ者あり）

松隈久雄経済部次長兼農林課長

すいません。言われるように私有地でございますけれども、明細を持ってきておりませんので、後ほどまた整理して提示をさせていただきます。

小石弘和委員

では、後ほどお願いをしたいと思います。

それから27ページの市民の森ネーミングライツ業務委託料75万円、それと市民の森管理委託料98万8,000円。市民の森の管理委託料、分かるんですけど、この市民の森のノベルティ作成業務委託料、市民の森のイベント委託料、これどこに委託されるわけですかね。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

ノベルティにつきましては、まだ今後でございますけれども、昨年、一昨年等は物差しを作らせていただいて、小学校のほうに配布させていただいております。作っていただいたのは諸富の家具屋さんという形でございます。

それとイベント委託料につきましては、昨年度はノルディックウォーキングと、バルーンを係留していただきましたので、そういう事業者のほうにお願いいたしております。

以上でございます。

小石弘和委員

この市民の森のネーミングライツの業務委託料、2項目あるんです。この内訳どうなっていますか。

市民の森ノベルティ作成業務委託料はお幾ら、市民の森のイベント委託料は幾ら。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

ノベルティ作成のほうは50万円でございます。イベント委託料が25万円ということにしております。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、今年はノベルティの作成業務は、何を作ろうとしているんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

物差しが、今のところを評判はいいということでございますけれど、まだほかに何かあれば、検討はしたいというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

小石弘和委員

物差しの評判がいいと、前回作った経緯があるわけですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

作って各小学校に配布をさせていただいております。

以上でございます。

小石弘和委員

同じく市民の森の整備工事費、これがネーミングライツ220万円あるわけですね。

結局、一般財源から180万円出したというふうな形になるわけですね。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

ネーミングライツ以上に、その分については一般財源から出させていただいております。

以上でございます。

小石弘和委員

理解をいたします。

じゃあ、10万円はこれもネーミングライツから出したわけじゃないですね、確認ですけど。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

すいません、金額の詳細で申し訳ございません。

こちらネーミングライツで支出をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

西依義規委員

その関連で、ネーミングライツは単年度契約ですかね。

じゃあ突然終わって、来年とか、そういう長期の契約は仮にもないんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

やはり企業様の御意向で、1年更新をさせていただきということで、今しております。

企業様のほうの経営状況に応じて、お話をとということですが、なるべく実績等の報告をして、継続をお願いするような活動はいたしております。

以上です。

西依義規委員

それは、この旅費にも載っていますけど、何月ごろ行って、次年度もお願いしますという形はどういうふうにされているんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

今年度が初めて東京都の本社のほうにもお伺いしたんですけれども、大体11月ぐらいにお伺いして次年度分のやつをお願いしたいという形で今年度も計上させていただいております。

以上でございます。

西依義規委員

15工事請負費で424万8,000円ですね。

もちろんずっと今までネーミングライツ料を使いながら整備をされてきたと思うんですけど、担当課として、これぐらいの整備がいるのに今何パーセントぐらいの整備が進んでいるんですか。

ずっと入ってくれば、それでずっと整備を続けるんでしょうけど、それが途中打ち切りになるかもしれんし、今の完成度というのはどのぐらいなんですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

こちらの市民の森の園路整備につきまして、全体の計画は残念ながら持っておりません。

そういう状況でございますので、いろんな意見を頂いて、全体的な改修計画をつくるべきだということで、今内部で検討しているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

今まで使った額は幾らですか。この整備費に今まで使った額。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

ここは複雑に、単独もしてますし、ネーミングライツ料プラス県のほうでも整備していただいておりますので、現時点で総額幾らっていう、随時行っている部分もありますので、集計を今のところしておりません。お答えできる数字を持ち合わせておりません。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

齊藤正治委員

ちょっと教えていただきたいんですけど、14ページの先ほど50歳代の農業次世代人材投資資金補助金ですね。

この150万円、これは継続になっておりますけれども、新規就農ということは全くのサラリーマンかな、農業者でない人がされているんですか。

もうちょっと詳しく説明を頂きたい。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

農業次世代人材投資資金補助金につきましては、先ほど言いましたように、例えば50歳までの方で、新規就農をしたい方に対して、国の補助をするわけです。

基本的に事前にどこか農場とかで、研修を積んだ上で、自分の経営の農業技術、ノウハウを取得したということで、新たに就農したいという方に対して、いろんなJAさんとか、県の機関とかと面談をしながら、農地等のあっせんを受けて、就農していただいているところで、一応補助を、150万円を5年間支給されるようになっております。

齊藤正治委員

現実的に今はもらわれている方は、水稲ですか、園芸ですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

新規就農の方は、大体園芸のほうに就農される方が主であります。

齊藤正治委員

そうしますと、施設もない、土地もない、住居もないというような方は、現実的には来られているってということですか。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

やはり相談を受ける段階では研修をしたけれども、農地がないとかいう方がおられまして、例えば、同じ項にあります、新たな園芸、アスパラガスの補助を今回出す方おられますけど、この方は公務員をやめられまして新たに就農される方で、市内の農地を確保することができたということで、施設については、さが園芸生産888億円の補助を受けて、施設を補助されて、

農地も市内の農家の方に借りられてっていう形で就農されるようになっております。

齊藤正治委員

そうなりますと、その上の段になります農業経営基盤強化ですね。この資金を使えるということ、農地取得とか設備とかってというのは。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

基本、さが園芸生産888億円推進事業で施設等の補助を受けまして、あと政策金融公庫の青年等就農資金であるとか、そういった資金を借りられて事業をされている状況になっております。

以上です。

齊藤正治委員

888ということでございますけれども、これは何年間補助が来るんですかね。1回きりですかね。

松隈清之委員長

888について。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

これは1回きりの、施設とかになっております。

齊藤正治委員

そうしたら、この就農された方が、経営的に安定してくるまで時間がかかると思うんですよ。それまでの補助については自己資金になるっていうことですかね。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

この農業次世代人材投資資金が5年間の生活費相当ということで、150万円の5年間の補助が出ておりますので、1年目、2年目ぐらいから、ある程度、例えばアスパラガスであると収穫した分の販売収益とかが上がってきますので、そういう形での経営をしていただいているところでございます。

齊藤正治委員

888見ると、自己負担がかなりあるじゃないですか。800万円からそうすると、それ以上の反当たりの収入がないと、なかなか経営が安定してこないということになって。せっかく取り込んだのが、逆にいえば、赤字倒産ということところになりかねないのではと、そういう心配をしているものですから。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的には、資金繰りが非常に、やはり皆さん、毎年毎年でございますので、またほかにも融資等もございますので、そういう形を利用させていただいております。

また、最初に始められるときに経営計画を基本的につくるようになっておりますので、収入の部分と、借り入れされる分、返済分、一応それが予定どおり、5年間つくりますので、何とか——いきなりやっているという形でございませぬので、その都度また相談を受ければ対応するという形で行っております。

現時点で、就農された方で、やめられた方っていうのは、1人だけちょっと、別業者に行かれた方おられましたけど、ほかは続けられております。

以上でございます。

齊藤正治委員

もともとアスパラは鳥栖から始まったって言ったらあれですけど、結構、東京あたりで大変好評で、鳥栖の名物みたいな形になっとったんですけれども、だんだんだんだん西側のほうに寄って行って、前回ぐらいのときは、鳥栖に在住の人が、神埼か三田川の付近で作られたとか、そういうふうにされていたんですけれども。

こういった特産物を、やっぱり鳥栖市としても、もっともっと積極的に取り組んでもらっていいんじゃないかろうかと思っておりますけれども。

そういった点について、何か農林課で、そういう指導を中心にやっていくとか、何でもいいんですけれども、作りやすく名物になるような、そういったことについての考えはどの程度お持ちですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

やはり特産物というのは重要な観点だと思っております。

改良普及所もございませぬので、そこと連携をしながら今やっているところでございませぬけれども、あとカット野菜関係も、需要が大きくなってきたということで、田代西部のほうは大根のカット野菜等を出荷されておりますし、また下野地区ではキャベツ、基里地区でもされておりますので、そういった方々がもっと大きくなっていけばというふうに希望を持っております。

市のほうでいろんな情報提供とかできる部分はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

齊藤正治委員

そういった新鮮なものを、やっぱ鳥栖のこの地でも、例えば、中心市街地辺で売るとか、アウトレットの客をどうやって引き込むかということになってきたら、そういった新鮮な物を売っていくっていう、そういう名物というか、そういったことも併せて、農商工連携じゃないんですけれども、そういうことをぜひ取り組んでいただければと思いますんで、よろしくお願ひします。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

予算説明書の21ページの河内河川プール整備工事費について、詳しく御説明をいただければと思います。

中垣秀隆農林課農村整備係長

河内河川プールの石積みが老朽化しておりまして、その改修工事及び周辺施設の歩道等の改修工事を予定しております。

以上です。

飛松妙子委員

スケジュール等もできれば教えていただければと思うんですが。

中垣秀隆農林課農村整備係長

改修工事につきましては、プールが7月から開きますので、それまでには完了したいと考えております。

以上です。(発言する者あり)

歩道も同じく7月までには完了したいと思います。

以上です。

小石弘和委員

プールはこの部分の修理、それから歩道はどういうふうな整備をされるわけ。

改めての歩道を造るものか、現在の歩道の不具合で、そこを改修するとか、そういうのを説明しないと、私たちは理解に苦しむわけです。

以上。

中垣秀隆農林課農村整備係長

申し訳ございません。まずプールの石積みの改修工事につきましては、実際の河川プールの周辺が、石積みで造られておりまして、その部分が老朽化しておりますので、モルタル等での補修を行う予定です。

歩道につきましては、風に見える橋の手前の辺の歩道の陥没等が起こっておりますので、その部分の補修工事を行う計画でございます。

以上です。

飛松妙子委員

すみません、今の陥没っていうお話があったんですが、台風とかそういう影響での陥没なのか、それともふだんから使っている中で、陥没というものが発生しているのかを、御説明

いただければと思います。

中垣秀隆農林課農村整備係長

恐らく豪雨による影響によって生じたものだと考えております。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

古賀和仁委員

すいません、19ページの農業費、基盤整備促進事業補助金ということで、田代と永吉、基里と言われたんで、もうちょっと詳しく、どこの地区はどのくらい、それと総事業費が3,000万円ということで、それぞれの受益者まで含めた割合負担というのはどうなっているのかお尋ねします。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

場所につきましては、田代地区ということでございまして、面積的には14ヘクタールでございます。総事業費は3,000万円のうち、17.5%分が負担でございますので、その分で525万円ということでございます。

以上でございます

古賀和仁委員

田代と基里っていう話をお聞きしたんですけど、それぞれ割合はどうなっているのか、詳しく。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的には施工地区っていうのは、市内全域で500ヘクタールを予定しているところがございますけれども。現時点で、基里、田代地区を来年度行うということで、ただ最終同意まで頂いていませんので、どちらが何ヘクタールというのが、まだ詳細を、私どもも伺っていない、ただ面積については14ヘクタールで申請をしましてということでございますので、時期が下れば、正式に施工する地区の面積が分かると思います。

以上でございます。

古賀和仁委員

ということは、基里、田代だけが分かっていて、どこをするというのは決まっていないうことですか、そういうことですか。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的には当初、地区を決めておりますので、その地区については決まっております。

そのどちらかを先に行うのかっていうことと、本人さんが実際、暗渠排水を当初はした

いということですが、実際するかどうかについてはまだ確認ができていないということでございます。

古賀和仁委員

どことのことというのは、言えないということですか。

松隈清之委員長

この予算自体が、とにかく概略これぐらいしましょうっていう予算確保で、別に手を挙げている人の数から積算してこれを上げているわけではないということですかね。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

基本的にはこういう図面上で赤のところ、今、申請を行っているところでございます。
(発言する者あり)

北のほうになっております。(発言する者あり)

そうです。

そうしたら、こちらのほうはコピーしてお配りをしたいと思います。

松隈清之委員長

最終日までに、タブレットに上げていただければ。

ほかありますか。

[発言する者なし]

ないようでございますので、以上で農林課及び農業委員会事務局関係議案に対する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 23 分 休憩



午後 2 時 39 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

商工振興課審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第4号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第3号）

松隈清之委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）及び議案乙第4号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

3月補正予算中、商工振興課関係分につきまして一括して、御説明申し上げます。

委員会資料は18ページをお願いいたします。

まず歳入の主なものについて御説明いたします。

目6 商工費国庫補助金につきましては、プレミアム付商品券事業の決算見込みに伴います減額補正でございます。

委員会資料の20ページをお願いいたします。

目4 雑入につきましては、プレミアム付商品券の販売代金の決算見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

委員会資料の21ページからが歳出でございます。

目2 商工業振興費に関しましてですけれども、プレミアム付商品券事業に係る事業費の決算見込みに伴う減額補正が主なものでございます。

委員会資料の23ページ、節19負担金、補助及び交付金から、節の28繰出金、次のページに移っていただきまして、委員会資料の24ページ、目3 観光費、節7 賃金から節14使用料及び賃借料につきましても、それぞれ決算見込みに伴う減額補正となっております。

委員会資料の25ページをお願いいたします。

引き続き産業団地造成特別会計について御説明いたします。

今回の補正は歳入、歳出ともに1,037万5,000円の減額補正となっております。

いずれも新産業集積エリア整備事業の決算見込みに伴うものでございます。

まず歳入について御説明いたします。

款1 県支出金から款3 繰入金、款4 繰越金から款6 市債に関しましてですけれども、いずれもエリア事業費の決算見込みに伴う減額補正となっております。

委員会資料の27ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

目1新産業集積エリア整備事業費、節13委託料、用地管理委託料でございますけれども、これにつきましては、エリア事業用地内の草刈り業務の決算見込みに伴う減額補正でございます。

草刈り業務の内容といたしましては、あさひ新町側、それから県道側、それぞれ25メートル幅で草刈りを1回行っております。面積にしては、2万平米ほどでございます。ちょうど鳥栖スタジアムと広さが同じほどの面積でございます。その草刈りが1回。

それから新産業集積エリア用地全体を1回、草刈りを行っております。27万平米でございます。福岡ドームが4つほど入る広さとなっております。その分の全体の草刈りが1回ということでございます。

なお、この減額補正の内訳といたしましては、草刈りにつきまして地元からの御協力を得られましたことから、業者委託から地元をお願いできたことによりまして、業者委託時に発生いたします諸経費等約400万円が不用となっているところでございます。

それからまた刈った後の草ですね、それを処分せずにそのままとすることで、日光が当たりにくくなってその後の雑草の生育が抑制されることにつきまして、地元からも御理解をいただいたことから、刈った草の処分費等約540万円が不用となったものでございます。

合わせまして、940万円ほどの不用額となっております。

以上、説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

1点お伺いします。

このプレミアム付商品券販売の減額、これ売れなかったわけですね、好評じゃなかったっちゅうことですね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

当初予算を組んだ際には、全額売れるといたしますか、全額売れるだけの予算を計上しておりましたけれども、それだけ売れなかったと、おっしゃるとおりでございます。

小石弘和委員

不評だったというようなことですね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

使われた方からは、好評であったとは聞いているんですけれども、実際、売れた割合につきましては、非課税者の方の割合につきましては、4割程度。

これは県内の各自治体ともそうでございますけれども、4割から2割の自治体がほとんど

でございまして、使われなかった方につきましては、好評ではなかったんだろうと思われ
ます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

すみません、もう一度確認ですが、購入された方が対象者の4割ということでよかったです
しょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

購入された方につきましては、非課税者の方につきましては、約4割の方が御購入をいた
だいているという状況でございます。

飛松妙子委員

それでは3歳半未満の御家庭はいかがだったでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

このプレミアム付商品券の引き換えにつきましては、非課税者の方については、申請が必
要でございます。数が把握できております。

3歳半未満の世帯の方については、それぞれ引換券を全てに交付をしておりますので、ど
なたが引き換えに行かれたかっていうのは、実際売れた枚数からすると把握ができません。

松隈清之委員長

引換券は3歳未満の家庭にしか配っていないんですかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

すぐに引き換えられる引換券については3歳未満のところに送っております。

非課税者の方につきましては、申請をしていただいて、非課税者かどうかの判断をした上
で、引換券をお渡ししたところでございます。

松隈清之委員長

ということは、送った引換券がどれくらい返ってきたかで、3歳未満がいる家庭の購入率
ってというのは把握できなかったんですか。

それとも引換券はどちらも色がついてないんで、もう一緒になって分からないということ
ですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

引換券自体は、引換券を持たれた方が、郵便局に行って商品券に引き換えるわけなんです
けれども。

その際に、スタンプを押して、引き換えたっていう受領印といいますか、引換券を使った

っていうスタンプを、5,000円のセット券を5枚購入できるっていう引換券が1枚に記載をされております。

ですので、引き換えるところの枠が5つある引換券になっておりまして、それぞれそれは回収せずに、本人さんにお戻しして、引換券の回収自体は郵便局のほうで行っておりません。

ですので、3歳半までの世帯についての実態が把握できかねるという状況でございます。

古賀和仁委員

販売分がほぼ全部使われているっていうか、そのまま、まだポケットの中に入っているっていうか、というのは、その辺の把握というのはされているんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

古賀委員の御質問にお答えします。

現時点では販売先は郵便局さんのほうに委託をしまして、換金のほうは佐賀銀行さんと筑邦銀行の金融機関さんに委託している状況です。

2月末で販売が9,500万円ほどで、換金につきまして8,000万円ほどです。

大体82%ぐらいの換金率といいますか、そういった数字になっているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

ということは1,500万円までは、まだ換金しているかどうか分からないということで、その部分については、たしか期限があったはずですよ、使う期限が。

そのままの状態の場合も、そのまま無効になってしまうんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおり期限がございまして、3月31日までの使用期限となっております。

ですので、この後、当初予算でも御説明をするんですけども、3月31日まで使われたものにつきましては、その後金融機関に持ち込まれて換金をされると思いますので、その分の換金分については、新年度当初予算分で計上しております。

ですので、それがはっきりした時点で、換金率っていうのは出てくるかと思われまして。

古賀和仁委員

使うように、いろんな宣伝とか、当然されると思うんですが、何か考えていらっしゃるんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

現在、ホームページのほうで掲載して周知に努めているところでございます。

飛松妙子委員

まだ購入ができるということだったんですかね、今のお話では。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

購入につきましては、2月末までで締め切っております。使用につきましては3月末までと
いうことで設定をしております。

以上です。

齊藤正治委員

先ほどの新産業集積エリアの草刈りですたいね。草刈りは、結果的に平米単価幾らになっ
たんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

草刈りの平米単価ですけれども、肩かけ式の手刈り部分につきましては、平米当たり28円。
それから機械刈り部分につきましては、平米当たり12円でございます。

齊藤正治委員

それから先ほど、刈ったのをそのままにとって抑制されるという意見がありましたけれど
も、どうやって抑制するんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

草刈りをした後に、通常ですと収集して処分ということまでやる場合があるんですけれど
も、今回の場合には、草刈りをしたまま、刈った草をその場に残しております。

ですので、地面に日光が当たらないことによりまして、雑草の育成が抑制されるというふう
に聞いたもんですから、その分で刈りっ放しにさせていただいたと。

ただそれについては、地元について、こういうふうにさせていただこうと思いますがとい
うことで御理解をいただいたものですから、そのままにさせていただいております。

齊藤正治委員

その考え方は、そんなんだったらもう毎年1回刈って、そのままとけば、要するに翌年
は草があんまり生えにくいつちゅうことでしょう。そういうことですよ。

ということになると、翌年の分は、極端な話で言ったら、3分の1減るか、半分に減るか
分かりませんが、結果的に全面刈る必要がなくなってしまうということになりやせん
かなっていうふうな気がしますが。

だから、枯れてしまって新しいものが出てくるわけだから、抑制するっていう考え方って
いうのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

完全に防草シートを張ったように抑制されるわけではないと思っております。

ただ通常よりも、幾らかは生育に抑制されるのではなかろうかというふうに思います。

齊藤正治委員

それはちょっと考え方としておかしいと思いますけどね。

そうだったら、毎年どこも草刈りしているところは、そのままほったらかしとけばいいわけであって、刈ったままですね。だけどそうはしていないんですよ。

そういったことからして、その考え方は、抑制されるっちゅうのは少しおかしいんじゃないかろうとか。(発言する者あり)

いや、言葉がおかしいんじゃない、おかしいですよ。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

それほど効果がないのかもしれないけれども、今回につきましては、そのまま収集せず処分をしないということで、経費の節減につながるということも判断材料の一つとして、そのように行った次第でございます。

齊藤正治委員

それからもう一つは、火をつけた場合ね、枯れたのをそのままにしていると、周囲に、特にあさひ新町の住宅街があるし、道路もあるし、そっちのほうがかえって危険だと思いますけどね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

そういったこともございますもんですから、地元のほうに、そういうふうにさせていただいてよろしいかということで、御了解を得た上でそのようにさせていただいてもらっております。

齊藤正治委員

それからもう一つは900万円からの金額を、そういうふうには地元だからって言って、随契で出したってその根拠はどこにあるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まず通常、業務委託でいいますと、見積りだけで言うならば、おっしゃられるとおり50万円以下の業務について、見積りを2者以上から徴収して、業者を決めて、見積り合わせを行うというのが、通常の随契ではなかろうかというような御意見だとは思いますが。

今回、金額については、面積が広うございますもんですから、それだけの金額になっておるところですが、まずもって業者委託と比較して先ほどから申し上げたとおり3割程度安価であるっていうこと。

それから当該地については、地元がもともと管理をされてあって、水路や地形、それからどこがぬかるんでいるとかいう地質について、熟慮をされてあるっていうことから、安全かつ効率的に草刈りが可能であること。

それと何よりも今回新産業集積エリア事業を推進していくに当たりましては地元の協力っ

ていうのは不可欠になってまいります。

地元の協力体制の構築っていうのが必要不可欠ということで、その目的を達成するために随契ということで行っておるところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

特例中の特例っていうか、道から外れたような特例なんですよ、これね。

地元の地形をどうかこうとかって言うけど、鳥栖市は全部入札でやっているわけですよ。だから市長が特別に、こういう場合はね、特例として認めますというのをつくっているのと一緒だと思うんですね。

だからそれはそれで私は別に否定はしないんですよ。否定はしないけれども、きちんとした根拠をここに示しておかないと、逆におかしくなってくる。やっていることがおかしくなる。

次はどうするんですか、新年度については。そこら辺はきちっとしとかんといかんじゃないですかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおり、その辺をきちんとさせていただこうと思います。

松隈清之委員長

まず随契っていうやつについて、ルールにはのっとってやられているんですかね。鳥栖市の随意契約のルールに従って、どの部分を適用してやっているとか。

そこはまず前提としてはないといかんと思うんですけど。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

今回、随意契約で手続を行っておりまして、契約の理由書を作成いたしまして、実際の契約手続の中で行っております。

随契の根拠といたしましては、地方自治法の施行令第167条の2の第1項第2号による、目的また性質の観点で随意契約に付することができる場合の根拠規定で随意契約としたところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

目的または性質というところが先ほど言われた地元との協力体制という目的という意味ですかね。という意味なんですかね、目的としては。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

その性質または目的が競争入札に適さないという目的については、おっしゃられるとおり、

地元の協力を構築する必要があるという目的に沿ってでございます。（発言する者あり）

松隈清之委員長

暫時休憩します。

午後 3 時 1 分休憩

oo

午後 3 時 6 分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

ほかに何かございますか。

古賀和仁委員

さっきから言っていたんですけれども、刈った後そのまましとくと。それが最善の策みたいなことを言われたんですが、ほかのところはほとんど何らかの処理をしていると。

でもこれは市の方針としてそういうふうにやります、ここは市有地だけど、特別ですよというふうに捉えていいわけですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

ほかに、草刈りを委託しているところっていうのは、毎年、計画的に草刈りを行っている場所だと思われます。

先ほど来、御議論いただいているように、いつまでも草刈りをする場所ではございませんので、ここについては特例的にそういうふうに思っております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

説明書の24ページの四阿屋遊泳場及び沼川河川プール監視員の減額補正について詳しく御説明をお願いします。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

飛松委員の御質問にお答えいたします。

四阿屋遊泳場及び沼川河川プールにつきましては、7月から、それから8月の夏休み期間中に開設しております。

今年御承知のとおり7月豪雨並びに8月豪雨がございまして、開設日が四阿屋遊泳場に至っては7日閉鎖、沼川河川プールについては6日閉鎖。以上の理由から、監視員の人件費を減額させていただいたものでございます。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

今年については予定どおりの開設で予算は組んでいらっしゃるってことですかね。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

予定どおり夏休み期間中に開設させていただく予定でございます。

小石弘和委員

今、人件費の削減7日間。それはもう結局、天災だからやはり人件費は払ってやらやこて。

献立も、給食センターの臨時さんは国が補償して払うと言ひよるよ。

そういうふうなことを減額して、やっぱ雇うときは、大変な尽力しとるけん、5日間ぐらいなら、本当に一生懸命される方だから、それぐらいは減額せんで払ってやるべきじゃなかかなど。特例はあるでしょう、特例が。

以上、意見です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

松隈清之委員長

ないようでしたら、続きまして、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算及び議案乙第10号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

資料が変わります。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

令和2年度当初予算中、商工振興課関係分につきまして、一括して御説明をいたします。

当初予算委員会資料29ページをお願いいたします。

まず歳入の主なものについて御説明いたします。

款16国庫支出金につきましては、プレミアム付商品券事業における換金予定額に対する国庫補助金でございます。

委員会資料の30ページをお願いいたします。

款22諸収入、目1労働金庫預託金元利収入から、目5市小口資金融資預託金元利収入につきましては、市内の中小企業者向けの貸付制度に伴います各金融機関への預託金の元金等として総額4億2,300万1,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料の32ページをお願いいたします。

款5労働費のうち、節21貸付金8,500万円につきましては、勤労者の生活資金等に融資を行うため労働金庫に預託する貸付融資のための預託金でございます。

次に、款7商工費、目1商工総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましてですけれども、経済部長及び商工振興課職員13名分の人件費でございます。

委員会資料の33ページをお願いいたします。

目2商工業振興費のうち、節13委託料につきましてですけれども、各工業団地の樹木管理及び清掃等の管理委託料、それから鳥栖市創業支援相談業務委託料につきましては、サンメッセ鳥栖1階に設置をしております鳥栖市産業支援相談室、通称鳥栖ビズの業務委託料となっております。

その下、プレミアム付商品券換金業務委託料につきましては、先ほど御説明をいたしましたけれども、商品券の使用が今年3月31日までとなっております。

ですので、新年度に入りまして4月以降に金融機関に持ち込まれて換金される商品券に対する委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、GLPトラック待機場の車どめが破損劣化しておりますので、その取替えに要する工事費と、その下、西部第二工業用地法面改修工事費につきましては、西部第二工業用地の調整池ののり面に、雑草の繁茂対策といたしまして防草シートを設置しておりましたけれども、経年劣化により破損をしております。ですので今回、張りコンクリートを施工するものでございます。

委員会資料の34ページをお願いいたします。

節の19負担金、補助及び交付金の主なものについて御説明いたします。

まず説明書欄の上から4行目、企業立地奨励金に関しましてですけれども、次のページに主要事項説明書をつけておりますので、御覧いただけますでしょうか。

企業立地奨励金等といたしまして、これにつきましては、企業誘致に伴います奨励制度として企業立地奨励金を設けております。

これは市内に事業所等の新設、増設などを行う企業に対しまして、奨励金を交付するものでございます。

企業立地奨励金につきましては、事業所等の新設や増設によりまして、最初に固定資産税を賦課した年度の翌年度から3年間交付することとしております。今回、4社に対しまして1億1,268万円を交付するものでございます。

委員会資料の34ページに戻っていただきまして、節21貸付金につきましてですけれども、これは例年同様の3億3,800万円を計上しております。

内容といたしましては、佐賀東信用組合へ2,500万円、商工中金1,300万円、それから市内の中小企業及びその構成員に対します事業資金融資の原資としてそれぞれ預託するものでございます。

また市小口資金融資預託金3億円につきましては、市の小口資金融資制度といたしまして、市内の中小企業者の運転資金、それから設備資金の円滑化を図るために、市内の各金融機関に預託をするものでございます。

委員会資料の36ページをお願いいたします。

節28繰出金に関しましてですけれども、これは1,051万3,000円ですが、産業団地造成特別会計へ繰り出すものでございます。

委員会資料の38ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金の主なものについて御説明をいたします。

まず観光イベント推進補助金について御説明いたします。

次のページに、主要事項説明書をつけておりますので御覧ください。

観光イベント推進補助金でございますけれども、ここに書いていますとおり鳥栖山笠、まつり鳥栖、とす長崎街道まつりなどの観光イベントの開催、それから観光ボランティアの育成など、まちづくり推進事業に必要な経費を観光協会に補助するものでございます。

委員会資料の38ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。

観光コンベンション事業補助金につきましてですけれども、これは市内への観光客の誘客、それから観光情報の発信、観光イベントの推進など、観光振興のために観光協会の運営に対して補助するものでございます。

引き続き、産業団地造成特別会計について御説明をいたします。

委員会資料40ページをお願いいたします。

まず歳入の主なものについて御説明をいたします。

款1 県支出金でございますけれども、新産業集積エリア整備事業に伴う県負担金となっております。

款2 繰入金につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、一般会計からの繰入金でございます。

委員会資料の41ページをお願いいたします。

款5 市債につきましてはですが、新産業集積エリア整備事業に伴う市債でございます。次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

委員会資料の42ページをお願いいたします。

令和2年度の新産業集積エリア整備事業といたしまして、その次のページ、主要事項説明書をつけておりますので、御覧をいただけますでしょうか。

ページ数で言いますと43ページでございます。1に目的を書いております、2に事業内容を書いております。

令和2年度の事業内容といたしましては、需用費等が42万9,000円、用地管理委託料でございますけれども、これは先ほど補正で説明をいたしましたけれども、事業用地内の草刈りに要する委託料でございます1,240万円。それから工業用地購入費が4,983万円。物件移転等の補償費が4,094万1,000円を計上しているところでございます。

委員会資料の44ページをお願いいたします。

款2 公債費に関しましてですが、新産業集積エリア整備事業に伴います地方債の償還金となっております。

以上、説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

1点お伺いします。39ページ、主要説明書の中で625万円。これはもう令和元年度も結局掘出されていると思うんですけど。その中で、とす弥生まつりが中止になったというふうなことを書面で頂いているんですけど、これの払戻しはどのようなふうになるわけですか。

松隈清之委員長

これ来年の3月でしょう。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

今年度の予算のお話になるかと思えます。本年度中に開催される弥生まつりが中止になったことに伴って、その補助金はどうなるのかっていう御質問かと思われましてけれども、その分は実際、実費といえますか、かかった経費、チラシ等の印刷は終わっているというふうに

聞いておりますけれども、かかった経費だけで精算を行うことになりまして、金額自体は交付をしないということになります。

小石弘和委員

今年じゃなくて、例えば、中止になったから、これは令和元年度に予算が出とるでしょ。令和元年度には予算計上されているわけですよ、625万円で。本年度、令和元年度の予算で中止になったでしょ。

ですから、この経費を引いて、残った金は戻ってくるんですかっち。本年度予算じゃなくて、関連ですけど。

松隈清之委員長

整理しますね。まず令和元年度の補正について、令和元年度について実費だけを引いて残りは返してもらうことになっているっていうことですね、元年度の分については。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

実績報告が出てまいりますので、それに基づいて実費だけしか交付をしませんので、かかった経費のみ交付をするということになります。返していただくということでございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

同じページの観光コンベンション事業費補助金の内容について、詳しく御説明をお願いします。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

観光コンベンション事業費補助金954万7,000円の分かと思えますけれども、これにつきましては、先ほど御説明を行いましたとおり、観光協会の運営費に関する補助金となっております。中身といたしましては、人件費3名分約760万円、それから事務経費約190万円。そういったものに対する補助金でございます。観光コンベンション事業といたしましては、まず観光客の誘致関連ではプレミアムアウトレット、それから鳥栖駅等で見えられたお客様に対して、観光情報の提供を行うとか、広域的に連携をしまして観光振興を行っております。

各イベント、観光のイベント等に、観光協会が出店を行うとか、あとは情報発信としてホームページはもちろんです。フェイスブック等の活用を行っていただいております。

それから地域資源を生かしたイベントの振興といたしまして、まつり鳥栖であるとか、山笠、長崎街道まつり等とかのそういったものに関しても、人員を割いて活動を行っていただいているところですが、そういった観光協会の運営、実際の人件費、それから事務費相当額を補助するものでございます。

飛松妙子委員

そうしましたら、観光コンベンション、実態は、4人ではないと思うんですが、4人プラスふるさと応援寄附金で、1人の方が多分いらっしゃると思うんですが、トータル何名の方がいて、4名のみで、この運営をされていらっしゃるのかどうか、その辺はお分かりになりますか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

御質問にお答えさせていただきます。観光コンベンション協会の職員といたしましては4名でございます。事務局長以下、職員3名です。

その人件費の財源につきましては、事務局長以下2名、3名の職員がこの補助金、観光コンベンション事業補助金から人件費が出ております。

1名の職員については、基本的にはふるさと納税に従事していただくということで、市のほうから、ふるさと納税の委託金として入ってくる委託料の収入で人件費を充てているというところでございます。

飛松妙子委員

すみません、もう一度お伺いしたいんですが先ほど、3名プラス1名っていうお話が、最初に御答弁あったかと思うんですが、もう一度お話してもらってもよろしいですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

すいません、誤っていたのかもしれませんが、人件費については3名分見ておりまして、金額で言いますと約760万円を見ているというふうに答えたつもりだったんですが、3名プラス1名って申し上げたのであれば、訂正しておわび申し上げます。人件費としましては3名分でございます。

飛松妙子委員

そうしましたら954万7,000円のうちの人件費が760万円で、それ以外が、観光コンベンションがいろいろイベントとかを行う中でかかる費用ということでよろしいでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

イベントを行う経費ではございませんで、観光コンベンション協会の人件費3名分が約760万円。事務費が約190万円でございます。

飛松妙子委員

分かりました。ふるさと納税での人件費と観光コンベンション事業補助金での人件費の中で、その整理とかいうのはついているということでよかったですでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

観光協会からは、ふるさと納税のほうで1名、人件費を見ているっていうふうに伺ってお

ります。観光でいうと、この観光コンベンション事業補助金については、それを外したところの3名分で人件費を見ているということで整理がついておると考えております。

飛松妙子委員

同じ部署にいらっしゃるものですから、人が足りなくて、貸し借りというものがあるのかなと思ったんですが、その辺の整理を聞かせていただきました。ありがとうございます。

松隈清之委員長

委託なので、専従じゃないといけないとかっていうわけではないでしょう。

だからその事務に対して払うから、忙しい忙しくないで人の行き来は当然あっても問題ないですもんね。

ほかに。

内川隆則委員

ちょっと今の関連。

私は以前に一般質問でも、このイベント推進補助金とコンベンション事業補助金というふうなことで分けて、わざわざ分けてしているんですが、これ一緒にやれんかというふうなことで質問したことがあるけど、なかなかその辺の話がうまく進んでこなかったんですけど、現在どういうふうになつとる。やっぱりきちんと区分けをして、作業をしよるわけ。

松隈清之委員長

イベントに対する補助金と観光コンベンションに対する事業補助金を一緒にしたらどうかっていうことですかね。

内川隆則委員

それも一つやけど、実はいつかもその質問のとき言ったけど、新鳥栖駅でコンベンションの人たちがじいっとしとるわけよ。何もせんで、物も売られんらしいたいね。

だから、そういう仕事も大変じゃなあ、じいっとしとくともと。だから、イベントをされるような人たちとの、兼ね合いを合わせてやれんかというふうなことを言ってきたんですけども。

ですから、何も仕事しないなら、じっと座っとけていうとも大変じゃろうと思うてね。一方じゃ、ばたばたしよるといふふうなこともあるけんが。

その辺、どういうふうにかえるのか、考えたほうがいいのか、改めてちょっと聞きたいんですけど。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

新鳥栖駅におります観光協会の職員がじいっとしておって、そこを活用してイベント等にも活用したらっていう御提案でよろしいですかね。

じゃないんですか。

内川隆則委員

一緒に仕事をしたら、お互い忙しいときにはこっちに、そうでないときはこっちにっていうふうなことをやったほうが効率的じゃないかというふうな思いから言うなら、もう端的、一緒に予算を合わせてやったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど。

松隈清之委員長

この新鳥栖駅観光案内事業補助金のほうなのかなと思うんですけど、いやそこでやっているのは、ここに働いておられるの観光コンベンションのスタッフの方なんですかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

新鳥栖駅観光案内所につきましてですけれども、こちらにつきましては、観光協会が雇っておりますパートさんになります。5名雇用をされておまして、2人のシフト制となっております。

営業時間については9時から18時、年中無休でございまして、今、観光案内や観光情報の発信のほか、物産品の販売も行っております。

それからレンタサイクルや、ノルディックウォーキングのポールとかの貸し出しも行っております、年間約4万人の利用実績がございます。

昨今は、ちょっとコロナで下火になっておりますけれども、インバウンド等の外国人のお客さんっていう伸びが非常に顕著に目立っておりますでございます。

ですので、この新鳥栖駅の観光案内所につきましては、それは観光協会の中でどのようにシフト割りをするかによると思うんですけども、そのほかのソフト事業のほうにも、人材的な活用をされるとかということが、年中無休で9時から18時で2人シフト制でということであれば、難しいんじゃないかなと思われま。

以上でございます。

内川隆則委員

年間4万人とかなんとかいう話やけど、どこでどういうふうなカウントしよるのかさっぱり分からんとぼってんね。

物も売りよっていうけど、物は売りよるくさい。ぼってん、極めて限定された品物しか売られんわけよ。

だからなかなか、買う人は限定されてしまうわけよ、極めて。だから何でも売っていいなら、いいじゃろうけど。限定された、ごく少数の品物しかないわけよ。だから、じいっとしとかないかんちゅうことよ。

だからなぜこんなやり方をするのか、私も不思議でたまらんとは、今まで言ってきた中身

やけど。もう少し効率的にやれんかというふうなことを思うんやけど。

松隈清之委員長

駅の構内になりますよね。販売に対しては、制限がかかっていないんですか。言われるような、いろんな取組ができるような環境ではあるんですか。

そもそもJRが駄目って言っているなら別やけど、そこら辺の話。

そういう鳥栖の産品とか、限定してでも、何かそういうことができるようになっていう働きかけはこれまでされたことがあるのかな。

これはもう観光コンベンションに投げているから、そこら辺の話も観光コンベンションがするんですかね。

今、回答できんのやったら、これ審議に直接、賛否に関わるかどうか分からんけれども。

最終日までにこれまでJRとかと、そういう話をしてきたかどうかというのを聞いてもらって、答えをもらおうか。

ここで、あんまり中途半端にしか答えられんでしょ、今の段階では。

向井道宣商工振興課参事兼新産業集積エリア事業推進室参事

失礼します。もともと新幹線開業に伴って県のほうも補助を出して、新さがんもんという新しい佐賀のお土産をつくって、そして鳥栖も当然、いろんな名物というか、カレーロールとか、そういう新しい品物をつくって、新鳥栖駅で情報発信していこうということから始まっています。

当時のJRとのやり取りの中では、委員おっしゃられるとおり、積極的に売るのはなかなかNGだよと。ですから、まず展示して、それを即売しましょうということで、確かに、積極的に売れませんが、買いたいと言われた方については、現在はもう定番化して、お土産として買われていることも、実際あります。

その中身について、今後どういうふうにやっていくかっていうのは課題の一つだとは思いますが。

現在、課長が申したとおりシフト等の絡みもございまして、パートという形で雇っているものもありますので、幾つか課題を整理する必要があるかと思っております。

以上です。

松隈清之委員長

よかですか。

内川隆則委員

ぜひ幾つかの課題を整理してください。

松隈清之委員長

ほかに。

古賀和仁委員

34ページ、企業立地奨励金。これ4社ということでございますけど、それぞれ会社名と、それから投資した額と、それからそれぞれ幾らの補助をしているか、それと売り上げと、従業員数と、それぞれお願いします。

松隈清之委員長

後でもいいですか、整理して。

古賀和仁委員

いや、今。その後質問しますので。

松隈清之委員長

今答えられますか。（「分かる範囲でいいです」と呼ぶ者あり）

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

交付の対象は4社と申しあげましたけれども、これ3年間交付するっていうふうに申しあげましたけれども。

まず1年目の交付となりますアイリスオーヤマ、ここが増設をされております。製造業のアイリスオーヤマですけれども、こちらが6,400万円ほど、固定資産税相当額です。

2年目となります物流業務団地に流通業務施設を持たれております三井住友信託銀行でございますけれども、こちらが2年目となりますが、550万円ほど。

それから3年目となります九州セキスイハイム工業、こちらが3,570万円。

それと最後に3年目となります昭栄化学工業、これ製造業ですけれども、711万円でございます。

売り上げと従業員数については、また後ほどお知らせをします。

古賀和仁委員

これ交付の条件がある程度あるんですよね。

地元の雇用とか、今まで地元雇用がこれによってどのくらい増えたのかどうか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

企業立地奨励金につきましては、新設の場合だったり、増設の場合だったり、また物流の場合であったりというふうなことで条件といたしますか、投下固定資産税の総額だったり、あと常時従業員の要件だったりというのがございます。

この企業立地奨励金については、地元雇用についての条件はございません。

古賀和仁委員

お願いするとかというのは今までやってこられたと思うんですけど。

その中で幾らっていう把握——そうしたら後で出していただいて、地元からどのぐらいの雇用したのか、それと正社員、臨時とか、それ併せて分かれば、資料としてお願いをしたいんですけど。

松隈清之委員長

企業からそういう地元から雇用しましたとかっていう報告は上がってくるんですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長

報告いただいております。

松隈清之委員長

最終日でいいですか。

古賀和仁委員

よかですよ。

松隈清之委員長

じゃあ最終日に整理して。（「はい」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

同じページ、関連で。この企業立地奨励金制度を僕としてはいつまでするのかなと思って。

例えば土地もない、企業は企業努力で倉庫を増設すると、もちろんこれ目当てで、固定資産税上がって、4年後からの収入増ということで、3年間免除されているじゃないですか。

けど、これがなくても企業は増設するんであれば、この制度を、本来もらえる固定資産税をもらえないっていう制度なので、僕はどっからの年度で、今まで企業立地を奨励したと、けれども、令和何年度はもう土地もないっちゃけん、もうこの制度をやめますということの判断は、検討とかしたことがあるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

おっしゃられるとおりに用地がないっていうふうな状況でございますけれども、企業立地奨励金自体は逆に建て替え等を行っていただいたりとかということで、とどまっていたく、外に流出をさせない、鳥栖市外に出ていく企業をなるべく出さないっていう効果もあるんじゃないかならうかと思います。

これいつまで続けるのっておっしゃられましたけれども、これがなくなることによって外に企業が出て行かれるっていうこともあるかとは思いますが、そういった建て替えとか、そういったものについても奨励金制度の対象となっておりますので、そこは続けていくべきだというふうに考えております。

西依義規委員

それが市の全庁的な考えなのか、担当課の個人的考えなのか、いや、そういう効果も見込

まれますって僕も想像はつきますよ。

けど、固定資産税を3年間免除っていうのが、他市もいろいろやられているかどうか分からんですけど。鳥栖市がやめたことによる悪影響と、そんなに悪影響がなかった場合の収入増、そういうのもやっぱり一応評価を、検証して、今やめんでもいいけど、将来にこれ3年間絶対せないかんけん、今から決めたって、実質の5年後とかそうなるんでしょから、そういうのは僕は——どうなんですかね、やっぱ検討するまでもない。

松隈清之委員長

今のところ新しい——エリアの件も含めて——今後またつくるという意思を持ってあるんで、現時点であまり先のことまでは別ですけど、少なくともまだ工業団地を今造成しようとしているので、今のところはまだ当面これをどうこうするという考えは持っていないんですよ。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員

43ページ、新産業エリア事業で先ほどもあったんですけど、用地管理委託料1,240万円のこれの内訳についてお尋ねをいたします。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

用地管理委託料1,240万円ですけども、これにつきましては、業務内容といたしましては、あさひ新町側、それから県道側につきまして、20メートル幅で、2回草刈りを行って、全体を1回——ですから、回数で言いますと計3回の草刈りで見込んでおる金額でございます。業者委託で見込んである金額でございます。

古賀和仁委員

補正予算のところでは、たしか特例によってっちゅう話で、これはもう完全に業者委託ということですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

草刈りをするようになったということ仮定してですけども、地元から断られた場合に備えまして業者委託でも対応できるような予算を計上しております。

古賀和仁委員

先ほど特例で云々でやりますよみたいな感じで言われて、地元が断るような状況はあんまりないような状態で、もうがんから入れて、最初から特例でするような気持ちを持っていて、これは、あくまでもこういう事業は業者に委託することが前提ですかという話ですが。

そこだけ教えてください。どちらを優先するか、地元なのか、業者なのか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

我々といたしましては先ほど補正のときに申し上げましたとおり、地元等の協力体制の構

築ってというのが目的でございます。

ですから、まずは地元のほうにお声掛けをさせて、もし刈りとなった場合に、地元のほうにお願いをすることになるかと思えます。

ただ地元が人的な関係とか、あとは営農の関係とかで、今、手が足りませんとかいうこととかになった場合に、やむを得ずといいますか、業者のほうにお願いをする場合があり得るというふうに想定をして、予算組みのほうは、業者委託の計上を行っておりますが、おっしゃられるとおり、目的につきましては、地元が発注をお願いしたいと。

なおかつ経費については安く上げたいというふうに考えております。

古賀和仁委員

ということは例えば特例で九百何十万円かに安くなった、当然それも頭の中に入れて予算を上げているというふうに考えているわけですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

業者委託で1,240万円というふうに予算計上しておりますけれども、これ地元に出しますと820万円ほどでできるんじゃないだろうかというふうに思っております。（発言する者あり）

松隈清之委員長

業者委託をするという金額にはなっているけれども、地元投げると、手間賃分が引かれて820万円ぐらいでできるだろうなという推測をしているということですか。

ほかにありますか。

齊藤正治委員

すいません、34ページの企業立地奨励金の3つ下の商店街賑わい創出支援事業補助金と、商業活性化推進事業補助金、これについて詳しく御説明をいただきたいと思えます。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

御質問にお答えさせていただきます。

まず賑わい創出支援の補助金でございますけれども、こちらについては、鳥栖市商店街連合会さんのほうでイベントをやっていただいております。8月に盆踊り、それから10月にハロウィンをやっていただいております、それぞれ約1,000名の来場があったと聞き及んでいるところでございます。

それから鳥栖市商業活性化推進協議会、こちらにつきましては、鳥栖市の商工会議所さんと鳥栖市が幹事となってやっておりますけれども、各商店街の先進地視察ですとか、各調査を行ってきたところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

中心市街地の話ですけれども、鳥栖駅の周辺整備がなくなって、にぎわい創出を商工振興課が全体的にそうでしょうけれども、やるというようなところで。

要するにそれと回遊性を持たせたまちにしたいということだけど、具体的にどうするかっていうのが、中心市街地をどうやって活性化するかっていうのが見えてこないですね。見えてこない間にずうっと廃れてしまう。

結果的に今あるのが、飲食街が非常に多いわけですから、そこら辺をもう一回、きちんと見直して、やっぱりいかにしたら中心市街地が活性化する——中心市街地の枠っていうのはもう決まっているわけでありますから、そういったことをやっぱり踏まえて、もう少し市が主導的な立場に立ったところで、そういう活性化をぜひお願いしたいと思いますが、どのようにお考えなのか。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

今、御指摘いただきましたように駅周辺関係の事業の進捗等にもよりますけれども、当然、中心市街地を活性化すると、こういうことについては、市としても頑張っていく必要があるというふうに思っております。

そうした中で先ほども、補助金の中でありましたけれども、活性化協議会等々、また駅前関係等の整理も行いながら、できる限り、にぎわいが創出できるようなことで考えていきたいというふうには思っております。

何分、いろいろ検討する中で、課題もあるかと思っておりますので、そういう課題や、先ほどありましたけれども先進地とかの事例を踏まえながら調査・研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

齊藤正治委員

中活中活と言いますけど、中心市街地活性化計画の指定を取るような気持ちはないんですか。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

その計画についても、先ほど申し上げましたけれども、計画等について勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

齊藤正治委員

駅周辺の4年ぐらい前の構想からずっと入ってきたけど、ただ1つだけ、議論されていないのが、中心市街地をいかにしたら活性化するかっていうこの議論は、今回も抜けてきていたわけですね。

だけど、抜けたまま、そのまま走ってきたというのが、現実に関これまでであったわけで、そうじゃなしに何のために活性化するのかっていうのが、そこはやっぱり一番大事なところだと思うんですけども。そういったことを踏まえていろんな国のメニューもありまし、地元の問題もごさいますけれども、そういったことを誰か、課長を初め、しっかりと勉強してもらって、商工会議所とも、もう少しやっぱりコンタクトをきちんと、そういったものに対して――商工会議所も今、企業誘致ばかりありますもんですから、一番身近な、私たちが暮らすようなそういった商店街の活性化がなかなか進まんでおるところだと思うんですよ。

だからそういったことを今一度、やっぱり何のために商工振興、あるいは商工会議所、何のためにそこに存在しているのかっていうのを踏まえたところで、ぜひ積極的にお願いをしたいと思ひますんで、よろしくお願ひいたします。

松隈清之委員長

私も活性化協議会いますけど、今、齊藤委員言われたように、協議会の中でもやっぱり鳥栖市として中心市街地をどう考えているのかっていうことは言われているんですよ。じゃあ地元の商店街の人間が考えろっていうものでも多分ない。

それだけでもないと思ひるので、今すぐ答えを出すというのは別にしても、中心市街地をどうしていこうかという方向性とか、その方向性を持って議論をしてもらうにしても、やっぱりそこはちょっと整理を早めにしていていただきたいと思ひます。

ほかにありますか。

西依義規委員

すみません、同じページで、例えばイルミネーション事業補助金が商工振興費入っているんですよ、観光じゃなくて。

イルミネーションは、あくまで商工振興のためにやっているという意味でここに入っているんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

これハートライトフェスタのことでごさいますけれども、そういった趣旨でこの予算に計上しております。

西依義規副委員

じゃあその下、例えば先ほどコンベンションの補助金あったんですけど、ここにも商工会議所補助金、中小企業相談所補助金で、前のページには例えば鳥栖市創業支援相談業務、サンメッセのところか何かの補助金、これ委託料かあるんですけど。

例えば商工会議所補助金は何に対する補助とか、中小企業は、人件費とか、そんなのはあるんですか。

まず補助理由みたいなやつ。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

まず商工会議所補助金でございますが、こちらについては、鳥栖商工会議所さんのほうにお出しする補助金でございます。

目的といたしましては、市内商工業の育成化と近代化の促進、それから商業化の活性推進事業という目的で、市として補助金を支給しているところでございます。

続きまして、中小企業相談所補助金でございます。

こちらにつきましては、小規模事業者、それから中小企業者の経営相談を商工会議所さんのほうで行っていただいておりますけれども、そちらについて、一定額補助金を支給させていただいているものでございます。

以上でございます。

西依義規委員

そこはまたコンベンションとごっちゃんのあるんですけど、それはきれいに商工会議所補助金は今ごっこりした理由やっただすよね、全体的に何に使ってもいいような感じで。

中小企業相談所の場合は中小企業相談に関わる人の補助金っていう考えですか、例えばその人の人件費とか、それともここも自由なんですかね。

松隈清之委員長

商工会議所の要は補助対象とか、中小企業相談所の補助対象とか。

そこら辺をちょっと整理して、最終日までに、金額の根拠とかも多分どっかにあるんですよ、そういうのが。

だからそれを、こういう部分に対して、それがどれくらいを商工会議所さんも会費集めているんで、会費がこんだけで、どれくらいの割合が補助金でとかっていうのがあるんであれば。当然、他市も補助金でやっていますから、そういう補助金を出しているんで、何らか、そこら辺の金額の根拠になる部分を整理して、最終日までにちょっと教えていただけたら。分かるならいいですけど。(発言する者あり)

ちょっと待って、どうですか。

今答えられるのなら、今答えもらってもいいですけど、時間が欲しいならまた最終日に。(発言する者あり)

古賀達也経済部長兼上下水道局長

商工会議所の補助金につきましては、会議所の運営で各種いろんな事業から、いろいろな運営をされていますので、その辺の、要は人件費とかじゃなくて運営費に当たって、市も補助はしますけれども、当然、会費であったり、共催事業であったり、事業収入であったり、

というような各種収入の中で運用されています。

で、そういう運営に対する市の補助というような形になりますので、人件費何人分をって
というようなことではございません。

中小企業への補助金については、相談をされることについての補助になりまして、こちら
のほうも国、県や商工会議所等からも、実際に運営費として補助が行っておりますので、そ
ういう関係で、人件費何人分のってというような部分ではなくて、そういう相談業務をする運
営の中での一部を市が補助しているというような状況でございます。

以上でございます。

西依義規委員

分かりました。じゃあ前のページの鳥栖市創業支援相談業務委託料ですけど、これは委託
費なので、本来鳥栖市がすべきことを、中小企業診断士っていうか、あの方々に委託されて
いると思うんですが。この事業を、今5年たって、2015年と書いてあったんですけど、成果
というか、本当に相談支援の需要がこんぐらいあって、どれぐらいが創業支援して、やっぱ
りこの委託料は、今後も続けるべきだっていう何かそういうのをお聞きしたいんですけど。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

御質問にお答えします。

創業支援相談業務委託料につきましては、昨年が創業件数が8件、令和元年につきましては
は、9件。

創業件数としては1件しか伸びておりませんが、支援の件数としては平成30年が272
件から286件と伸びている状況でございます。

さらに、来年度につきましては、テレワークの活用セミナー等も開催をさせていただく予
定で考えております。

今回のコロナウイルスでテレワーク等、新しい働き方ってというのは、ニーズは高まってき
ておるところだと思っておりますので、創業支援相談業務委託料の中にそういったものも組
み込んで、引き続き市として創業を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

西依義規委員

これはもう全国的な流れなんですか。どこの市もやっていることなんですか、これ。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

県内では佐賀市と唐津市が行っております。

西依義規委員

8件が、ぱっと聞いた感じでは少ないような、イメージですよ。

単純に1件、100万円って言ったらいかんでしょうけど、相談に対する、例えば場所があそこで本当にいいのかとか、市民の方に本当に知られているのかとか。

そういうのは、お互い委託先と市のほうで問題提議とかそういったのはされたことありますか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

場所についてという御質問についての議論ですかね。そういったものについては、委託先の中小企業診断協会さんとは特段議論はしてはおりませんが、前回一般質問でも、鳥栖ビズの周知宣伝の在り方がちょっと少ないということを言われて、御指摘を頂いておりますので、市報等を使って、積極的にPRに努めていきたいと考えております。

西依義規委員

また繰り返しですけど、例えば商工会議所もそういう目的のところでしょ、あそこも商工会議所も。中小企業診断士は、特化しているってということなんですか。

僕はいろんな委託先が、ばらばらで、まとめてもう例えば商工会議所さんとか、どっかにしたほうがよさそうな気がするんですけど、そこをあえて分けている。創業は中小企業だと、普通の中小企業相談は商工会議所と、分けている理由は何かあるんですか。

向井道宣商工振興課参事兼新産業集積エリア事業推進室参事

この事業は御存じのとおり地方創生の推進する中で鳥栖市の戦略の一つとして、今から企業誘致だけじゃなくて、事業を起こす人も後押しをしましょうと。

そういったことで経済活動を活発化させましょうということで行った事業です。

当然、今、商工会議所さんも、基本は市内の企業さんの伴走型の支援、それから一方で一部、同じように起業、起こす業の部分もされていますけど。

僕らも鳥栖ビズに来るお客さんとかに聞き取りすると、なかなか商工会議所の敷居が高いと。なかなか自分はまだ、事業者でも何でもないので、いきなり行って相談しにくいということと。

あともう一つ、場所的なものについても、僕ら、まず掘り起こしからやって、セミナーからやるんですけど、大体サンメッセの3階、4階ぐらいの会議室をやって、そこからシャワー効果みたいな形で、相談業務のところにお連れするので、少しずつでも認知は増えていっていると思います。相談者の側からすると、1か所だけじゃなくて、そういう相談するところが2か所、3か所、もしくは人が違うと、視点が違うということがあってもいいのかなというふうに評価しております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

先ほどコロナの話が出たんですが、今回新型コロナウイルスの感染症で、中小企業、市内のところもかなり打撃を受けているとお聞きしているのですが、今、商工振興課でつかんでいる情報とか、あと資金面とかで、先ほど貸付金とかもございましたが、そういうのが活用できるのかどうかとか、いろいろ情報がありましたら、この場で御説明いただければと思うんですが。

松隈清之委員長

影響についてということですか。コロナウイルスの影響について、把握している分。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

中小企業に対する支援策といたしまして、私どもで持ち得ている情報につきましては、もちろん市のホームページで新型コロナのページが、トップページのほうに出てまいりますけれども、その中にいち早く事業者向けの相談窓口のポータルサイトの的なものを立ち上げさせていただいております。これについては、飛松議員からも御意見等頂いてありがとうございます。

その中で、市で直接行っているものっていうのはございませんが、国のほうをにおきましては、衛生環境激変対策特別貸付や、あとセーフティネット貸付の要件緩和、それから補償の拡充、金融機関等の補償の拡大等の報道等がなされておるようでございます。

で、飛松議員からも御案内を頂いた日本政策金融ですかね、あちらの情報につきましても教えていただいたもんですから、それも掲載を行ったところでございます。

今後入ってくる情報につきましても、そういったホームページ等で、いち早く公開をしていきたいというふうに考えております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

情報が行き渡らないと、なかなかその先が、中小企業の皆様も、先が見えてこなくて不安もあると思いますので、できるだけ情報の発信をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、商工振興課関係議案に対する質疑を終わります。

どげんですか、上下水道局終わり……できますか。

委員の皆さんどうですか。

〔「明日」と呼ぶ者あり〕

明日でも対応できますかね。(発言する者あり)

今待機しとるちゅう話です。いずれにしても、今から入れ返してとかやけん、40分とかで終わらんでしょ。

我々もあんまり残業させたくないからですね。(発言する者多数あり)

それでは、明日しましょうかね。

上下水道関係議案の審査は今日、日程上入っておりましたが、時間もあまりないようございいますので、これにつきましては、明日に繰り延べたいというふうに思います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

松隈清之委員長

それでは、本日の委員会は、これで終了いたします。

午後 4 時12分散会

令和2年3月5日（木）

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之
副委員長 西依 義規
委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則
古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長 古賀 達也
上下水道局次長兼管理課長 高尾 浩伸
上下水道局管理課長補佐兼業務係長 小川 智裕
上下水道局管理課総務係主査 小柳 洋介
上下水道局事業課長 日吉 和裕
上下水道局事業課浄水場長 平塚 俊範
上下水道局事業課水道事業係長 桑形 伸
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長 松雪 秀雄
上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長 中牟田 恒

建設部長 松雪 努
建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事 萩原 有高
建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事 三澄 洋文
建設課スマートインターチェンジ推進室長補佐 庄山 裕一
建設課長補佐兼庶務住宅係長 犬丸 章宏
建設課長補佐兼整備係長兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長 杉本 修吉
建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長 江藤 誠
維持管理課長 大石 泰之
維持管理課管理係長 齊藤 了介

維持管理課維持係長	山下 美知
建設部次長兼都市計画課長	藤川 博一
都市計画課長補佐兼公園緑地係長	本田 一也
都市計画課庶務係長	古澤 貴裕
都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長	木原 智範
国道・交通対策課長	中内 利和
国道・交通対策課道路・交通政策係長	増田 義仁

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 日程

上下水道局審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
 議案乙第5号令和元年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）
 議案乙第6号令和元年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）
 議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算
 議案乙第11号令和2年度鳥栖市水道事業会計予算
 議案乙第12号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算
 議案甲第4号鳥栖市特別会計条例の一部を改正する条例
 議案甲第11号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

建設課審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
 議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算
 議案甲第9号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

維持管理課審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
 議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第12号市道路線の廃止及び認定について

[説明、質疑]

都市計画課審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

国道・交通対策課審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

日吉和裕上下水道局事業課長

維持管理の補助として、当初、47基を予定しておったものが、40基で決算見込みを立てているところでございます。

古賀和仁委員

それぞれ大きさによって、容量によって違うと思うんですけど、基本的に大体7人槽とか10人槽とかあるけど、どうなっているんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

維持管理補助金につきましては、人槽には関係なく1件当たり1万5,000円を補助いたしております。

古賀和仁委員

ということは7基分というのは、必要ないから申請がなかったのか、その辺はどういうふうになっているんですかね。

日吉和裕上下水道局事業課長

あくまでも申請ですので、個人さんの意向というところまでは把握はできておりませんが、申請に伴っては、清掃とか保守点検をしている証明書であるとか、水質の検査の合格の証明書を提出する必要がありますので、そういうところが整わなかったのかもしれない。

古賀和仁委員

ということは、1年に1回必ずするようになっているんですよね。これやっていない場合もあるってことですか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

浄化槽の設置補助につきましては、丸々1年間使った後に申請をするという形になっておりますので、途中で下水道に切り替えられたりした場合については、補助がなくなります。

そういった意味でございます。

松隈清之委員長

ほかにございますか。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

すいません、浄化槽の、今まで平成30年度末で159基って鳥栖はなっているんですが、実際どのようになっていますでしょうか。(発言する者あり)

松隈清之委員長

暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

oo

午前10時4分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

飛松委員、よろしいですか、その答えでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

日吉和裕上下水道局事業課長

先ほどの飛松議員の御質問にお答えいたします。

今の浄化槽の設置の補助につきましては、公共下水道区域外の補助になりますので、区域内については補助がございませんので、御理解ください。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

oo

議案乙第5号令和元年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第5号令和元年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

それでは、補正予算資料の3ページをお願いいたします。

議案乙第5号令和元年度鳥栖市水道事業補正予算（第2号）について御説明いたします。

収益的収支の主なものについて御説明いたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目2加入金につきましては、新設の給水工事の増に伴う増額でございます。

項2 営業外収益、目2 消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、繰越事業による消費税の増により増額補正を予定しているところでございます。

それ以外の項目につきましては、決算見込みによる補正でございます。

項2 営業外費用でございますが、目1 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、主に企業債利息の借入れ利率の確定に伴う減額でございます。

5 ページをお願いします。

資本的収支についてでございますが、款1 資本的収入、項3 他会計負担金につきましては、消火栓の新設、更新の増による補正でございます。

それ以外の資本的収入及び資本的支出につきましては、これも決算見込みによる減額補正でございます。

以上で水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

いいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、この分の質疑を終わります。



議案乙第6号令和元年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第6号令和元年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは、議案乙第6号令和元年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

補正予算資料の6 ページをお願いいたします。

まず収益的収支でございます。

款1 下水道事業収益、項1 営業収益、目1 下水道使用料につきましては、事業所の処理水

量の減により補正をしております。

項2 営業外収益、目2 他会計補助金につきましては、決算見込みによる増額でございます。

目3 長期前受金戻入以下、項3 特別利益につきましても決算見込みによる補正でございます。

7 ページのほうをお願いいたします。

款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目2 処理場費につきましては、光熱水費等の増加に伴う処理場及び北部中継ポンプ場包括委託に関わる委託料の増額でございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息の借入れ利率の確定に伴う減額でございます。

目2 消費税及び地方消費税につきましては、決算見込みによる補正でございます。

項3 特別損失、目1 過年度損益修正損につきましては、過年度分下水道使用料の漏水減免などによる損益の補正でございます。

目2 その他特別損失につきましては、国道3号拡幅工事に伴う下水道管撤去工事が令和2年度に延期されたことに伴う除去費の増額でございます。

8 ページのほうをお願いいたします。

次に、資本的収支でございます。

款1 資本的収入、項1 企業債、目1 建設改良費等の財源に充てるための企業債及び項2 国県補助金、目1 国庫補助金につきましては、西田川雨水対策工事及び浄化センター長寿命化工事に対する国の補正内示などに伴うものでございます。

また款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 施設建設費につきましても、同じく補正内示などによるものでございます。

以上で、令和元年度下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

すいません、ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、先ほど6ページのところで、事業所様の減で、収入が4,500万円減額したとのことだったと思うんですが、それに対して処理場費は上がって、546万円増額になっているのは関係性がありますでしょうか。

日吉和裕上下水道局事業課長

関係性についてはございません。処理場費の増額については先ほども御説明したように処理場の電気代が年間を通して増額をしたことに伴う補正でございます。

飛松妙子委員

すみません、そうしましたら電気代が増額になった理由っていうのは、単価が上がったからとか、その辺を教えていただければと思います。

日吉和裕上下水道局事業課長

電気代の増額につきましては、電気料金の値上げに伴うものでございます。

飛松妙子委員

すみません、そうしましたら先ほどの事業所の減による4,500万円の分の使用量が減ったっていうのと、光熱費が減るのかなと思ったんですが、全く別物なのか、それとも収入が減っただけで、光熱費はそれ以上に上がったっていうことなのか、教えてもらえますか。

日吉和裕上下水道局事業課長

そのとおりでございます。

松隈清之委員長

何か。

古賀和仁委員

基本的なことを聞きたいんですけれども。営業外収益の他会計補助金6,900万円増えたっていう原因とか理由とか分かれば教えていただきたいんですけど。

小川智裕上下水道局管理課長補佐兼業務係長

今回、他会計補助金のほうを増額補正させていただいておりますけれども、理由といたしましては、下水道使用料、こちらのほうが4,500万円減収の見込みになっておりますので、その分がこちら他会計補助金の増額の主な理由となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

古賀和仁委員

ということは、これからもこういう場合は、こういう形で一般会計から補助が来ると、増えたり減ったりするということですか。

小川智裕上下水道局管理課長補佐兼業務係長

議員のおっしゃられるとおりでございます。

古賀和仁委員

これ、上限とか決まっているんですかね。一般会計からの補助っていうのは。

小川智裕上下水道局管理課長補佐兼業務係長

上限のほうは設けておりません。

松隈清之委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

令和2年度鳥栖市水道事業会計予算について御説明いたします。

そうしたら、今お持ちの青色の予算書の1ページをお願いいたします。

まず第2条で業務の予定量を定めております。

給水戸数につきましては、前年度から400戸増の3万1,500戸でございます。

年間総給水量につきましては、前年度比0.6%減の752万立方メートルとなっております。

それを365で割りました平均給水量につきましては、2万603立方メートルとなっております。

第3条で収益的収支を、第4条で資本的収支を定めております。

詳細については後ほどタブレットで説明させていただきますので、割愛させていただきます。

2ページをお願いいたします。

第5条で起債の目的や限度額を定め、令和2年度の起債限度額を5億1,140万円といたしております。

第6条で一時借入金の限度額を6億円として定めております。

第7条で流用することができる項目として、営業費用、営業外費用間の流用を定めております。

第8条で議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を定めているところでございます。

また第9条で、たな卸資産の購入限度額を2,494万5,000円と定めております。

続きまして、4ページのほうをお願いいたします。

予算に関する説明書でございますが、4ページ、5ページの予算実施計画は後ほど別途タブレットのほうで説明させていただきますので、飛ばしまして6ページをお願いいたします。

これにつきましては、令和2年度のキャッシュフロー計算書でございますが、これは1年間の資金の流れ、現金ですけれども、現金の流れを見るための財務表でございます。

下から2行目になりますけれども、期首の現金残高18億9,008万3,334円につきましては、期中に現金が2億3,473万6,575円増加いたしまして、都合、期末の残高につきましては、現金残高が21億2,481万9,909円となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

これにつきましては、水道事業の職員24名と再任用職員1名でございますけれども、職員25名分の給与費明細書でございます。職員ごとの職員数、金額等を記載しております。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

今度は11から13ページをお願いします。

11ページから13ページまでに、通常バランスシートと呼んでおりますけれども、令和2年度の予定貸借対照表をつけております。

これにつきましては、資産の合計がそのページの一番下に152億円というふうにございますけれども、その次のページに負債と資本の合計、これが貸し方、借り方でバランスが取れておりまして、資本の合計と、それから資本負債の合計それぞれが152億4,673万506円となっております。

14ページをお願いいたします。

14ページに令和元年度の予定損益計算書、P Lと俗に申し上げておりますけど、P Lを付けておりますけれども、また15ページから17ページには、今度はまた1年、間をおいた令和元年度の予定貸借対照を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

予算書の説明は以上でございます。

続きまして、タブレットの当初予算説明書のほうをお願いいたします。04番になります。

それでは3ページのほうをお願いいたします。

前のページのほうに戻っていただきまして、主要施策の成果の中から、令和2年度の事業概要について最初に御説明をさせていただきます。

中ほどの2の事業内容を御覧ください。

現在、平成25年度から令和9年度までの15年間を計画期間としております水道施設整備実施計画に基づきまして事業を進めてまいっております。

平成2年度は、大きく3つの事業に取り組んでまいります。

1つ目は、安楽寺水源地耐震補強等工事でございます。

これは平成元年度に行いました実施計画に基づきまして、ポンプ棟耐震補強工事及び電源車導入に伴う接続設備の新設工事を行うものでございます。

本年度の事業といたしましては、7,896万9,000円を見込んでおるところでございます。

次に、2つ目の事業といたしまして、平成30年度から事業を着手しております導水管更新事業でございます。

この導水管の事業につきましては、安楽寺にございます水源地から原古賀にございます浄水場までの原水を送る管を導水管と申し上げますけれども、その導水管、延長5キロメートルございますが、これを布設する事業でございます。

本年度事業費といたしましては、令和元年度に引き続きまして、真木町の2路線で実施したいと考えておりますが、工事請負費としては1億3,432万円を計上いたしております。

3つ目の事業として、配水管の更新工事を実施するものでございます。

これは毎年2億から3億円で実施をしておりますけれども、本年度は、蔵上町、藤木町、

田代昌町等で実施を予定しておるところでございます。本年の事業費は、工事請負費 3 億 3,700 万 7,000 円を計上いたしております。

以上が主要な事業の説明になります。

3 ページをお願いいたします。

ここから予算に関する、先ほど飛ばしました実施計画の説明になりますが、まず収益的収支の主なものについて御説明を差し上げます。

款、水道事業収益、項、営業収益、目、給水収益の水道料金につきましては、令和元年度の業務の予定量で算定した額を計上いたしております。

目、加入金につきましては、給水装置の新設または改造等の工事の申込みによる加入負担金の見込み額を計上しているところでございます。

目、受託工事収益につきましては、開発行為及び雨水関連工事の受託収益を計上いたしております。

目、その他の営業収益につきましては、給水装置工事の申込みに係る設計審査等の手数料及び消火栓の維持管理に係る一般会計からの負担金等の雑収益を計上いたしております。

次に、項、営業外収益、目、受取利息配当金につきましては、預金及び有価証券等の利息を計上しているところでございます。

さらに目の消費税還付金及び地方消費税還付金につきましては、繰越事業の予定消費税等を含め、積算を行いまして、消費税等の還付金の見込額を計上しているところでございます。

最後に、目の長期前受金戻入につきましては、費用側の減価償却と同様の考え方で、その財源についても繰り延べて収益化を年度ごとにしていくものでございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

資本的収支について御説明をいたします。

款、水道事業費用、項、営業費用、目、原水及び浄水費の委託料につきましては、浄水場の運転管理委託料、機械設備等の保守点検委託料などが主なものでございます。

動力費につきましては、浄水場及び水源地の電気料でございます。

薬品費は、粉末活性炭等の水処理に要する薬品や水質検査用の試薬の購入費でございます。

次に、目の配水及び給水費の委託料につきましては、給配水修繕当番委託料などが主なものでございます。

路面復旧費につきましては、配水管布設後の道路舗装費でございます。

動力費は、ここにつきましては、北部の中継ポンプ場の電気料でございます。

さらに目の業務費の委託料につきましては、検針委託料及び量水器取替え業務委託料が主なものでございます。

下から3つ目になりますけれども、目の減価償却につきましては、構築物や機械装置などの固定資産等の減価償却費予定額を計上いたしております。

一番下から2行目でございますけれども、目の資産減耗費につきましては、配水管布設及び機械設備更新等に伴います固定資産の除却費でございます。

5ページをお願いいたします。

項、営業費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息等の償還額を計上いたしております。

項、特別損失、目、その他特別損失につきましては、経常的な除却でない場合、特別損失として計上可能とされており、浄化槽更新工事に伴う旧施設の資産減耗費を計上しているところでございます。

項、予備費につきましては、毎年度、同額を計上いたしております。

次に、資本的収支の主なものについて御説明いたします。

款、資本的収入、項、企業債につきましては、配水管の更新等に係る額を計上しております。

工事負担金につきましては、開発行為及び雨水関連工事の工事負担金の見込み額を計上しております。

他会計負担金につきましては、消火栓設置に伴う一般会計負担金を計上しております。

6ページをお願いいたします。

款、資本的支出について御説明をいたします。項、建設改良費、目、原水設備費につきましては、先ほど御説明いたしました安楽寺水源地のポンプ棟の耐震補強工事及び移動式発電機等の購入に係るものでございます。

目、浄水設備費の工事請負費につきましては、浄水場濃硫酸貯留槽増設工事が主なものでございます。

機器購入費は、水質検査及び分析のための機器等の更新を行うものでございます。

目の送配水設備費の委託料につきましては、配水管及び導水管の布設実施設計委託に係るものでございます。

工事請負費は、配水管更新工事及び昨年度から引き続き実施する導水管工事が主なものでございます。

項、企業債償還金につきましては、所要の額を計上いたしております。

項、予備費につきましては、前年度同額を計上いたしております。

以上、簡単でございますが、議案乙第11号令和2年度鳥栖市水道事業会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

事業内容の3ページ。鳥栖市水道施設整備実施計画、本年度安楽寺水源地耐震補強工事、約7,800万円。これ1社とするものか、部分的に発注されるものか。

それから導水管更新工事1億3,432万円。これ真木町だから、1か所の業者で入札されるものか。

それから配水管更新工事。これ蔵上町、藤木町、田代昌町等というふうなことで、3億3,700万7,000円というふうなことで、これ業者を何社かに分けて入札されるものか、それをお尋ねしたいと思います。

日吉和裕上下水道局事業課長

まず安楽寺水源地の耐震補強工事によるものでございますけれども、発注につきましては、1社ではなく、複数業者での入札を予定いたしております。

次に、導水管更新工事につきましては、先ほど御説明しましたように、真木町のほうで今予定をしておりますけれども、これにつきましては、2工区に分けて工事を予定いたしております。それぞれ複数業者によって入札のほうを予定をいたしているところでございます。

同じく配水管工事につきましても、それぞれ工区がございまして、これについてもそれぞれ複数業者によって、入札により発注を予定いたしているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

これは配水管更新工事の場合は、結局3工区になるわけでございますか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

今、実施設計のほうをしているという段階で、工区については、予算のある限りというところで、例えば2,000万円の工事のところ、3,000万円のところ、500万円とか100万円とか、そういう順次、施工の具合ですね。例えば、こちらの路線のほうに行ったほうがいいよ、こちらの路線のほうを優先しますよというところで順次していきますので、今の時点で何本ですよというところまでは把握をしております。

小石弘和委員

分かりました。じゃあ導水管更新工事もそういうふうな理解でよろしゅうございますか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

導水管のほうについても、今のところ2本で出すように検討しておりますけれども、最終

的には設計ができ上がってからというところでございます。

小石弘和委員

分かりました。

古賀和仁委員

関連ですけど、この導水管の工事っていうのは大体何年ぐらいを予定されるのか、大体どのくらいの金額がかかるのかっていうのは、現在分かっているんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

今導水管工事につきましては、昨年度から、工事のほうに着手をしておりますけれども、7年間程度で工事のほうをやっていきたいというふうに現時点では考えております。

事業費につきましては、27億円程度を予定いたしているところでございます。

古賀和仁委員

財源等はどういうふうな関係になっていきますか。分かりますか。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

水道事業でございますので、基本的には単費のほうで、起債で借りられる分の起債を充当していきたいと思っております。

古賀和仁委員

全て起債でできるということですか、どういう意味。

起債で繰り越して……国の補助とかどのくらいあるのか、分かりますか。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

下水道事業のほうは国の補助を使っておりますが、水道事業は単費のほうの自己財源、留保財源のほうでやっております。不足する分を、起債を借りております。

松隈清之委員長

ほかにございますか。

齊藤正治委員

以前の話になりますけれども、未給水地域の百何十戸か、200戸近くあると思うんですけれども。

それについての対策はやらないというような結論を、アンケートの結果出されたんだと思うんですけれども。

もともと行政の仕事は、未給水地域を含めて、企業会計とはいえ、相互扶助の観点から、やっぱり全てに通すというのは、基本的な姿勢を持つとかんといかんと思うんですけど、その点については何か検討されたことありますか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

以前から未給水地域につきましては、対応を検討していつている状況でございまして、現時点でどうこうするということまでには行ってございません。

ただ水道の方針的なものと言うならば、未給水地域はあつてはならないというふうに思っておりますので、できるだけ前向きに検討をしていきたいと思っております。

齊藤正治委員

折しも平塚さんが課長のときに、そういう方向性を取られたと思うんですけども。本当に土壤汚染が進んでおるわけですので、そこら辺はしっかりと把握しながら、早急な対応を、これも費用がかかることでしょうかから、計画的にやっていただきたいと思ひます。

もう一つ、いわゆるトンネルの水の利用をどのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思ひます。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

トンネル湧水につきましては、以前から議会のほうから質問を多くいただいております。というのを踏まえて、トンネル湧水の水質についてはもう5年以上のデータがござひます。あと利害関係につきましても、今調査中でござひますが、方針的には使つていこうということで計画を立てております。

齊藤正治委員

これもいつまでも計画ばかりやなしに、早急に実行に移していただければと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

内川隆則委員

今の関連で未給水地域について、何件ぐらいあつて、仮にこれを給水していくためには、どのぐらいの費用がかかるのか、おおよそでもいいけど、分かれば。

日吉和裕上下水道局事業課長

おおよそになりますけれども、未給水地域につきましては、件数的には150件程度、費用につきましては、10億円程度かかる見込みになっております。

松隈清之委員長

市街化区域の中にあるの、そんなに。(発言する者あり)

調整区域。(発言する者あり)

なるほどね、分かりました。

ほかありますか、ないですか。

[発言する者なし]



議案乙第12号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算

松隈清之委員長

それでは、続きまして、議案乙第12号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

日吉和裕上下水道局事業課長

それでは議案乙第12号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算の概要について御説明をさせていただきます。

最初に別冊となっております水色のほうの表紙の令和2年度下水道事業予算書から御説明をさせていただきます。

予算書の19ページのほうお願いいたします。

第2条において業務の予定量について定めております。

水洗化戸数につきましては、前年度から200戸増の2万8,900戸、年間総処理水量は、前年度比1%増の880万立方メートル。1日平均処理水量については、2万4,110立方メートルと定めております。

第3条で収益的収支及び第4条で資本的収支について定めております。詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

それでは20ページのほうをお願いいたします。

第4条の2で特例的収入及び支出について定めております。

農業集落排水特別会計を令和元年度で廃止することに伴い、会計年度末における未収金18万円と、未払金93万6,000円の移管を受けるものでございます。

第5条で債務負担行為をすることができる事項などを定めております。

第6条で起債の目的及び限度額等を定めております。本年度の起債、借入予定を9億2,530万円としております。

第10条で一般会計から補助を受ける他会計補助金として5億2,166万6,000円を規定いたしております。

続きまして、予算に関する説明でございますが、22ページ、23ページの予定実施計画書は、後ほど説明資料のほうで御説明をさせていただきたいと思っておりますので、24ページのほうをお願いいたします。

令和2年度のキャッシュフロー計算書を記載しているところでございます。

ページ下段になりますけれども、資金期首残高に対しまして8,529万9,552円増加をしまして、資金期末残高が1億8,616万5,431円となっております。

25ページのほうをお願いいたします。下水道事業の職員16名分の給与費明細書でございます。以下27ページまで項目ごとに職員数、金額等を記載いたしております。

28ページをお願いいたします。

令和2年度以降の支払い義務発生予定額を設定いたしております。債務負担行為に関する調書になっております。

29ページから31ページまでは、令和2年度の予定貸借対照表でございます。

29ページの資産合計と31ページの負債資本合計が、それぞれ427億6,509万4,471円となっております。

次に、32ページをお願いします。前年度分の予定損益計算書を記載をいたしております。

33ページから35ページに、前年度末の予定貸借対照表を記載いたしております。

続きまして、タブレットの当初予算説明資料をお願いいたします。7ページをお願いいたします。

最初に、令和2年度の主要事項説明書の事業概要について御説明をいたします。令和2年度は大きく3つの事業に取り組んでまいります。

1つ目の事業は、平成29年度から着手しております浄化センター長寿命化工事でございます。3期にわたって工事を実施してまいりましたが、本年度最終年度となり、建設工事の委託料2億400万円を計上いたしております。

2つ目の事業は、平成30年度から取り組んでおりますストックマネジメント事業でございます。

この事業は、今後急速老朽化することが見込まれる下水道施設の管理の最適化を図る事業でございます。

本年度の事業といたしましては、4,453万6,000円を計上しております。

3つ目の事業は、西田川雨水対策工事でございます。

この事業は、旭地区の長年の課題である西田川関連雨水対策を講じるため、国の交付金を活用して整備を進めているものでございます。本年度の事業といたしましては、1億4,780万円を計上をしております。

7ページのほうをお願いいたします。

資本的収支のうち、収入の主なものについて御説明をいたします。

款、下水道事業収益、項、営業収益、目、下水道使用料につきましては、令和2年度の業務予定量で算定した額を計上しております。

目、他会計負担金につきましては、雨水事業に要する経費について一般会計より負担金として受け入れるものでございます。

項、営業外収益、目、他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

次に、収益的支出について御説明をいたします。

款、下水道事業費用、項、営業費用、目、管渠費につきましては、下水道管渠などの維持管理に要する経費でございます。

委託料につきましては、汚水管渠清掃委託料及び下水道台帳データ更新業務委託料などが主なものでございます。

修繕費はマンホール等の補修に係る修繕費でございます。

目、処理場費の委託料は浄化センター及び北部中継ポンプ場などの運転管理業務や、薬品代、光熱水費などを包括的に委託する経費及び汚水処理で発生いたします汚泥の収集運搬、処理経費の委託に関わるものが主なものでございます。

修繕費につきましては、浄化センターの機械電気設備に関する修繕が主なものでございます。

目、業務費の報償費は、受益者負担金の前納報奨金となっております。

また負担金は下水道使用料などの徴収事務の負担金となっております。

目、総係費のうち、貸倒引当金繰入額は、次年度に下水道使用料が回収困難と予想される額を計上いたしております。

目、減価償却費につきましては、下水道管渠や浄化センターなどの構築物や、機械、装置などの減価償却費予定額を計上しております。

9ページをお願いいたします。

項、営業外費用、目、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債利息等を計上しております。

目、消費税及び地方消費税につきましては、消費税経理による令和2年度予算に対する納税予定額を計上しております。

項、特別損失、目、その他特別の特別損失につきましては、浄化センター長寿命化工事及び国道3号下水道管移設工事等に係る除却によるものでございます。

項、予備費は前年度と同額を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

次に、資本的収支について御説明いたします。

款、資本的収入につきましては、資本的支出の建設改良費、企業債償還金などへ充当する財源といたしまして、項の企業債、国県補助金、出資金、分担金及び負担金などを計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

款、資本的支出、項、建設改良費、目、施設建設費の委託料は、浄化センター長寿命化工事委託や、浄化センターの耐震化詳細診断委託が主なものとなっております。

工事請負費につきましては、西田川雨水対策工事及び国県道の道路改良工事に伴う下水道管渠の移設工事などが主なものでございます。

項、企業債償還金、目、企業債償還金につきましては、本年度分の下水道事業債と資本費平準化債の償還金となっております。

以上で、簡単ではございますが、議案乙第12号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算の説明を終わります。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

ちょっと分からない点がございますので、お願いしたいと思っておりますけど、上下水道の舗装の復旧費は本年度どのぐらい組んであるんですかね。

そしてキロ数ですか、どのくらい組んであるか教えていただきたいと思っております。

松隈清之委員長

下水道だけでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

日吉和裕上下水道局事業課長

路面の修繕等に係る費用として管渠費の修繕費で、マンホール等の補修と合わせて路面の陥没の修繕費については1,200万円を計上させていただいております。

小石弘和委員

私がお聞きしているのは、例えば下水を開削するとか、仮舗装しているわけですよね。

3年間ぐらいは放置しとって、次に本舗装に入るというふうなことで、今非常に下水道の埋設されたところが、道路の陥没が多いんですよね、でこぼこが。

ですから、本舗装をどのくらい年間、予算を組んでやられているのか、本年度どのくらい見込んであるのかをお聞きしているわけです。

日吉和裕上下水道局事業課長

舗装の路面復旧費について、修繕とは別に2,000万円計上を予定をいたしておるところでございます。

小石弘和委員

これずっと見てみると2,000万円ぐらいでは、相当期間がかかるんじゃないかなと思うんですけど。

私も建設のほうでも維持管理で、この予算が足りないんじゃないかというふうな形で、これはもう結局、下水は下水の予算で、そういうふうなことで、2,000万円ぐらいでは足りないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その点お伺いしたいと思います。

日吉和裕上下水道局事業課長

順次、今御指摘のとおり、管渠を埋設した後は、本復旧という形で道路のほうにお返しをするではないですけども、舗装の復旧をさせていただいております。

現在、管渠の新たな既設の部分については、以前よりも大分少なくなってきております。

以前の舗装の残ったところについて、残った部分を把握しながら、順次復旧をさせていただいておりますので、足らない部分については御指摘のとおり、今後の予定量も把握をしながら、予算要求を行っていきたいというふうに考えております。

小石弘和委員

現在、未復旧のところはどのくらいあるわけですか、把握されていますか。

平塚俊範上下水道局事業課浄水場長

下水道を整備した後に、早ければ2年、遅くても3年目には普及をするということを前提にしております。その中で、毎年予算の大小ありながら、補助を使いながらやっております。

全ての距離等、今すぐ出せと言われたら、出ないんですけども、把握はしております。

そして来年度ここをしましょう、その次はここをしましょうという方針を決めた後に、建設課、水道の分、それから下水がかぶらないように、舗装を順次立てております。

そういった中で、どうしても建設課のほうにお願いする部分が多ございますので、レミファルト等の補修費等うちのほうで予算を組んで、庁内ですり合わせをしながら、整備を進めているところでございます。

小石弘和委員

分かりました。よろしく願いをしておきます。

たくさん予算を組んでいただくように、よろしく願いいたします。

古賀和仁委員

浄化センターの長寿命化ですけども。浄化センターがあるところは、ハザードマップで3メートルから5メートルぐらいでの浸水がするという事になっているんですけど、これに対する何か対策とか、現在どういう状況なのか、その辺を教えてくださいんですけど。

日吉和裕上下水道局事業課長

浄化センターの浸水の状況について、ハザードマップにつきましては今、議員御指摘のとおり3メートルから5メートルの洪水がきた場合の浸水の想定地域になっております。

現在、長寿命化のほうも進めておりますけれども、そういう浸水を想定した上で、長寿命化とかストックマネジメントが手戻りとはならないようには今後検討していきたいというふうには考えております。

古賀和仁委員

浸かれば設備自体が止まってしまうという可能性もあるし、あそこで働いている方の安全性ということもあるんですけど。この辺は、やっぱり早急に計画を立ててやっていくべきだと思っているんですけども。

大体、これが終わった後にするのか、併せてされていくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

日吉和裕上下水道局事業課長

まず具体的な浸水対策をどう取っていくとかっていうのは、まだ今から検討していかなくちゃいけませんけれども。まずもって浄化センターにおきましては、まだ古い施設もございますので耐震対策を取らなければいけない施設であったり、腐食等だったり、老朽化であったり、そういう更新をしていかなくてはいけない事業もございます。

そのため、まずはうちの状況に合った浸水対策を考えながら進めていきたいというふうに考えております。

古賀和仁委員

ぜひ早急に対策を取っていただきたいと。そして止まらないような安全な施設にさせていただきたいと思います。

要望です。

飛松妙子委員

西田川の雨水対策工事、御尽力いただいてありがとうございます。数年前から取り組んでいただいて、密集地っていうことで、工事にもかなり苦労されているっていうお話もお聞きしています。

できましたら、何年度にここの工事をやりました、今年はどうやりますっていう地図も、これ出していただいていますか。どこにありますか。(発言する者あり)

インターネット上に、今年の(発言する者あり)……公に出されていて、だからここには資料がないってことですね。

いや、もうインターネット上でしているから、それを見てくださいということですね。(発言する者あり)

で、来年度とか、予定のやつも載っているっていう……

日吉和裕上下水道局事業課長

今年度の工事箇所につきましては、交通規制等もございますので、地域の住民の方々にも工事回覧とか、そういうホームページ上で工事の箇所についてはお知らせをさせていただいております。

来年度の工事箇所につきましては、ホームページのほうには図示はしておりませんが、今年度工事をやっているところの上流部のほうの工事を行う計画をいたしております。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

じゃあ来年度以降の予定とかはまだ、今後決めていくということで理解していいですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

先ほど言いましたように、来年度の予定のところは、雨水なので、下流側から順次、整備をしていく必要がございますので、今年度整備をしていたところの上流側を予定しているようには計画をいたしております。

飛松妙子委員

じゃあ別を聞きたいと思います。

7ページの下水道使用料で、水洗化戸数が200戸増えていて2,900戸ということでございました。先ほど水道の戸数が3万1,500戸ということだったと思うんですが、約2,600戸の方は下水道をされていないっていうことなのか、この辺を教えていただくと助かります。

小川智裕上下水道局管理課長補佐兼業務係長

水道のほうと、下水のほうで戸数の差がございますけれども、水道のほうにつきましては、給水契約の営業使用とか、工場使用とか全て含んだところになっております。

こちら7ページの下水道のほうで記載しております戸数につきましては、家事用の用途で接続をされてあるところに限ってしておりますので、そのような差が出ております。

それと、あと下水のほうだけ使われている方っていうのもおられますので、その分は井戸のほうを上回る部分もございます。

以上、お答えとさせていただきます。

飛松妙子委員

すみません、家事用というのは、家庭用っていう意味でよかったですか。会社関係に関してはこれが入ってないっていうことでよかったですね。

小川智裕上下水道局管理課長補佐兼業務係長

議員さんおっしゃられるとおりでございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議案甲第4号鳥栖市特別会計条例の一部を改正する条例

議案甲第11号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

松隈清之委員長

それでは続きまして、甲議案のほうにまいります。

議案甲第4号鳥栖市特別会計条例の一部を改正する条例及び議案甲第11号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

それでは最後になりますけれども、タブレットの最後の右下の条例案等参考資料というのがございます。条例案等参考資料の9ページでございます。

松隈清之委員長

一旦戻っていただいて、委員会フォルダの条例案等参考資料になります。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

それではよろしゅうございますでしょうか。

それでは最後でございますけれども、甲議案を説明させていただきます。

議案甲第4号及び議案甲第11号関連でございますので、一括して御説明差し上げてよろしいでしょうか。

まず、議案甲第4号鳥栖市特別会計条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今開いていただいております条例案等参考資料の9ページですけれども、この条例は、於保里地区農業集落排水施設を公共下水道に接続することにより、5地区ございましたけれども、全ての農業集落排水施設について、公共下水道への接続が完了するため、農業集落排水特別会計を廃止するものでございます。

続きまして、議案甲第11号、条例案等参考資料の58ページをお願いいたします。

この条例は、先ほどと同じですけれども、於保里地区の接続により、全ての農集が公共下水道に接続を完了するため、鳥栖市農業集落排水施設条例及び鳥栖市農業集落排水施設整備

事業分担金徴収に関する条例を廃止するものでございます。

いずれも、施行日は令和2年4月1日としておるところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

古賀和仁委員

これに伴うところの債務とか債権というのは、全てどちらに、普通の下水のほうに持っていくられるのか、清算が終わってからされるのか。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

債権、債務、資産それぞれございますけど、全て4月1日現在で公共下水道のほうに持ってまいります。

古賀和仁委員

処理場というのはどういうふう、何か計画とか、そのままただ埋めるだけなのか、何か使われるのか、そういう予定はあるんですか。

地元から要望とかあっているんですか。

日吉和裕上下水道局事業課長

処理場の後の利用については、地元の管理の——掃除道具を使用するとか、地元の方に利用してもらうような活用を考えております。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは以上で、上下水道局関係議案に対する質疑を終わります。

次に、建設部関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩



午前11時21分開議

松隈清之委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、部長から一言御挨拶をお受けしたいと思います。

松雪努建設部長

本定例会、建設経済常任委員会に御提案をしております建設部関係の議案といたしましては、3月補正予算の乙の第1号、当初予算といたしまして、乙の第7号の予算関連2議案。

甲議案といたしまして、市営住宅条例の改正及び市道路線の認定、廃止議案の計4議案でございます。

3月補正の主なものといたしましては、国の補正予算に対応するために、道路事業、それから橋梁などへの事業に充当し、繰り越して対応していくことといたしております。

また将来の鳥栖駅周辺事業に備えまして、1億円を基金に積み立てたところでございます。

当初予算の主なものといたしましては、道路事業、交通安全事業、舗装、側溝はもとより、新たな事業といたしまして監視カメラ設置事業、緊急河川浚渫改修等事業、それから公園施設長寿命化事業といたしまして、田代公園整備事業などを予定しているところでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

それでは、詳しく担当課のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。



建設課審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

松隈清之委員長

それではこれより建設部関係議案の審査を始めます。

建設課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

最初に、令和元年度鳥栖市一般会計補正予算のうち、建設課の分について御説明申し上げます。

建設経済常任委員会、補正予算資料に基づき説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございますけれども、款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料の収入見込みにより、補正するものでございます。

3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、国の補正予算の内示に伴う補正でございます。

事業の概要につきましては、歳出のほうで御説明させていただきます。

同じく節2住宅費国庫補助金につきましては、既設公営住宅改善事業、木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業の決算見込みに伴い補正するものでございます。

資料の4ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業の決算見込みに伴い補正するものでございます。

資料の8ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目2土木債、節1道路橋梁債につきましては、国の補正予算の内示に伴い道路橋梁事業費に係る市債を補正するものでございます。

同じく節3住宅債につきましては、既設公営住宅改善事業の決算見込みに伴い補正するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

10ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業につきましては、主に、国の補正予算の内示に伴うものでございまして、節13委託料、節15工事請負費、次の11ページの、節17公有財産購入費までを補正するものでございます。

事業の概要につきましては、主要事項説明書、この資料に添付しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

轟木・衛生処理場線につきましては、主に図の赤の斜線で示しております荒巻橋架け替えに伴う右岸側の進入路の用地取得と工事を予定しております。

13ページをお願いいたします。

飯田・水屋線につきましては、主に図の赤線で示しております北側付近の用地測量費と物

件調査、県道鳥栖朝倉線接続部にある河川構造物の地質調査と詳細設計を予定しております。

14ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

15ページをお願いいたします。

項5住宅費、目1住宅管理費につきましては、決算見込みにより補正するものでございます。

16ページをお願いいたします。

目2住宅改善費の主なものといたしましては、浅井アパート12、13棟のガス管及び給湯設備改修工事等の決算見込み等により、節15工事請負費を補正するものでございます。

また木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業の決算見込みにより、節19負担金、補助及び交付金を補正するものでございます。

次に、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

17ページをお願いします。

款8土木費、項2道路橋梁費、道路整備交付金事業に係る予算を繰り越すものでございます。

田代大官町・萱方線につきましては、物件移転協議等に時間を要していること、また電気通信施設の移設協議に時間を要したため、工事着手が遅れていることから、本年6月末の完了を見込んでいるところでございます。

また轟木・衛生処理場線につきましては、物件移転の協議等に時間を要していること、これに伴い、工事着手が遅れていること、また国の補正予算への対応も加わったことから、令和3年3月末の完了を見込んでおります。

18ページをお願いいたします。

飯田・酒井東線と飯田・水屋線につきましては、スマートインターチェンジ本体と県のアクセス道路の計画に左右される部分がございます、これらの計画策定に時間を要していること、また国の補正予算への対応も加わったことから、本年7月末の完了を見込んでおります。

以上が、令和元年度鳥栖市一般会計補正予算のうち、建設課関係分の説明となります。

よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

1点お聞きしますが、3ページの木造住宅耐震診断事業補助金。

これ申し込みは、何件あったんですか。

松隈清之委員長

歳出のほうでいいですか。

小石弘和委員

両方ですね。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

耐震診断におきましては、当初20件を見込んでおりましたが、8件ということになっております。

耐震改修補助金につきましては、当初5件を予定しておりましたが、2件という結果になっているところがございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

すみません、歳入の住宅使用料350万円の減額の内容を教えてください。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

住宅使用料の減額につきましては、当初予定しておりました金額から空き部屋となった数が生じたことによりまして、今回減額補正という形でさせていただいております。

以上でございます。

飛松妙子委員

何部屋空き部屋になったか教えてください。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

当初から現在空き部屋へとなっている件数につきましては、6件増えているところがございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

そうしましたら6件の分の減額が350万円っていうことでよかったですでしょうか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

空き部屋となったことだけが要因ということではございませんけれども、おおむね一番大きな要因としては、6件分の空き部屋が増えたということになっておりまして、大体平均的に月額の家賃が2万円から2万5,000円ということになっております。

全体で年間で二十数万円ということになりますので、そういった部分の減額ということがございます。

飛松妙子委員

すみません、350万円に足りないんですが、住宅使用料がどのくらい占めているのか、もう一度お願いします。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

空き家となった件数は6件と言いましたが、14件です。すみません。

あとは収入の状況によりまして、家賃の金額を定めるということになってまいりますので、例えば途中で離職をされた方等に対しましては、家賃額の変更をしているところでもありますので、そういったところを踏まえて今回補正のほうをさせていただいています。

件数の間違いがあったところ、おわびいたします。すみません。

飛松妙子委員

そうしましたら、この状況が、令和2年度にもそういうことが見込まれるのか、あと以前一般質問でもさせていただいて、空き部屋を活用しての災害時の集まり場所というか、そういうところを使うことができないのかってということで申し上げましたけど、空き部屋がなければそういうことはできないんですが、実際空き部屋がありますので、今後検討していただきたいと思っているんですが、この空き部屋が、今後増えていく要素があるのか。

いや、申込みが多くて、そういうのはないんですって言われるのか、その辺をちょっと教えていただければと思うんですが。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

空き部屋の状況といたしましては、当然、入居の申込みをしていただいて、皆さん全員がまだ入居をしていただけていない状況ということになっております。

空き部屋にできるだけ入居していただけるように、例えば空き部屋修繕を速やかに進めていくであるとか、あとは入居者の方のニーズに応じた対応をしていくというふうなところに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、より空き部屋が増えるようなことは今のところ予定はしていないという状況でございます。

それとあと、今回併せて市営住宅条例の一部改正を御提案させていただいております、その中でできるだけ入居を希望される方が入居しやすい環境を整える一つとして、連帯保証人ってところが一つ要因となっているところがありますので、そういったところの負担軽減を今回提案させていただいているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

その関連ですけど、減らないというふうなことは言えないと思うんですね。ちゅうことは、萱方町住宅、萱方町第2住宅、入れるような状況じゃないんですよ、そこを改良して、

また入れるというふうなことを市が考えていることなのか、それをお尋ねしたいんですよ。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

空き部屋となる状況につきましては、できるだけ入居がしやすい環境は整えていきたいというふうに考えているところをごさいますて、今御質問がありました萱方町住宅、萱方町第2住宅につきましては、必要な改修と修繕等を行っていくというふうなところで予定はしておるところをごさいます。

当然、また耐用年数等も加味したところでの対応をしていきたいというところをごさいますので、全ての住宅に対して改修を実施していくということでは今のところ計画はしていないというところをごさいます。

小石弘和委員

もしよければ今、市営住宅の戸数と、それから空き部屋がどのくらいあるのか、それをこの委員会の終わるまで結構ですから、資料として出していただきたいなと思っております。

松隈清之委員長

小石委員、それは審査のために今、(発言する者あり)

後でいいですか、では最終日までに。(「分かりました。御用意いたします」と呼ぶ者あり)

内川隆則委員

市の考え方をもう少し聞きたいんで。

結局、萱方町住宅とか第2住宅っていうのは、ぼろであるから魅力のあるところもあるとやんね。

国民年金で生活している人たちなどは、1万円以下で入れるから魅力的なんよね。

だからこれを改修したら、市がまた2万円とか3万円とか取り出すと、そういう人たち入れんわけよ。

だから改修するのが目的なのか、金額を抑えているのが目的なのか、その辺もこれから先どう考えるのかということを知りたいんですけど。

松雪努建設部長

この市営住宅につきましては、内川委員おっしゃるとおり、そういう意味でのニーズっていうのはごさいます。家賃が低いからというようなニーズはあるというのは十分認識をいたしております。

ただ、先ほど犬丸課長補佐も言いましたように、耐用年数っていうのもごさいますので、その辺を見極めながら、施策全体の考え方というのでも整理する必要があるというふうに思っておりますので、そういう時期も来ているのかなというふうに考えているところでもごさいます。

以上でございます。

内川隆則委員

今日の答弁だけじゃなくて、ぜひその辺ちゃんとした考え方を示してください。

小石弘和委員

全体的に見直すというのは、萱方町住宅の場合は、結局もう耐用年数を過ぎているんですよ。

ちゅうことは、足の悪い方は2階は使用できないんですよ。急な階段で、ほとんど下で何人でも生活しているような状況であるし、風呂場にしても、桶風呂に足が入らないと。

ですから、そういうふうなことで使用されていないわけですよ。そういうふうなことも、とにかく古いですから、もう50年ぐらいたっていますからね。

そういうふうな点も踏まえて考えていただきたいなと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

先輩議員もいろいろお話いただきましたが、それと高齢者の方が一番ネックになっているのがトイレ。

以前、私も御相談いただいたことはあるんですが、和式だとやっぱりつらい、足が悪くなったり腰が悪くなったりっていうところもあって、洋式にさせていただくのがいいのかなと思うんですが、その辺のお考えを、今後でもいいですし、何かお持ちでしたら教えてください。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

確かに洋式化については取り組んでおりまして、今年度につきましては、本鳥栖アパートを和式から洋式化ということで、来年度に当初に要求しておりますけれども、前田アパートのほうを和式から洋式化。これで全部洋式化が完了するということでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

すいません、先ほどから道路の繰越明許費があります田代大官町・萱方線と、轟木・衛生処理場線ともう一本、飯田のほうがございますが、これの総事業費とその完了年度が分かれば教えていただけますか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

今、御質問ございまして繰越しの分でございます。

今回の繰越しをさせていただきたいのが田代大官町・萱方線の道路改良事業、それから轟木・衛生処理場線道路改良事業、さらには飯田・酒井東線と飯田・水屋線ということで、スマートインター関連の事業でございます。

それぞれの繰越事業、金額を御説明したいと思います。

まず田代大官町・萱方線につきましては、全体で1億9,680万1,000円の額を今回繰越しをお願いしたいと思っております。概要説明の中でもありましたように、一応、今用地取得とか、用地交渉、そちらと物件移転の話を進めておりますけれども、市街地の中の移転でございますので、その辺の移転先とか当然、価格の問題とか、いろいろありまして、なかなかそれが進んでないというのが1点。

それと工事を一部予定しておりましたけれど、その工事期間中に、N T Tの地下埋設物が入り込んだということで、そちらのほうに移設の協議が現地も含めまして、確認事項とかいろいろありまして、時間を要したということから繰越しをお願いしたいと。これにつきましては、令和2年の6月末を見込んでいるところでございます。

続きまして、処理場線のほうにつきましては、こちらほとんど物件とか用地のほうは進んでいるんですけども、一部、まだなかなか進んでいない部分がございますので、そちらのほうの交渉について繰越しをさせていただきたいと思っております。

特に荒巻橋前後のナフコさんとか、ダイナムさんとか、あの辺が物件等もございますので、その辺の中身につきまして、本社とかと話もございまして、そういうことでちょっと時間を要しているということから、そこに係る分の進入路の工事とかも含めまして繰越しをお願いしたいと思っております。

こちらにつきましては、令和2年の7月末を見込んでいるところでございます。

続きまして、スマートインター関連の飯田・酒井東線及び飯田・水屋線につきましても、こちらがインター本体の大体形が見えてきましたけれども、一部地元協議とか、そういったことで交差点の形状であったり、水路の大きさであったり、そういったものが少し見直し等が出ましたので、その辺の時間を要したこと。それに伴って関連するアクセス道路、県道の部分、それから市道の分ということで、それに引っ張られる形で、どうしても形が決まらなかったものですから、それにつきまして工期を延ばさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、令和2年度4月末、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線とも令和2年度4月末を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

今のは繰越しの分だと思うんですが、総事業費と完成年度を。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

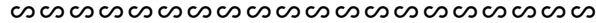
すいません、失礼しました。

全体事業費につきましては、4億2,167万7,000円でございます。(発言する者あり)

松隈清之委員長

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩



午前11時48分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

失礼しました。申し訳ございません。

まず大官町線につきましては、こちらが全体で15億円程度になっております。

当然、今からまだ物件等の補償等で調査もかけますので、金額が若干動くこともありますので大体それぐらいの金額だと思っております。完成年度は、令和4年度を目標に、今鋭意進めているところでございます。(発言する者あり) 現段階で、4年度を目標に頑張っているところでございます。

続きまして、処理場線でございます。こちらが大体全体事業費としては6億円になっております。こちらにつきましては、完成目標を令和5年度ということに鋭意進めているところでございます。

続きまして、飯田・水屋線になります。こちらが全体で、これは先ほど言いましたようにインターに引っぱりられる形もございますので、詳細は決まっていないところもございます。

今のところ見込んでいるのが、6億円ぐらいかなということで見込んでいるところでございまして、こちらがインター本体の供用に合わせて令和5年の完了を目標にしているところでございます。

同じく飯田・酒井東線、こちらは本体の側道部分になりますけれども、こちらが4億円から5億円程度ですね、ちょっと幅がありますけれども、それぐらいの金額になるかというところで見込んでいるところでございまして、こちらでも令和5年度目標で進めているところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

ありがとうございます。

田代大官町なんか特に移転が多いわけですので、どの程度協力、ほかの今——根っこのところが滞っているのかどうか知りませんが、ほかのところはスムーズに行く、全体的には協力的な話なんですかね。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

現在用地にある物件移転のお話を地権者の方とか、家屋の所有者の方にさせていただいておるところでございます。今言われたとおり、池内交差点付近を今中心にさせていただいております。

全体的には皆さん事業のほうには、御理解、御協力をいただいているというふうな内容でございますけれども、個々のいろんな案件がございます、そういったところの対応整理に今時間を要しているというふうな状況でございます。

齊藤正治委員

せっかく道路を新しく拡幅したり新設されたりあるんですけれども、目標年度に向かって精力的にやはり用地交渉等々につきまして行っていただきたいということで、よろしく願いしたいと思います。

小石弘和委員

お伺いしますが、田代大官町・萱方線、こういうふうに明許が増えれば、令和6年度に完了するかなあというふうなことを思うわけでございまして、今三澄参事のほうから15億円というふうなことで、当初は11億8,000万円ぐらいで予算組みがされて、依然として上がってきているわけですね。

果たして、こういうふうに繰越明許が出るようであれば、今までもう2年間遅れているんですね。これ以上また遅れる可能性があるのかなあ。

地域の方に聞きますと、ある会社のところが移転するにしても、土木事務所が許可しないと。そういうふうなところはやはり、あの部分は公聴会を開いて建てているわけですね。

そういうふうなことを早く開いていただいて、移転をスムーズにすればいいんじゃないかなと。

やはり市の力というようなことは、相当要るんじゃないかなあというようなことで、これ部長さんのほうも、全て理解されていると思うんですけど、そういうような点、早急に解決していただきたいなと思っておりますけど、部長の見解をお伺いします。

松雪努建設部長

お話はもちろん存じ上げておりますので、今まさに手続関係につきまして、進め方等に関しまして、県とも鋭意協議を続けているところでございますので、私も鋭意努力をしてまい

りたいというふうに考えております。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

古賀和仁委員

18ページです。同じようなんですけど、飯田・水屋施線道路改良事業、明許繰越ですけれども、この部分で橋梁部分っていうのは県道の取り付けの交差点の部分なのか。

それからもう一つ、これに伴い仮に工事とかする場合は、この道路というのは通行止めとか、そういう形で工事されるのかどうか、その辺まで含めてお尋ねします。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

今御質問ございました飯田・水屋線につきましては、今回補正が大体ついてきております。補正の中で、メインと考えているのが、当然、今進んでいない用地測量、それから部分的な構造物がございまして、構造物がおっしゃっている部分が、県道鳥栖朝倉線との接続部の構造物ということになりますので、そちらのほうの今回詳細設計とボーリング、これを補正でお願いしているところでございます。

この部分が繰越しの内容になっております。

以上でございます。

松隈清之委員長

だからその工事の……（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時56分休憩



午前11時57分開会

松隈清之委員長

再開します。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

通行規制につきましては、これから県と協議しながら施工等々につきましても協議してまいりたいと思っております。

と思います。

最初に歳入の主なものについて御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節3住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料でございます。

3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金につきましては、田代大官町・萱方線など、道路改良事業等に係る国の交付金でございます。事業の概要につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

資料4ページをお願いいたします。

住宅費国庫補助金につきましては、公営住宅改善事業、木造住宅の耐震に関わる事業、空き家再生等推進事業などに関わる国の国庫交付金でございます。事業の概要につきましては、歳出のほうで説明させていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節3住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業に関わる県の補助金でございます。

8ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節4土木費受託収入につきましては、国が管理する轟木排水機場ほか7施設、県が管理いたします沼川排水機場ほか2施設の操作に係る受託料でございます。

資料の10ページ、11ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3土木債、節1道路橋梁債及び節4住宅債につきましては、それぞれ道路改良事業及び公営住宅改善事業に係る市債でございます。事業の概要につきましては歳出のほうで説明いたします。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。12ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木費総務費のうち、節2給料から節4共済費につきましては、建設部長及び建設課職員19人のうち、10人分の人件費を計上しております。

その下の節13委託料につきましては、轟木排水機場の市内12施設に関わる地元への操作委託料を計上しております。

15ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目6道路整備交付金事業につきましては、田代大官町・萱方線、轟木・衛生処理場線、飯田・酒井東線及び飯田・水屋線の道路改良事業に係る経費を計上しており

ます。事業につきましては、主要事項説明書を添付しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

17ページになります田代大官町・萱方線につきましては、図の赤の斜線で示しております部分の、本年度に引き続き事業費の取得や物件補償等を進め、水路や用地取得済みの箇所などの工事を予定しております。

18ページをお願いいたします。

轟木・衛生処理場線につきましては、主に図の赤の斜線で示しております事業費の用地の取得と荒巻橋の左岸側の下部工事を予定しているところでございます。

19ページをお願いします。

飯田・酒井東線につきましては、インターチェンジ事業者のNEXCO西日本が主体となり主に、インター本体の詳細設計や、事業用地の取得、周辺水路の流量や水質等を調べる水文調査等を予定しております。

20ページをお願いします。

飯田・水屋線につきましては、主に図の斜線で示しております本年度所得予定の事業用地の一部で工事を進め、北側付近の用地所得を予定しております。

一番下、22ページをお願いいたします。

項5住宅費、目1住宅管理費のうち、節2給料から節4の共済費につきましては、建設課職員19人のうち、9人分の人件費を計上しております。

その下の節11需用費につきましては、主に市営住宅の修繕費を計上しております。

23ページをお願いいたします。

節13委託料につきましては、主に市営住宅の施設管理用といたしまして、前田アパート、浅井アパート及び南部団地の火災報知取替えの委託料、市営住宅の樹木管理費を計上しております。

その下の節15工事請負費につきましては、市営住宅の補修費といたしまして、元町アパート下水管補修等の工事に要する経費を計上しております。

24ページをお願いいたします。

目、住宅改善費のうち、節13委託料及び節15工事請負費につきましては、既設公営住宅改善事業としていたしまして市営住宅の長寿命化や、居住性、安全性の維持向上等を図るための必要な経費を計上しています。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震診断や耐震改修、危険な空き家の解体除却に対する補助金の交付に要する経費を計上しております。

以上、建設課関係分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

[発言する者なし]

補正でやり切った感がありますか。

古賀和仁委員

24ページの住宅改善費の中の負担金、補助及び交付金、空き家対策等補助金50万円。

これ具体的にどういうことに対する補助金なのか。ここについてお伺いします。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

空き家対策補助金につきましては、倒壊等のおそれがあるような危険な空き家を除却される際の費用につきまして、鳥栖市のほうで建物の現地調査を行った上で、解体に要する費用の一部として補助をするものでございます。

古賀和仁委員

現在、空き家対策上の特定空き家というふうな特別な——を含めて全体で何軒ぐらいあって、特定なのが何軒ぐらいで、危ないというのがどのくらい確認されているのかお尋ねをいたします。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

現在、鳥栖市全体で空き家であろうというふうに思われる件数につきましては、550軒程度を確認、把握をしておるところでございます。

そのうち法律に基づく特定空家ということにつきましては、10軒程認定をして、法に基づく対応等、今まで実施をしているところでございます。

今、御質問をいただいております空き家の対策補助金に該当する住宅につきましては、特定空き家の認定までには至らないですけれども、それ以前の段階で、一定倒壊等のおそれがあるような家屋を対象としているところで、実際の件数までは、まだ全てについて把握をしていない状況です。

以上でございます。

古賀和仁委員

所有者との話し合いが行われると思うんですけど、その中で、実際に応じていただいているとか、いいですよというのは幾らかあるのかですね。

全く難しい部分があるのか、その辺含めてお尋ねします。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

空き家の対策につきましては、うちのほうで把握している部分も含めまして地域の区長さんを初め、住民の方からいろいろな御相談を寄せていただいているところでありますので、

それについては、こちらのほうで所有者の方とか、管理をされている方のほうを調査して、対応等をお願いをしているところではございますけれども。今、御指摘があったとおり、どうしても、またこちらのほうから案内をしても、対応をしていただけないというのも一部ございます。

そういった対応につきましては、引き続きこちらのほうから通知等を出し続けるというふうなところで、今のところ対応を取っている状態でございます。

古賀和仁委員

あちこち、かなりのところで環境上もよくないホームレスとか、言い方悪いかもしれませんが、入り込んで何かあったというところもちろちら聞いておりますので、その辺のところの対応ですね。当然、税務課とも対応しながら、所有者については特定できますから、しっかりやっていただきたいと思っております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

6軒はもう予定の6軒なんですか、この予算。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

現在6軒を上げておりますけれども、これまでそういう空き家の所有者の方等のやり取りの中で、見込みが立っている部分も一部含まれております。

あと今後の話の中で出てくる部分も含めたところで、現在6軒、金額として300万円を現在、計上させていただいているというところでございます。

西依義規委員

その補助率と、先ほどの古賀委員の関連で、言っても言っても聞いてくれないような空き家って何軒ですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

細かい数字はすみません、今持ち合わせておりませんので詳細に……（「事例でいいです」と呼ぶ者あり）

事例で。当然、地域の方から、区長さん等から周りの方が迷惑をしているのでといったことでこちらのほうに情報が寄せられて、うちのほうで所有者等を調べて、まずは通知を出すというふうなところでございますけれども、ほとんどのところは通知のほう出させていただくと、何らかのリアクションがこちらのほうに戻ってきたりとか、あとは地域のほうに帰ってきて現場のほうで実際に剪定をしていただいたりとか、そういったところに至っております。

少数ではございますけれども、こちらのほうから通知を出しても出しても、全く何の反応もないというところが、今のところあります。

西依義規委員

その後の何かあるんですよね。次は名前を公開してとかっていう、その順番みたいな。

どういうスケジュールでいくんですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

そういった空き家の所有者等とか、状況の内容の公表をするところにつきましては、空き家の法律に基づいて特定空家の認定をして、その中で、こちらのほうから改善のための勧告等を行って、それでもなお対応をしていただけないという場合に公表するということになります。

夏の時期とかになって、木がちょっと生い茂ってきているということで、少し情報をいただいた部分で対応していない方について、すぐ公表するというふうな段取りにはなっておりません。

西依義規委員

建物がいつ壊れるかっていう緊急性の空き家じゃなくて、荒廃への対応をしてくれっていうぐらいの程度の物件ということでもいいですかね。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

その対応をいただけないっていうふうなところで申し上げた部分については、すごく進んでいると、著しく状態が、周りに危険が及ぶような空き家というのは含まれていないです。

古賀和仁委員

国の条文では、強制執行ができるというふうになっているんですけど、市の条例ではそこまで規定をされ……したですかね。

松雪努建設部長

国の特措法に基づきましてし、強制執行までいくような形になります。(発言する者あり)

国の法律に基づいて、我々はそこまで行く可能性はあります。

古賀和仁委員

聞いているのは条例の中に、そこを組み込んでいるかどうか、その確認だけしております。

松雪努建設部長

我々は、国の法律に基づいてそこを行うということで、国の法律に基づいて条例も制定しておりますので、協議会の中でそういうような判断がなされていくなれば、当然、そういう執行まで行くというようなケースは出てきます。(発言する者あり)

松隈清之委員長

暫時休憩いたします。

午後 1 時22分休憩



午後 1 時23分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

ほかに何か。

飛松妙子委員

今の空き家の件で、よく環境対策課と木が生い茂って困るってところで御相談させていただくんですが、そういう場合、木の伐採とかどこが対応を取るべきなのか。

特に道路が近いと、道路が通れないというところも危険だとか見えないとかというところもあって、その辺の考え方っていうのはありますか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

住宅の敷地の中の樹木の繁茂であったりとか、あと空き地内の繁茂であったりとか、道路に隣接して、いろんな土地の樹木の繁茂と色々なケースがあるかと思います。

今のところ建設課と維持管理課と、あと空き地のほうが環境対策課というふうな所管にはなっておりますので、市民の皆様方にはそういう困った状況があれば、どちらかに来てくださいと。例えば建設課でもいいですよということで、承ればそういう部署のほうとうちのほうで連携を取りまして対応させていただきますのでということで市民の皆様には御案内をさせていただいているところでございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

では、補正のほうでもお聞きしたんですが、住宅の収入が、今回400万円の減額で組まれていらっしゃるかと思うんですが、これは、補正で聞いた内容でこうなるのか。

もしくは何かほかに理由があるのであれば教えていただければと思います。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

内容については補正のほうで御説明をさせていただいたものを踏まえたことで見込んでおるところでございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕



議案甲第9号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

松隈清之委員長

それでは、なければ、続きまして、甲議案のほうに参ります。

議案甲第9号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

議案甲第9号市営住宅条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

説明につきましては、建設経済常任委員会、甲議案参考資料を基に説明したいと思います。

資料2ページをお願いいたします。

まず改正の理由といたしましては、国が示す公営住宅管理標準条例案の改正が行われておりまして、単身高齢者が増加しているなどの状況を踏まえ、保証人を確保できない人のために公営住宅に入居できないといった事態が生じることはないよう連帯保証人に関する規定を見直されているところでございます。

この趣旨を踏まえ、市営住宅への連帯保証人に関する要件を緩和することにより連帯保証人の確保に対する負担の軽減を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、市営住宅の入居手続の際に、現行では連帯保証人2人のところを、連帯保証人に1人が署名された請書を提出いただくことに改めるものでございます。

今回の改正に係る規定の施行日は令和2年4月1日としておりまして、これ以降に市営住宅への入居手続を行っていただく事案が適用の対象となります。

連帯保証に関わる国の考え方といたしましては、公営住宅管理標準条例案の改正に示されており、公営住宅への入居に際して取り扱いに係る通知に対しましては、基本的には保証人の確保を求められないこととされておりますけれども、保証人の確保を求める場合も想定されております。

この場合は、住宅に困窮されている低所得者の方が、公営住宅への入居できないといった事態が生じないよう入居を希望する方の努力にもかかわらず保証人が見つからない状況にあ

るときには、保証人の免除を行うなど、特段の配慮を行うことが必要であるということでも示されているところでございます。

資料3ページをお願いいたします。

本市といたしましては、家賃の長期間にわたる滞納が生じた場合などへの対応を図るため原則として保証人の確保を求めることといたしまして、保証人の確保に対する負担の軽減を図るため、保証人に関する要件を2人から1人に緩和することといたしております。

なお令和2年4月1日以降に住宅の賃貸借契約等を締結する場合、連帯保証人が保証する限度であります極度額を設けることが必要となることから、鳥栖市営住宅条例施行規則に極度額に係る規定を設けることとしております。

また市営住宅への入居に特に配慮が必要と考えられる高齢者世帯、母子、父子世帯等につきましては、連帯保証人の確保を免除することができる規定を設けることとしております。

以上で、条例改正の概要説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

今回の条例改正、大変にありがたいことだと思っております。私も平成27年の12月に一般質問で取り上げさせていただいて、それから4年ぐらいかかって、やっと保証人が2人から1人になったってことなんですけど、実際、今後、ますます、そのときも、1人でも保証人を立てるのが難しいっていう方だったんですけど、今後ますます高齢化社会になったときに独り住まいの高齢者の方が増えていくことを考えると、この当時私が申し上げていたのは保証会社の方との連携を今後図ることが必要ではないかということをお願いしていたんですけど。

そのこともまた今後ぜひ、調査・研究していただいて、何年後になるかが心配ですが、2025年にはもう団塊の世代もかなり高齢化してきますし、検討していただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

機関保証の活用につきましては、今回も検討の段階ではいろいろ調査等したところがございますけれども、ただ、まだそういったところの実績が、ほかの自治体でも数が少ないというふうなところもあります。

あと機関保証を活用すると、どうしても入居者の方の御負担が生じてくるということもありますので、今後またほかの状況等を見ていながら、検討については進めていきたいというふうに考えております。

飛松妙子委員

確かに負担がかかることでもありますので、逆に言ったら負担がかかってでも、保証会社があると私は入れるんですって方も、多分、中にはいらっしゃると思いますので、ぜひそういうことで検討していただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

内川隆則委員

これは国からの問題について、準じてこういうふうになったんでしょうが、今までもいろんなケースがあったと思うんですが。

実は私もうちの近所に県営アパートがあって、しょっちゅう相談に乗らなきゃならんような話であるので、こういうことになった場合にどういうふうになるのか想定される部分っていうのを思い浮かべてもらいたいと思うんですよね。

ですから、こういうふうになったから、逆に悪いケースに走ってしまうような、建設課が問題を抱えるようになる場合もあろうかと思うんで。

その辺はどういうふうなことを懸念されるんですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

連帯保証人を今まで入居者の方に確保していただくというふうな目的が、長期間の滞納が生じた場合は、収納の支援であるとか、あとは単身で入居された方が死亡等された場合の後の退去手続等を連帯保証人の方にあわせて担っていただくというふうな目的で、連帯保証人の確保を求めるところもあります。

連帯保証人の確保を求めないというふうなことになるれば、そういった滞納が生じた場合の対応であるとか、単身の入居者の方が死亡された場合の退去の手続、後始末等といったところが課題として残ってくるというところもございます。

そういったところも合わせまして、県内の状況も踏まえたところで、連帯保証人について、お一人については確保をお願いしたいというふうにご考えて今回、提案をさせていただいているところがございます。

当然、連帯保証人のほうの要件が緩和をしていけば、先ほど言った滞納の問題であるとか退去の問題、そういったところが課題となるというふうには認識をしているところがございます。

内川隆則委員

その辺、相当覚悟してかかると、後悔するようなことも逆にあるたいね。入りやすい、

だからよかったですだけじゃなくてね。

滞納をして、私はそぎゃんとまで保証人になっとらんやったとか、そういう気持ちじゃなかったというケースが今までもあったわけよね。

それともう一つは、孤独死になって引き取り手がないって、私はそういうことまで知りませんというふうなところまで私も経験した過去があるけど。だからそういうケースが増えてくるっていうことも一方では覚悟してかかると、でけんというふうに思います。

そこで最後に言いたいのは、今、県営アパートは、指定管理者にしとったいね。だから非常に指定管理者は、私たちはそこまでの責任は果たす必要ありませんみたいな感じで話をすると、革靴の下から足をかきよるような感じたいね。なかなか意が通じらん。

だから一遍、俺は県庁の担当課長を呼び寄せて話したことがあるけど、絶対指定管理者にはせんように頼んどきます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

ちなみに、これは根拠となる国の考え方はなくなったんですよ、保証人を取るっていう、もちろんつけなくてもよくなっているわけじゃないですか。

残す理由はもちろん分かるんだけど、この2ページのところにあるように、保証人の確保を求める場合によっては、住宅に困窮する低所得者が公営住宅に入居できないといった事態が生じないよう入居希望をする者の努力にかかわらず保証人が見つからない場合免除を行うなど、ということなんですよ。

基本的に市営住宅に入居を希望するっていうのは、全てこれに大体該当するような人になるわけじゃないですか、きっと。

ということは、1人って書いとるけど、いや頑張ったけどいけませんって言われたら、みんな免除せないかんちゅうことにならんとですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

今御質問いただいております免除の取扱い等につきましては、今ここに書かせていただいているところは国の考え方を示されたところで、こういったところを踏まえまして、今お話もいただいておりますいろんな課題等ある中で、対応といたしましては、例えば単身の高齢者の方であるとか、母子・父子世帯にあられる方、障害者がいらっしゃるような世帯、そういうふうな特段の配慮が必要であろうというふうに考えられる方を対象に、免除の適用を図っていきたいというふうには考えているところでございます。

松隈清之委員長

もちろんそういうことでいいのかもしれないけど、ただ国は別にそういうふう限定してい

ないでしょ。

頑張っても見つからなかったら、免除を行うなど配慮を行うことが必要って書いてあるじゃないですかって言われると、それに対して言い返せなくならんかなあと思って。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

当然、連帯保証人の確保を求めないというのが国の基本的な考え方ということにはなりませんけれども、あくまでもそういった運用につきましては、地域の様々な事情を十分考慮した上でということで、いろんな制度について検討していくというふうな内容になります。

全国的にまだどういふふうな取扱いをされるかというふうな統計的なところも出ておりませんので、どういふ課題、問題が出てくるかというところも、まだ十分に把握し切れていない状態ではありますけれども、今のところ、そういう住宅に入居を希望される方のうち、やっぱり特に配慮が必要であろうというところの方について、そこについては対応していきたいというふうな考えているところではございます。

そういった形で、入居申込みをされる場合については、そういった連帯保証人の方を確保することで、例えば滞納が生じた場合でも明け渡しの請求につながる前に、連帯保証人の方の協力を得て、問題が解決できるというふうなことも考えられますので、今のところは、一部の方について免除の規定を運用していきたいというふうな考えているところではございます。

松隈清之委員長

連帯保証人がいたほうが、何かと執行部側としてはいいだろうなっていうのは分かるんですよ。それを別に否定はしないんだけど。

要は、国はこういう考え方でなっているじゃないと。例えばお宅はこの対象じゃないんで意地でもつけてくださいと、つけないと入れませんってなったとき、極端な話、いや、それは不当だと、裁判されたときに、勝てますかちゅう話ですよ、極論すると。

という心配がございますので、そういうところも今後、研究をぜひしていただきたいと思っています。

あとこれは当然、契約の問題なんで、4月1日以降になるんだけど、ただ心情的には新しく契約される場所だけ、要は極度額の設定があるけど、それ以前に契約した場所には契約上ないわけじゃないですか。

そうすると、さっき言われたように、こんなに請求されるのか、という部分もあるんで、これを果たしてこのままにしておいてよいのだろうかという心配もあるんですよ。

だからそこも、当然、そのときにはそれは分かって契約しているんだろうと言われれば、それまでなんだけれども、そこもちょっと今後考えていかなきゃいけないんじゃないのかなと。

例えば今、前に契約している人で連帯保証人が2人いたけど1人亡くなりましたと。でも契約自体、前なので、いや、あなたは2人要るんですよというふうに前の契約したときの状況がそうだから、もう2人目をまた求めるのか、いやいや、今1人でいいんで、1人でいいのかと。

しかしその契約しているときを基準に考えれば、それおかしな解釈になるんで、そこもちょっと整理をしておいてくださいね。（「そこまで調査はせんじゃろうもん。2人も生きてるかどうとか」と呼ぶ者あり）

基本的には保証人が亡くなったときには、申告しなきゃいけないじゃないですか。亡くなった場合には申告しなくちゃいけないんですよ、本来。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

連帯保証人に異動がある場合については、こちらの建設課、事業者のほうに届出、報告をしていただくというふうな規定になっておりますので、あと毎年、収入申告等、実際していただいているというところもありますので、そういった中で、入居者の方にはそういったお知らせはさせていただいているというところがございます。

松隈清之委員長

ほかありませんか。

飛松妙子委員

1点確認させていただきたいのが、先ほどから滞納があった場合っていうお話が出ていますが、福祉との連携、例えば年金で生活していたんだけど、結局それが生活保護の金額よりも低くなったんで、お支払いができなくなってっていう方がいるとしたら、福祉との連携を図ってされていらっしゃるのかどうかを教えていただいてもいいですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

当然、滞納が生じるというふうなときには、いろんな状況がおありになるということもありますので、十分そこは入居者の方にどういう状況でしょうかということで、お話をお伺いしながら、その内容によって必要がある場合は、そういった社会福祉課のほうと連携を取りながら対応していくというふうに考えておるところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

それで、特に高齢者の方が昔の方って生活保護は受けたくないっていう方が結構いらっしゃったりとかしますんで、そういうので、もし滞納になった場合に、強制的にそういう生活保護を受けるようなことができるのか、それとも過去にそういう事例があったのかどうか、分かりますか。分からなければ、いいです。（発言する者あり）

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

それでは以上で建設課に対する質疑を終わります。

次に、維持管理課関係議案の審査に入りますので、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 1 時45分休憩

〰〰

午後 1 時50分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

〰〰

維持管理課審査

議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

松隈清之委員長

これより維持管理課関係議案の審査を行います。

初めに議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、維持管理課分につきまして御説明いたします。

補正予算説明資料の19ページ、歳入の主なものでございますが、款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 4 土木使用料、節 1 土木管理使用料につきましては、市道占用料の見込額を計上しております。

款16国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 3 災害復旧費国庫負担金、節 1 土木施設災害復旧費

国庫負担金につきましては、予備費にて対応いたしました災害復旧工事に係る国の負担金を補正するものでございます。

20ページをお願いします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入につきましては、法定外公共物払下げに伴う土地の売払収入でございます。

21ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目7災害復旧債、節2土木施設災害復旧債につきましては、先ほどと同じく予備費にて対応いたしました災害復旧工事等に伴い起債額を補正するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

22ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節11需用費につきましては、道路照明等電気代、鳥栖駅前トイレと上下水道代の不足に伴う光熱水費の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目3道路舗装費、節15工事請負費につきましては、国の補正予算の内示に伴う増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

主要事項説明書でございますが、今年度黒で着色している箇所につきましては、今年度の工事をしております。

今回の工事につきましては、布津原町・本鳥栖線の赤でお示ししている区間の370メートルの工事を実施する予定といたしております。

25ページをお願いいたします。

目4橋梁維持費、節13委託料、並びに節15工事請負費につきましては、先ほどと同じく国の補正予算での内示に伴う増額補正でございます。

次のページの主要事項説明書をお願いいたします。

橋梁長寿命化事業での実施でございます。今回は筑紫野バイパス上の川原田橋など2か所、定期点検64橋の実施を予定いたしております。

すいません、25ページにお戻りください。

目5交通安全対策事業費、節1報酬につきましては、交通安全指導員の欠員等による減額補正でございます。

以上、簡単でございますが、補正予算の説明といたします。

27ページをお願いいたします。

次に、繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

上の道路舗装事業費につきましては、今年度の国の補正予算に対応するものでございます。履行期間を本年10月末までの工期といたしております。

その下、橋梁長寿命化事業につきましても同様に国の補正予算に対応するものでございまして、12月末までの工期を予定しております。

次に、河川費の排水路整備事業につきましては、さきの12月補正で計上いたしました原町の水路しゅんせつ工事でございます。履行期間を本年5月末までといたしております。

次に、土木施設災害復旧事業につきましては、村田町の丸尾川に関する災害復旧工事であり履行期間を6月末までといたしております。

以上、説明といたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

oooooooooooooooooooooooooooo

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

松隈清之委員長

では続きまして、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算のうち、維持管理課関係分の主なものについて御説明いたします。

建設経済常任委員会当初予算説明資料26ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款14分担金及び負担金、項1分担金、目2土木費分担金、節1土木費分担金につきましては、神辺町上の車地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者の分担金でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1土木管理使用料につきましては、市道占用料及び公有水面使用料でございます。

27ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1河川費県補助金につきましては、急傾斜地崩壊対策事業に係る県の補助金でございます。

28ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3土木債、節2河川債につきましては、急傾斜地崩壊対策等の緊急自然災害防止対策事業及び河川しゅんせつ等の緊急浚渫推進事業に係るものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

29ページをお願いいたします。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節11需用費の主なものですが、光熱水費といたしまして道路照明灯の電気料及びトイレ施設などの上下水道使用料を計上いたしております。

資料30ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2から節4につきましては、維持管理課職員12名分の人件費を計上いたしております。

節13委託料につきましては、未整理用地等の測量費用としての測量調査等委託料及び道路台帳修正委託料を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

目2道路維持費の主なものでございますが、節1報酬、節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員として道路パトロール、草刈り等の作業員2人分の人件費を計上いたしております。

次に、節11需用費の修繕料につきましては、道路側溝等の修繕料でございます。

32ページをお願いいたします。

節13委託料の主なものといたしまして、市道のり面等の草刈りや市道緑地帯、街路樹などの草刈り委託料、緑地帯等管理委託料、また市道のパトロール及び舗装の簡易補修を行う舗装路面補修委託料などを計上いたしております。

節15工事請負費につきましては、道路側溝の新設や布設替えに係る工事費を計上いたしております。

その前の節14使用料及び賃借料につきましては、道路冠水箇所への監視カメラ設置に係る借上料を計上いたしております。これは33ページ主要事項説明書を御覧ください。

地図にも示しておりますとおり、市内の道路冠水や住宅等の被害が大きかった地点の5か所に監視カメラを設置し、大雨時の状況の把握と迅速な対応につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

目3道路舗装費、節15工事請負費につきましては、道路舗装工事、市内一円及び今泉・田代大官町線の舗装工事を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。

今泉・田代大官町線につきましては、図の赤でお示ししておりますとおり大正町の370メートルの区間を実施する予定といたしております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

目4橋梁維持費、節13委託料及び節15工事請負費に関する主要事項説明書でございます。

橋梁長寿命化事業につきましては、対策が必要な128橋のうち、社会的影響度の低い橋梁を除く90橋について優先度を踏まえ修繕設計及び定期点検等を行っていくものでございます。令和2年度は高速道路に係る山浦橋など改修工事7橋、橋梁点検委託64橋を予定いたしております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

目5交通安全対策事業費、節8報償費につきましては、交通安全指導員謝金といたしまして64名分の経費を計上いたしております。

節11需用費の主なものにつきましては、交通安全指導員の被服費、啓発用グッズ、また街路灯の電球などの経費を計上いたしております。

節13委託料の主なものにつきましては、駅前駐輪場の整理及び指導委託料として駅前の駐輪場の整理に要する経費を計上いたしております。

節15工事請負費につきましては、市内一円のカーブミラー、防護柵など交通安全施設の工事費を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。

目6道路整備交付金事業費、節15工事請負費につきましては、転石・大谷線の防災対策工事費を計上いたしております。

次の39ページをお願いいたします。

国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、補助事業等を活用しまして、市道転石・大谷線の一部区間において、防災対策に取り組むことといたしております。

続きまして、40ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川改良費、節13委託料につきましては、準用河川の草刈り委託及び鳥栖地区、基里地区における雨水調査等委託料を計上いたしております。

節15工事請負費につきましては、排水路整備工事費、しゅんせつ等工事費及び曾根崎町大野川の河川改修工事費を計上いたしております。

次の41ページでございます。

雨水解析業務につきましては、昨年7、8月の大雨により床上、床下浸水被害や道路冠水が発生いたしました曾根崎地区、それから京町などの鳥栖駅前地区において雨水解析を行うことにより雨水対策の検討を進めることといたしております。

併せて曾根崎町大野川の基里まちづくり推進センター付近の東側でございますが、約150メートル区間の護岸改修工事を実施する予定といたしております。

次のページお願いいたします。

目2土砂災害対策費、節15工事請負費でございます。神辺町上の車地区における急傾斜地崩壊対策事業でございます。昨年度3月補正により実施いたしました調査業務の成果を踏まえ、令和2年度に落石防護柵設置工などの対策工事を行うことといたしております。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

[発言する者なし]

いいですかね。雨水の分析というか、調査をされるということですけども、これは、いつぐらいまでを考えておられるんですかね、解析業務の期間。

大石泰之維持管理課長

発注後約8か月間の履行期間を見込んでおります。

松隈清之委員長

この中にはいわゆる対策、具体的にどういうことをやったほうがいいよみたいなことまで含まれるんですかね。

大石泰之維持管理課長

実現可能な方策というのをこの計画の中で探ってまいりたいと考えているところでございます。

松隈清之委員長

ほかありますか。

古賀和仁委員

今の関連ですけど、雨水が流れる方向まで含めて検討されるということですか。

大石泰之維持管理課長

まず雨水解析に関しましては、現在の河川水路がございますけれども、その容量の再計算だとか、それにその水路がどちらからどちらに合流、どこからの部分が合流している、もしくはどこからが分岐しているというような流れの系統といたしまして、そういったもの

を調査することによって、水の流れを解析するとともに、そこで例えば、ここの区間だけ水路が狭くて、そこからあふれているとか、ボトルネックがあるとかないとか、そういうところを改善していくことを想定しております。

古賀和仁委員

最終的には流れを分けるといいますか、分けるという言い方はおかしいかもしれませんがけれども、1か所に集まらないようにするという形の対策を取るためにもそういう調査をするというふうに考えているんですか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

御指摘のとおり、当然、分水の可能性というのを探っていきたいと思っております。

ただどうしても、この前の大雨のときに、下流があれだけ降った後に水位が上がって、内水氾濫が起こったことを考えますと、容量だけ——分水して、水を迂回させるとか、それだけでいいのかという問題もあります。

例えば少し貯留施設の部分を考えると、そういったものも可能性がもしあれば、そういうところも少し考えないかなのかなとは思っているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

内川隆則委員

かねがね舗装が悪いというふうに言ってきたにもかかわらず、区長さんたちから毎度毎度要望が上がってきて、いつかも言ったね。区長会で市長が言って、維持管理課もついて行って、何か質問ありませんかって言ったら、もうどうせしてくれんなら言うたっちゃ一緒やろうもんというようなところまで区長さんたちから言われつつ、宿題がいっぱいあったにもかかわらず、今年度はどうかというふうに期待したところ、9,000万円で、半分は大正町商店街、残り半分が市内一円というようなことで、満足いく要望に応え切っていないんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

大石泰之維持管理課長

今回全体の予算としては維持管理課分としては、予算的には増額となっております。

ただ主に、やはり大雨対策に係る予算という部分では聞いておりますので、舗装は補助を除けば例年並みということでございます。

これに関しましては、引き続き予算に関しては獲得を目指して努力するとともに、今回路面補修については、予算の増額もできておりますので、そういったもので悪い箇所をなるべく手当てをしながら、何とか全面舗装というのはなかなか一遍にはできませんけれども、少

しでも路面の状態を維持していくように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

内川隆則委員

午前中、上下水道局の審査があったけど、水道局は7,000万円ついとったいね。だから考えてみれば、あなたたちは上下水道局に期待して、こういう数字を財政課と話しよるのか。

お互いがお互いにもたれ合って考えているのか、というふうな思いがしてならんわけたいね。

だから本当に思いを——俺、財政課にも聞いたことある。何でって言うと、それなりの説明を加えてもらえば、私たちが考えますというふうに財政課は言った。

だからその思いが、あなたたちが言いよることが、財政課に果たして伝わりよっかどうかというのも疑問たい。だから上下水道局もこれは含めてたいね。

そういうふうなことを真剣に考えて場当たりの質問の答弁じゃなくて、しっかりと——俺たちだけじゃなくて、区長さんたちが一番困りよると思うったい。あなたたちは、区長さんから全部要望は上げてくださいと言いよるけん。

だからそういう思いを真面目に考えよっつとやろかと思っつて。また改めて教えてくれんね。

松雪努建設部長

御指摘いただいたところ、私どもも真剣に考えておりますので、必要とあらば、補正予算も含めながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

小石弘和委員

部長はそんなことは言うばってん、補正で生まれとらんやんね。あんまり増額されていな
いっちゃん、補正を組んでも。

ですから、結局あなたたちは、下水道が1,200万円しかないとよ、舗装費が。

まだいっぱいあるとに、あなたたちがその分ば舗装ばしよっつとじゃなろうかってしか思
わんやん。例えば5,000万円、1億円ですよ、補正を5,000万円組んでも。

本当に今私が言うように、佐賀県一ぼろ市道って言われよっつとですよ。今、金もあるとで
すよ、市は。何もしよらんから、あるとですよ。あなたたちは財政課に丸め込まれはしてい
ないかなっていうおそれもあるわけ。

確かに国の補助が出てくればそれに付随して補正を組んでいくかも分からんばってん、そ
んなことを頼りにしても維持管理課の責任において、そのために維持管理課は維持されてい
るわけですから。

ですから今、内川委員が言われるように、もっと真剣に、私は何度も言いますが、全体
の道路舗装を見て、15億円かかるなら15億円、それを5か年でやると。3年間でやるとか、

そういうふうな計画を立て、予算要求すべきじゃなかですか。

もういつときしたら、また瑕疵問題がばさら出てきますよ、多く。未解決の問題もあるとでしようが。

ただそういうふうなことを踏まえて、もう少し維持管理課としては、財政課とやはり膝突き合わせて予算獲得をしていただきたいと。

それをたった5,000万円でどのくらいできますか。これ、予算5,000万円で、どのくらいの1級市道、2級市道、3級市道ができますか。

お答えできますか。

山下美知維持管理課維持係長

先ほどの件につきまして、延長につきましては、幅員によってまばらではあるとは思いますが、おおむね2キロ、2,000メートル程度になろうかと思えます。

以上でございます。

松隈清之委員長

よろしいですか。

今言われていたようなことは、また閉会中にもやってまいりますので。そういう要望とか、今後のものに関しては。

飛松妙子委員

令和2年度の予算を見てみますと、国庫補助金とかが増えて、結構額がいろんな事業で増えているんですが、今の体制で、予算計上された分の事業が進んでいくのか、ちょっと心配な部分もあるんですが、その辺は何か人を増やすとかいうのはあるんでしょうか。

松雪努建設部長

当然、新たな事業ということで、雨水解析事業というのも、新たな事業では入ってまいります。

その辺につきましては、当然、こういう予算要求と同時に人もこういう事業に取り組むからってというようなことは総務部のほうにはお伝えをしております。

機構改革も含めてというところで意見を伺われたものですから、それを機構改革についていうところと合わせて、こういう事業に取り組むというようなところは、私の部として例えば公園の長寿命化であったり、個々の雨水解析であったり、実際スマートインターが本格化しているよってというようなことは、上には上げております。

飛松妙子委員

維持管理課は特に現場なので、また災害とかがあれば、そちらのほうが優先になったりしますので、本当に人の確保はすごく大事でもあるし、大変な御苦労もあるのではないかなと

思っておりますので、事業が遅れないように人の確保はぜひお願いしたいなと思っております。

あと先ほどの雨水解析の件ですが、解析した後、何か青写真みたいなものをつくられているのかどうか。

解析した後、どのような感じで私たちは見ることができるのでしょうか。

大石泰之維持管理課長

もちろん全体として、どういったところがボトルネックになって、問題箇所があると、その対応策として、当面、ある程度の短期間でやれるものと、時間がかかるものというふうな区分にはなるかと思えますけれども。

そういったものを検討して、それで先ほど申し上げたとおり対策が実際に打てるものを探すための調査でございますので、それを何とか見つけて、恐らく新年度にタイミングがございますけれども、新たな対策事業として、工事として実施していくというような形は、また予算計上の際には、お示しすることになるかと思っております。

以上です。

飛松妙子委員

本当、雨水対策って難しいのが水の流れがやっぱりどう流れているのか、市内全体もそうですし、近隣市町も関わってくる部分だと思うんですね。

だからこの部分だけってなると、またそこが見えてこないのかなと思いますが、全体像が見えるようなことをしていただければなと思っております。

あと今いろいろ御説明いただいた中で、ふるさと寄附金の中に、令和元年度の災害の寄附金があったんですが、それが実際使われているっていうのは皆さん御存じですか。

こういう資料の表に、ふるさと寄附金の災害対応としていただいている分が使われていましてっていうのは御存じですか。

大石泰之維持管理課長

ふるさと納税の制度のメニューの中に、そういったものを挙げておるのは存知しておりますけれども、実際にこの中に入っているであろうという程度の認識しか、金額等はその辺の認識はございませんでした。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

齊藤正治委員

今、交通安全施設で通学路の歩道のところに県道もそうですけれども、歩道のところに歩道柵をずっと付けてあると思うんですけれども、車が飛び込むわけですね。

現状の歩道柵では、弱過ぎて、県もお願いしているんですけども、要するにガードレールタイプの歩道のガードに取替えてくれということ、一応県に要望は出しております。

市のほうも、例えば交差点とかそういう危険箇所が恐らくあると思うんですけども、そういったところも車が突っ込んで止まれる昔のガードレール、今もそうですけど、そういったものと一遍にはできないでしょうから、順次取替えていくっていうふうなことも含めて安全対策をお願いできればと思いますけれども。

大石泰之維持管理課長

滋賀県の大津市の事故を受けて、今年度、通学路、通常今までは、小学校対象の通学路点検というのはこれまでもずっとやっておりましたけれども、加えまして保育園、幼稚園等の点検という通学路といいたいでしょうか、園周辺の道路の点検というのも今年度より開始しております。

大概の区間については通学路等もかぶりますけれども、現在まず特にそういう飛び込み事故の起こりやすい交差点部分、特に信号がないところの交差点などから順次対策を取っていくように進めているところでございます。

おっしゃったとおり一遍にはできませんけれども、危険箇所から順次、少しずつ対応してまいりたいと思っております。

以上です。

西依義規副委員

26ページの収入で急傾斜地の崩壊対策の200万円はどこが払うんですか。

大石泰之維持管理課長

急傾斜地対策事業800万円の財源につきましては、県が2分の1、400万円で、市の持ち分が4分の1で200万円。残りの4分の1を受益者である地元の方に負担していただくという制度になっております。

西依義規副委員長

すいません、地元の方っていうことは神辺町っていう自治会が払うということですか。

大石泰之維持管理課長

資料42ページをお願いいたします。

傾斜地の主要事項説明でございますけれども、ここで場所を明示しておりますけれども、負担していただくのは個人に負担をしていただくということになっております。

西依義規委員

緑地管理の委託、ちょっと前々から上があって、32ページ緑地等管理委託料ですけど。例えば住宅開発をするメーカーがいらっちゃって、そこに緑地がぽんぽんぽんとありますって

いう、それを市に寄附しますと、そこで管理を委託してくれみたいなのがあると聞いて、住宅の管理組合、地元と住宅メーカーとがあまりうまくいってなくて、結局そういう場合は、住宅メーカーに責任があるのか、それとも市が寄附してもらっている場合、市に管理の責任があるのか、その辺はどうなんですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

通常、開発等に伴って、例えば公園とかそういうものをされるときは、土地自体は市のほうに帰属をされますが、開発の申請の段階で通常の維持管理については、例えば地元であるとか開発の業者さんっていうような取り決めをまずしております。基本的には土地自体は市になっても、地元、町のほうで、通常の維持管理はしていただくと。

それ以上に例えばフェンスとか、大がかりなものについては、市が負担をするっていうようなことも考えられます。以上です。

西依義規委員

例えばその緑地が、維持管理ができていないと、もう雑草が茂った場合、市は何らかの開発業者なり、地元になんか言えるんですか。

そういうことを公式の場で言えるっていうことですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

取決めに基づいて、まずは開発の業者さんであるとか、地元のほうにきちんと管理をしていただくように、当然、それで周りのほうが環境が悪くなるということもございますので、まずはそちらのほうに維持管理をするように指導するということが第一かと考えております。

西依義規委員

もう一点、33ページに監視カメラがあったんですけど。

議案質疑であっていましたがライブ中継、えらいいなと思ったんですけど、当面の間、やりませんというお答えでしたよね。まずは市役所のパソコンで見てっていうお答えだったんです。やれない理由は何かあるんですか。

斉藤了介維持管理課管理係長

全国的に私もこのライブのほうを調べてみました。佐賀県内では、道路情報のライブということで国土交通省のほうで、今、佐賀県内でいえば26か所ライブカメラを設置しております。市内では2か所ですね、国道34号の田代昌町のところと、あと轟木町のアンダーパスのところに設置をされています。

静止画で15分おきにしているんですけども、大体高いところに設置をされていて、例えば車のナンバープレートが見えないとか、歩行者が分からないようにとか、そういう配慮をされているようです。

ほかのところの自治体を見ても、歩道の部分が黒塗りでされているとか、そういう配慮がまず必要かなと思っております。

今回5か所設置させていただくんですけれども、どうしても自立柱で設置をするっていうことで、比較的低い場所に設置をすることになるということで、プライバシーの問題等が一つ出てくると。

設置の位置とかも、また具体的に発注をした後で決めていくことになるので、一番の目的は冠水等の情報をまず市のほうで把握して、速やかに対応を取るということを目的としていますので、それが第一かなと。

その後に課題等見えてきたところを順次、対応を考えていくっていうことでしております。

西依義規委員

本会議でそこまで言ってくれるなら分かるんですけど。まずは市役所だっというのがよく意味が分からなかった。プライバシーは十分、分かりました。

あと先ほどの小石委員との関連で舗装の、要は1級、2級、3級とか、例えばここは20年前にしたとか、ここは10年前にしたと。

例えばここはダンプが余計に通るから擦り減りが激しいとか、そういうので結局多分予算要求するのも今後3年とか待っていると思うんですよ。

計画がないことはない、そうせんと行き当たりばったりになるんで、そういうのは本当ないんですか、内々的なやつでも。

大石泰之維持管理課長

舗装につきましては、まず補助事業でやれる部分については、大型車の交通量ですとか、あと舗装構成によって、補助の対象になるならないがございますので、それについては補助の要件に該当する見込みのもとに計画をつくって、それについては、あとは採択されるされないというのがございますので、それに基づいて計画的に順次やっていくということで上げております。

それ以外の部分についても、市のほうで優先的に行うところという順位付けはしております、それに基づきまして、あと予算をにらみながら実施可能な範囲で行っていると、対応しているというところがございます。

西依義規委員

極論を言えば、補助を国にぼんぼん出して、それがだだっとならば採択されたら、事業としてはいけるということですか。

例えば予算がやっぱりこれぐらいしかないんで、国への出し方、本数も、それぐらいに納めるっていうことなんですか。

国からもっともっと採択されれば、半分だけでもいいならどんどんできるのか、それとも、いや、毎年何本かって決めているのかっていう。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

おっしゃるように舗装につきましては、市内一円、やはり悪いところいっぱいあるというふうに認識を持っております。

今回の舗装も国の補助金として要望している部分もございますけれども、基本的にはうちもこの路線以外も要求する部分がございます。

ただ国の制度としまして、今大雨とか緊急事業として別のメニューがやはり重要だという点がございまして、舗装面というのはあくまで維持管理的なものがやっぱり強いというところから、なかなか補助金がつきにくいメニューという認識は持っていますので、そういう点では、私どもも本当はしたいんですけれども、つきにくい部分があるということで、今のところ一、二路線程度でやっているというところでございます。

松隈清之委員長

いいですか。

小石弘和委員

私、維持管理課に期待をしとったんですよ。32ページ、工事請負費、道路側溝等の工事費。これ8,000万円しかついていないんですよ。

8,000万円での前建設経済の閉会中の勉強会の中で、やはり区長さん、市民の皆さんからの要望の積み残しが1億8,000万円になっているというふうな報告を聞いているわけですよ。しかしこの当初予算では、8,000万円しかついていないわけですよ。

市民の要望、区長さんの要望が1億円残るというふうな計算になるんじゃないかなと思うけど、その点の見解をお聞きしたいと思います。

大石泰之維持管理課長

道路側溝等の工事費の8,000万円でございますけれども、おっしゃるとおり要望に全て応え切れているわけではございません。

その中でも道路側溝等、この大雨対策という部分も含めて重点的に取り組んで進めてまいりたいと思っております。

これにつきましては、優先順位をつけますして取組を進めておりますので、お待たせしている箇所もたくさんありますけれども、事業については着実にやっていきたいというふうに思っております。

小石弘和委員

確実にやっていくためには、市民の要望、区長さんの要望をするためには、8,000万円の工

事費では駄目やないですか。毎年毎年結局増えていくわけん、減るちゅうことはないんですから。私はその点を言っているわけ。

先ほど内川委員さんが言われるように、何もしてくれんじゃんか、錢のなかつじゃんかしかなわれん、もう要望もされんて。

というふうな諦めムードが出てきているわけですよ。

松隈清之委員長

小石議員、分かる……（「いいじゃないですか、まだ予算の件で言いよつとやけん」と呼ぶ者あり）

いやいや、（「ですから、8,000万円じゃ足らんじゃないですかとお聞きしているわけですから。それに関連したものを問うておるんですから」と呼ぶ者あり）

今後補正ということでもいいですかね、これに増額じゃないでしょ、今後……（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後2時36分休憩



午後2時40分開会

松隈清之委員長

再開します。

小石弘和委員

この工事請負費が8,000万円では足りないんじゃないかと。私は閉会中の建設経済の中で、工事請負費の残りが1億8,000万円と。なぜ今回の場合は8,000万円で結局なったのかと。

この1億円、財政のほうにしているけど、8,000万円になった。じゃあこの金額を後の穴埋めを補正で組めるようにならないのかというふうなことをお尋ねいたします。

大石泰之維持管理課長

要望につきましては、過去の分、それから新たに上がってくる部分もあるかと思っておりますので、そういったものを合わせまして、また9月の補正予算等で計上できるように対応してまいりたいと考えております。

以上です。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

今橋梁の点検をされていらっしゃると思うんですが、終わった部分で、何か問題とかが補修とかがあったのかどうかと、もし補修があるのであれば、どのような計画をされているのかを教えてください。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

橋梁長寿命化の定期点検でございます。こちらにつきましては、法令で定められた定期点検ってことになっておりまして、基本的には5年に1回の定期点検を下さいということになっておりまして、今一巡目がやっと終わりました、今年度から2回目の一巡する形で進めております。

初めに計画を策定しまして、遠方目視で傷み具合の状況を見て、まず初期の優先順位を定めました。それから定期点検が1回終わりました、そこで1回入替えまして、悪いところから優先順位を決めまして、今取り組んでいるところでございます。

基本的には橋梁が4段階で、悪い順から1、2、3、4ありまして、一番悪い1は鳥栖市にはございません。

4、3、2、1で4が一番悪いんですけども。4がなくて3っていうのが、昨年まで3橋残ってございましたけど、それも終わりました、あとは2と1という事で今進めております。

この2が必要であれば、取り組み下さいというようなレベルなので、そういったところで今進めている状況でございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

それから予算説明書概要の32ページに、道路里親サインボード設置工事費が新規で6万2,000円上がっているんですが、今までなかったのか、それとあとの新規の分がどこに設置されるのか、団体名ですかね、教えてください。

大石泰之維持管理課長

32ページの工事請負費の道路里親のサインボードのこの分につきましては、新たに加盟された団体が看板の掲示を希望されたときに対応できるように予算を計上しているものでございます。

現段階では今の6万2,000円でどこにつけるといふところまでの具体的な話までは至っておりません。

以上です。

松隈清之委員長

いいですか。

古賀和仁委員

37ページ、報償費。交通安全指導員報償金ということですけど、現状なかなか人員の確保が難しいというお話を聞いているんですけども、現状どうなのか。

それからこれは補助員の方がいらっしゃると思うんですけど、その辺はどのくらいいらっしゃるのか、お尋ねします。

大石泰之維持管理課長

指導員につきましては、現在も定数64名に対して63名ということで1人欠員の状態でございます。

これについては64名の定数を各地区の小学校区単位での児童数などを基に定数を割り振っております。欠員となっている地区に対して1人探していただくように現在も努力をさせていただいているところでございます。

もう一つの補助員の分につきましては、すいません、今手元に資料がございませんので、PTAとか、地元の方で登録をさせていただいている補助員のことかと思っておりますけれども、それについては今手元に資料ございませんので、登録数については分かりかねます。

後ほど調べて……（発言する者あり）

松隈清之委員長

質問するなら手を挙げてください。

古賀和仁委員

当然、指導員だけでは、なかなか安全確保というか、セキュリティーも難しいところもあるので、そういう形の指導員にならないけれども、手伝っていいですよという方がかなりついていらっしゃるということで、この人たちは、同じような仕事をされていますから、こういう人たちに対する何らかのサポートができないかなという趣旨として、その意味で質問しているんです。

大石泰之維持管理課長

現状でございますけれども、補助員の方につきましては、それぞれ各地区から補助員の名簿を提出をいただいております。

その方々については、活動中に万が一事故が起きたときの保険については、市のほうで対応できるように、その名簿を基にして登録をしているという状況でございます。

古賀和仁委員

備品等の対応とかはされているんですか。例えばチョッキとか旗とか、もろもろ腕章とか。

斉藤了介維持管理課管理係長

指導員の方につきましては、被服貸与という形でさせていただいておりますけれども、あくまで補助員の方につきましては、PTAであるとか、学校等からの推薦で、任意でさせていただいています。

そういうものにつきましては、市のほうから行っておりませんが、各地区でビブス等を作られて着回しといいますか、そういう形でされているところもございます。

古賀和仁委員

PTAとかそういうところから、ぜひ補助をお願いしたいという要望等があったときに、それに対して対応ができるかどうかですね。もう駄目ですよならば、それでいいですけども。

大石泰之維持管理課長

現状で今、御要望にお応えすることは難しいところでございます。

そういうところもあって各地区で腕章とかを配付するとか、あと地元企業等に協力をいただいて、ジャケットですかね、ああいうのをそろえている地区もございます。

以上です。

古賀和仁委員

やっていることは一緒ですので、ぜひ何らかの形で、そういう要望出てくると思いますが、ぜひ来たときは検討してください。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

内川隆則委員

42ページの神辺町上の車地区急傾斜地域対策工事。

これもう一回、簡単に説明してくれんか。

大石泰之維持管理課長

当該箇所の民家のすぐ裏の崖からの落石を防護するための——この地区が急傾斜地に指定されておりますので、この御自宅のすぐ裏の斜面からの落石防護柵の設置などを行う予定としております。

以上です。

内川隆則委員

県のハザードマップじゃ、上の車、門前、松本は真っ赤っかで、一日でも早く出て行けみたいな県からの話もあっているみたいだが、家を建て替えるときに、もし同じ場所に建てる

松隈清之委員長

それでは続きまして、甲議案に入ります。

議案甲第12号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

大石泰之維持管理課長

議案甲第12号市道路線の廃止及び認定について御説明いたします。

鳥栖市議会定例会、議案参考資料がございますけど、議案参考資料に基づき御説明させていただきます。

市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定に基づきまして市議会の議決を求めるものでございます。今回は廃止1路線、認定1路線でございます。

今回の路線、原口・基里小線につきましては、国道3号鳥栖拡幅事業において収用に伴う建物移転先の市道の付け替えが必要なことから始点部分を変更するものでございます。

以上、御説明といたします。

松隈清之委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑をこの分は終わりますので、続きまして、都市計画課やね。

じゃあ維持管理課に対する質疑を終わりますので、どれくらい……(「午後3時5分からで」と呼ぶ者あり)

午後3時5分から再開いたしますので、暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後3時3分開会

松隈清之委員長

再開します。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

都市計画課審査

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

松隈清之委員長

これより、都市計画課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

それでは議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、建設部関係の都市計画課の御説明をいたします。

まず28ページ、歳入からお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料につきまして、公園使用料の実績でございます。

続きまして、下の段、目4土木手数料、節1都市計画手数料3万2,000円につきましては、用途証明などの諸証明手数料の実績でございます。

続きまして、29ページにまいります。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費国庫補助金4,500万円につきましては、都市公園事業9,000万円の補助額分です。

歳出のときに事業の御説明は詳しくさせていただきます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1都市計画費県補助金の20万3,000円の減額につきましては、緑の景観づくり事業補助金の減額分です。朝日山の桜の植え替え、その他剪定の補助金の工事实績による減額でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入の3万円につきましては、先行取得をしておりました鳥栖ビル跡地を貸し付けた分の収入の実績でございます。

続きまして、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の42万5,000円の減額につきましては、都市開発基金の利子の実績による減額補正でございます。

続きまして32ページをお願いいたします。

款18財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入333万2,000円につきましては、国道3号の拡幅事業に伴う公園用地の売却分でございます。

資料は33ページに載せております。

資料の左のほうですが、藤木緑地が一部かかっております。ビアントスの先の交差点の部分です。ここは2筆ございまして、78.22平米、それと6.5平米でございます。

それと右側でございます。ここから、もうちょっと北側に行きました3号のところですけども、原町のもともと児童遊園であったものを引き継いだ公園の一部が交差点改良の市道拡幅に伴う買収にかかっております。ここは17.68平米が売却面積となっております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入1万円につきましては、都市計画図白図の販売代金、それと公園に6台設置しております自動販売機の電気料の実績でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目2土木債、節2都市計画債、予算額3,970万円につきましては、公園整備事業のうち、都市公園事業が4,050万円。これにつきましては、市民球場の改修に要するものでございます。

下段の公共施設適正管理推進事業の80万円の減額につきましては、布津原公園のフェンスの改修工事を行いました。工事の実績により減額をいたしております。

続きまして、歳出でございます。

36ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節1報酬につきましては、都市計画審議会委員の報酬の実績による減額でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、都市計画課職員分の人件費に係る補正でございます。

節9旅費につきましては、都市計画審議会委員の費用弁償分の実績による補正でございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金600万円の減額につきましては、開発行為に伴う接道補助金の実績がなかったために減額をしたものでございます。

続きまして、下段、目2公園管理費、節9旅費につきましては、公園の遊具点検研修の旅費に伴うものでございます。

節11需用費から節13委託料、節15工事請負費につきましては、それぞれ実績によって減額補正をさせていただいております。

続きまして、38ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費、節25積立金9,957万5,000円につきましては、都市開発基金への積立てを行うものでございます。

続きまして、繰越明許の御説明をさせていただきます。

39ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、事業名都市計画道路見直し事業696万9,000円の繰越しにつきましては、検討懇話会を開催するに当たりまして、関係機関との協議がまだ必要でございます。こうしたために不測の時間を要しておりますために、繰越しをさせていただくものでございます。

以上、令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、都市計画課分の御説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

28ページの公園使用料が大きくプラスになっている分の中身を教えてください。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

公園使用料につきましては、まず補正前の51万5,000円ありますけど、これについては九電の電柱とか、それに係る高架とか、そういった分の51万1,000円を上げております。

その後については、電柱とかの追加分とか、あと駐車場の貸付け、それから公園のそういったいろいろな——ほとんど駐車場貸付けとか、例えば家を建てるときに横の公園を借りた入るときに入ってくる収入でございます。そういったことから増えている、毎年50万円前後で、当初で上げておりますけど、あとはもう見込みと、どんどん増えていきますんで、その分でございます。

4月から1月の実績につきましては、186件あります。186件、1月までがですね。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

ちなみに186件の駐車場の場所とかいうのは公園なんでしょうか。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

よく駐車場で借りられていると言いますが、東公園の時の門の場所でございます。

そこが隣に若楠という施設がありますけど、そういったところが借りているという状況で

ございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

今の御説明だと若楠さんが借りていらっしゃるってことだと思うんですが、新しく家を建てる時に借りていらっしゃるっていうお話もあったんですが、普通に貸してほしいということで、借りていらっしゃるってことになるのでしょうか。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

公園については、公園の利用を妨げないなら、貸し付けてもいいというふうになっておりますので、今回東公園の場合は都市公園になりますけど、児童遊園とかもございます。

その場所ではよくグラウンド・ゴルフとかをしていますけど、そういったときには、それに邪魔にならないような感じで、貸付けを行っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

収入になるのでいいことだなとは思いますが、市民の皆様からクレームが来ないようにだけお願いをしたいと思います。

古賀和仁委員

ちょっと分からないのでお尋ねします。

37ページですけど、都市計画総務費。開発行為に伴う接続道路補助金減額というのと、どこでどういうふうなところに対する補助金の減額になったのか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

この接続道路補助金につきましては、開発行為を行おうとするときに4メートル以上の接道要件が必須となります。

そういった道路がないために、開発を業者さんが手を出しにくい場合に、市のほうで、例えば4メートル未満の道路を拡幅してでもやろうという意気込みを持たれた業者さんには、上限300万円まで補助金を出しますということで、この補助金を新しくつくってもらったんですけれども、現在のところまだそういった案件が出ていないということでございます。

古賀和仁委員

もともとあればということで出しとったけれども、なかったと、こういうふうなところは、ということですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

あるだろうという見込みをさせていただいて600万円、これ2年続けてさせていただいてお

りますけれども、現在のところ残念ではございますが、実績が上がってないというところ
でございます。

古賀和仁委員

現実的にその対象になるところがなかったのか、あったけど申請されなかったのか、どう
なんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

開発の相談各種を受けておりますけれども、実際接道がなくて、こういったところ補助の
対象になるんじゃないかという御相談は何件かあっております。

ただ現実としてほかの接道を確保できたであったり、開発計画自体がなくなってしまうた
り、また自己所有地としても先に買収をされていたとか、そういったもろもろの理由で、結
果的に申請に至らなかったという状況で、需要的には何件かあるというようなところは感触
としてつかんでおります。

以上でございます。

古賀和仁委員

当初を見ていないんですけど、これからもこれについてはやっていくという方向ですか。

その辺、確認だけ。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

後ほどまた当初予算の御説明のときに出しますけれども、来年度の当初予算でも要求させ
ていただいております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

[発言する者なし]



議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

松隈清之委員長

それでは、続きまして、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

それでは議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算、建設部関係の都市計画課分の御説

明をさせていただきます。

44ページをお願いいたします。

まず歳入からまいります。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料52万5,000円につきましては、公園使用料の見込額を計上いたしております。

続きまして、項2手数料、目4土木手数料、節1都市計画手数料につきましては、諸証明手数料の頭出しをさせていただいております。

続きまして、45ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節2都市計画費国庫補助金9,500万円につきましては、公園施設長寿命化対策支援事業、それと都市公園事業の補助金分でございます。事業内容につきましては、市債のところで詳しく御説明させていただきます。

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節2都市計画費県補助金166万5,000円につきましては、朝日山公園のスポット緑化整備事業、それと朝日山公園の緑の保全整備事業に関する県補助金の額の計上でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金10万円につきましては、都市開発基金の利子の見込みでございます。

下段でございます、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入47万5,000円につきましては、都市計画図等の販売代金、それと公園に設置している自動販売機の電気料収入の見込みでございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

款23市債、項1市債、目3土木債、節3都市計画債8,790万円につきましては、まず公園施設長寿命化対策支援事業でございます。

これにつきましては、田代公園の遊具の1,400万円、市民公園の照明の更新800万円、それと市民公園内にあります文化会館の改修工事、それと舞台の改修工事6,200万円、これに該当する分でございます。起債率は90%となっております。

続きまして、都市公園整備事業につきましては、事業費は1億600万円でございます。これは令和5年に開催されます国体に向けて市民球場の改修を行うものでございます。

続きまして、3つ目といたしまして、公共施設等適正管理推進事業、この分が中央公園の照明の改修でございます。

最初言いました公園施設長寿命化対策支援事業の800万円、すいません、市民公園の第2駐車場の照明の改修でございます。失礼しました。

続きまして、48ページをお願いいたします。

款8 土木費、項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、節1 報酬29万7,000円につきましては、都市計画審議会の4回分の報酬を計上させていただいております。

節2 給料から節4 共済費までは、都市計画課職員11人分の人件費に係る予算でございます。

節9 旅費2万5,000円につきましては、一般旅費と都市計画審議会の委員の費用弁償分でございます。

節11 需用費につきましては、消耗費、それとコピー代等の予算でございます。

続きまして、節13 委託料220万円につきましては、味坂スマートインターのアクセス道路を今年度、都市計画決定を打っております。その地図修正の部分の委託料でございます。

続きまして、節19 負担金、補助及び交付金312万3,000円につきましては、全国都市計画協会負担金が12万3,000円、それと開発行為に伴う接続道路整備補助金300万円の予算でございます。

続きまして、節23 償還金利子及び割引料2,025万7,000円につきましては、都市再生機構立替金償還金でございます。令和3年度で終了する予定でございます。

続きまして、49ページをお願いいたします。

目2 公園管理費、節1 報酬、それと節2 職員手当等、節9 旅費につきましては、会計年度任用職員の人件費に係るものでございます。

続きまして、節11 需用費615万5,000円につきましては、公園の砂、トイレトペーパー等の消耗品費と通常の管理に伴います燃料費、公園、車両のガソリン代もあります。それと各公園の電気料、上下水道料金。それと公園施設の修繕料と、あと公園技術解説本等の図書購読料でございます。

続きまして、節12 役務費1万7,000円につきましては、朝日山公園の浄化槽の法定検査の手数料分、それとくみ取り料の手数料でございます。

節13 委託料7,205万2,000円につきましては、1項目目が公園管理委託料、都市公園等の年間管理、あと清掃、樹木伐採、浄化槽の保守点検等に6,776万2,000円。

それと測量設計委託料につきましては、昨年度の大雨の折、朝日山の北側のほうが非常に水があふれております。

浄水場のほうに土砂が流れ込むなど、非常に危険を伴いますことから、来年度、朝日山公園の、そういった排水の計画をやりたいと思っております。それが1つ。

それとあと原古賀町にあります児童遊園の斜面が隣接する民家に崩れそうになっております。この分を早急に手当てしたいということで、測量等設計業務を発注するための予算でございます。

続きまして、50ページをお願いいたします。

目2公園管理費、節15工事請負費5,652万9,000円につきましては、1つは、公園整備工事費、これ9か所行う予定でございます。これが1,752万9,000円分でございます。

それと、2点目が、主要事項説明でも上げさせていただいておりますけれども、田代公園遊具等の改修工事でございます。1つが、田代公園遊具の改修、それともう一つは、田代公園の樹木伐採等伴いますリニューアル改修工事2,500万円を計上させていただいております。

資料は51ページに載せさせていただいております。

今度、現地視察にも行っていただくということで、その時にまた別途、資料を作成して詳しく御説明はさせていただきたいと思っております。

続きまして、52ページをお願いいたします。

目3街路事業費、節8報償費7万2,000円につきましては、都市計画道路見直し検討懇話会の謝金を計上させていただいております。

節9旅費1万6,000円につきましては、都市計画道路見直し懇話会の費用弁償の旅費を計上させていただいております。

続きまして、53ページをお願いいたします。目4緑化推進費、節8報酬費49万円につきましては、花とみどりの祭りのときの教室での講師謝金等でございます38万円、それと市民の方々の人生記念樹代として11万円計上させていただいております。

続きまして、節11需用費39万円につきましては、花とみどりの祭りのときの資材等の消耗品費、それと関係者へのお弁当代、それと花とみどりの祭りのときの展示用の写真代を計上させていただいております。

節13委託料285万2,000円につきましては、市民公園ほかの花壇の管理をしていただいている分の委託料を計上させていただいております。

続きまして、節19負担金、補助及び交付金95万円につきましては、花とみどりの推進協議会への補助金が90万円と菊花会への補助金5万円を計上させていただいております。

続きまして、54ページをお願いいたします。

目6まちづくり推進費、節9旅費5万1,000円につきましては、職員の一般旅費を計上させていただいております。

節13委託料525万6,000円につきましては、このうち500万円が暫定活用の実施設計業務分でございます。25万6,000円につきましては、現在も設置しております目隠し用のパネル、この保守点検業務委託料を計上させていただいております。

続きまして、節17公有財産購入費6,327万9,000円につきましては、駅東の開発公社用地の買戻しの予算を計上させていただいております。

節25積立金10万円につきましては、都市開発基金の積立金の利子の見込みを計上させていただきます。

以上が、令和2年度鳥栖市一般会計予算、建設部都市計画課関係分の御説明となります。

よろしく願いいたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

補正でもお聞きしたんですが、公園使用料が前年度の予算額と同じになっていますので、先ほどお聞きした中では、東公園の駐車場を若楠さんに貸出しをしているってところで、令和2年度はそれが発生をしないのか。今後どのような予定なのかお聞かせください。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

先ほど御説明しました福祉施設は、研修などを行われるときに、よそから来られる受講者の方々用の駐車場として借りられております。

必ずあるかどうか分からないということで、先ほど本田も御説明したことで、当初予算のときは、今回あくまで52万5,000円でございますけれども、見込み額を予算計上させていただいているということでございます。

飛松妙子委員

分かりました。私のイメージ的にお聞きしたときに、1か月とか2か月とかそういう単位での貸出しかと思っていたものですから、今の御説明で、あるときに貸出しをしているってことで理解をいたしました。ありがとうございます。

それからもう一つよろしいですかね。49ページの公園管理委託料の中に樹木伐採っていうのがあるんですが、これは何か計画を立ててされていらっしゃるのか、それともいろんな情報が入って、そのときに対応をなされているのか。

もし計画があればその計画を教えてください。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

お見せできるような計画っていうのはございません。ただあそこは、もうそろそろ切らないと危険だなとかというものは、私どもで情報は把握しております。

ただ昨年、それとおととしとか、非常に豪雨等もございまして、急に危険になる樹木、倒木のおそれがあるとか、また苦情とか、そういったものの対応というものも当然含まれております。

やはり計画、自分たちが切ろうかなと思っているものより、そういった急に危険になるとか、苦情で対応するということは多い傾向でございます。

飛松妙子委員

そうしましたら、豪雨のときに被害があった部分の樹木伐採っていうのはもう終わっているってことでよかったですでしょうか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

これと別に今度、県の補助金で対応する分で、資料でいくと委託料の中に入っておりますけれども、浄水場の北側、今度、排水の基本計画も立てますけれども、朝日山の北斜面の樹木が、非常に浄水場のほうに倒れかかりそうなものがあるということで、ここは来年度大がかりに、伐採、剪定させていただく予定としております。

それとすいません、豪雨時に倒木とか、発生した分の応急手当ては、その都度終わらせております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

齊藤正治委員

先ほど開発行為に伴う300万円の予算ですかね。これにつきましては、300万円の内容というのは、例えば面積とか距離とか、そういったものがあると思うんですけど、それに対する補助の内訳はわかりますか。

古澤貴裕都市計画課庶務係長

接続道路補助金につきましては、先ほど課長が申しましたとおり、接道4メートルを満たしていない部分の拡幅に伴う開発行為の分の対象でございます。舗装工事につきましては、1平米当たり5,000円で、側溝の整備につきましては、1メートルにつき2万円を補助するということで、上限1件当たり300万円の1件分、今回当初予算で計上させていただいております。

以上でございます。

齊藤正治委員

側溝は2万円と舗装は5,000円ということですが、これは実際それで合うのかどうかですたいね、金額が。

要するに面積が狭ければ狭いほど、単価は上がってくる話やろうと思うんですけども、4メーターの面積、拡幅するのにそんなに面積が広がるのかなってというのは、そういった点はどのようにお考えですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

本来、開発を手がけようとする業者さんがやるべきところだと思います。

ただそうばかり言っても駄目だということで、市のほうでも補助をさせていただこ

うということで、市で公共工事を発注する際の積算の単価を参考にして、この補助金は設定をさせていただいております。

面積が広い、あと狭い場合、当然、それは経費のかかり具合も、あるのは分かっておりますけれども、そこは一律で単価設定はさせていただいております。

齊藤正治委員

ただせっかく、こういう補助制度をつくって、利用者がいないということになると、やっぱり当然、単価を見直す必要があると思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

実際単価が問題で案件が出てこなかったというよりは、先ほど係長のほうが説明いたしましたとおり、我々としては、あくまで他人の土地を例えば買収とかされてじゃないと接道を造れないという場合に補助をさせていただきますという考えでございます。

ただもう何年か前に、道だけは買っていたとか、業者さんも買収しようと思っていたけれども、別のところで、接道が取れるようになったんで、今回要らないと。

そういったことで何件かもう少しで補助金も交付できるような状況になっていた案件もあったんですけれども、単価が安いとか、割に合わないからということで、やめたと言われたことは今のところございません。

齊藤正治委員

ということは開発に伴う接続につきましては、補助金が上がったにもかかわらず利用する必要がない人が利用していないというような感じになるんですかね。

要するにまだほかの方法で接続できるという、具体的にはどうなのかよく分かりませんが。

松隈清之委員長

使われなかった理由っていうのは、先ほど御説明を頂いたけれども、もう一回使われなかった理由、再度御説明頂きましょうか。

で、もし今後見直す、例えば使い勝手の部分で検討するっていうことであれば、またそういう考えも。

古澤貴裕都市計画課庶務係長

先ほども申しましたとおり、相談件数としては随時っております。

使用されなかった理由でございますけれども、当初4メートル未満のないところで相談があつておったんですけれども。なかなかそこがあつた——非常に家が張りついておったりとか難しいというようなところで、ほかのところの土地を相談されて実施をされたというケー

スがあったり、開発自体がもろもろの理由でなくなったりとか。

あと先ほど課長も申しましたとおり、原則自己所有地に対して広げるといふところの補助っていうのは、やっぱりおかしいだろうということなので今やっておりません。

ただそこに関しては少し前に、先にお買収をしておいたというような状況もあって、この要綱に照らし合わせると出せないだろうという判断で出していないというような様々なケースがございます。

当初、この要綱を設定するときに、関係団体のほうに、具体的に言うと宅建協会であったり、建築士協会であったり、土地家屋調査士会であったり、行政書士会だったり、そういう団体を通じて、要綱のほう周知をして235法人、また個人の方にも周知をして、感触的には非常にいい要綱だと。非常に進めてほしいというような話もあっておりました。

ただ、やっぱり開発行為というものの自体が、なかなか御相談等、土地を皆さんに御相談をしながら進めていくといふところで、あとまた事業の採算であるとか、役所の調整もろもろございまして、長期的なスパンがどうしてもかかるというようなところで、現時点では申請に至っていないんですけれども。

今後とも、もうこれは継続してほしいという要望も受けておりますので、今後ともこういったことでやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

齊藤正治委員

ぜひ、使いやすいシステムを構築していただきますようお願いをしたいと思います。

それから公園管理委託料の話ですけれども、朝日山公園ですね。朝日山公園が、風致地区なのかどうか分かりませんが、中に入れない、本当の道路だけしか入ることができないような状況だと思うんですけれども。

そういった点、やっぱり年間、何か年かけて、道路の中に入られるような感じで整備をしていくっていう、伐採をしていくっていうような考え方はないのかどうか。

松隈清之委員長

ちょっとどういうことですか。分かりますか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

おっしゃるとおり、朝日山は風致公園でございます。多分、今委員さんから御指摘いただいた新しい沿路を造るとか、やりなさいと。沿路を造れということだろうと思うんですけれども。今のところ新しい沿路とかを造る計画がなくて、今のところ伐採というと危ない木を切るとか、そういったことに専念をしておる状況でございます。

齊藤正治委員

そうじゃなしに、間伐を――沿路っていうか、車の通る道路と、要するに今、既存の沿路ぐらいしかずっと通れないじゃないですか。中に入れられないんですけど、そういったところの間伐をもう少しすっきりなるようにして、分かるでしょ。

松隈清之委員長

道路に接しているところの樹木ではなくて、朝日山公園全体の伐採を考えたらどうかっていう意味ですか。(発言する者あり)

間伐を考えたらどうかという質問の趣旨でいいですか。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

今、県の事業を使って今回は浄水場の上のほうを、かなり広範囲、県の補助のあれがありまして、剪定のほうを中心に、木のスリム化策を行っていきます。

今後についても、県の補助が続く限り、その辺の手入れのほうもやっていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

齊藤正治委員

新幹線の新鳥栖駅のすぐ目の前にあるわけで、もう少し景観をよくするためには間伐をずっと入れていって、中にも入れるっていう、そういう場所がやっぱり必要じゃなからうかと思うんですよね。

だけど今のような状況でいったら、確かに邪魔になるやつは切っているけど、だけど中のやつが、なかなか全体的に言うと目詰まりしているような感じですかね。

そこをもう少し、何年かおきにずっと全体を、そういう明るい朝日山にしていくっていうようなことも必要なからうかと思えますけど、そういった考え方はないんですかね。

松隈清之委員長

当面どうですか、現時点で。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

正直言うと今のところないんですけども、恐らく沿路から、また普通の林地の中に入るとなると、朝日山は傾斜もきついで、入られると逆に危ないパターンもあるかと思えます。

いろいろ慎重に、やっぱある程度平場を造るとか、そういったことも必要になるかなと思うんで、慎重に考えさせていただければと思います。

齊藤正治委員

防犯の意味から見ても、やっぱ透き通って、こっちの通路を通っていて、向こうの先の通路が分かるとか、それぐらいのことも含めて、やっぱり間伐したほうがいいのかねというふう

うな気がします。

よろしく御検討お願いします。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

西依義規委員

51ページ、田代公園ですけど現地視察でも御説明いただくということですが、まずこの予算もまあまあでかいし、この事業はとてもやっていただきたいと思うんですが、予算計上に至ったプロセスっていうか、経緯を教えてください。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

田代公園のまず遊具等改修工事費につきましては、長寿命化対策ということで、田代公園の遊具改修、あそこはアスレチックがございました。かなり古いもので、もうD判定を受けていましたので、その改修が最初の目的です。

それに伴って、アスレチックの横に小高い山がありましたけど、そこを前はタイヤを利用した遊具があったんですけど、今はもう木が生い茂っていますけど、その分も合わせて一体的に、子供たちの一体的空間っちゅうか、そういったものをするために多額の単費で2,500万円つくったところがございます。

それとまた忠霊塔広場、弥生まつりがあっている会場のところですけど、その横の北側というか、そっちのほうには杉の木が、かなり生えていましたので、そっからの景観が、まったく弥生が丘とか——あそこをすっきりさせたら見えるんですよ。

その辺の景観づくりの観点から公園の魅力を図るということで、その伐採も含めたところで、今回田代公園の改修工事をするということに至った次第でございます。

以上でございます。

西依義規委員

そういう考えとか検討されたのはどういうメンバーで、どういう方々とお話しあって、この結論に至ったんですか。

例えばこういうふうにご設計しようとか、こういうテーマで、こういうコンセプトで、こういうふうにご改修しようっていうのは、どの機関っていうか、誰と誰が話し合っただけで決まったんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

長寿命化対策のは付加価値をつけるとか、補助に該当しませんので、現在の遊具から、現代風な遊具に変えるということで、なかなか検討の余地はないものでございます。

あとリニューアルのほうにつきましては、我々も業務に携わっておりますが、やはり専門

家ではございませんので、緑化協力会のほうと御相談をさせてもらいながら、今考えている最中でございます。

西依義規委員

もちろん担当が違うんで、例えばこういう公園の整備計画とか、例えば、もうちょっと市民参加を取り入れるとか、市民の声を聞くとか、僕は何となく少ないイメージでも、ぼんと結果だけ出されて、じゃあ始めようっていうのも——それが一番事業がスピーディーに進む方法だと思うんですけど、ちょっとその辺がどうかと思ったんで、例えばこのリニューアル、山の芝を張ったり、伐採したり、斜面を切ったりするお金の内訳みたいなのは大体分かっているんですか。ここにどれぐらいかかって、その積み上げで2,500万円でしょうから。作業の内訳。ここにこれぐらいかかるっていうのはないんですか、一括で幾らですか。

松隈清之委員長

いけますか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

まだ内訳といいますか、面積と伐採の見込み等で今、はじいていますので、箇所箇所であらってというのは、現在ありません。

遊具が大体幾らぐらいだというぐらいのは、ある程度聞き取りとかして、把握はしておりますけれども、それもまだ見積りを徴収したとかというレベルではございませんので、今御説明できるようなものではないのかなというふうに考えております。

西依義規委員

例えば先ほどの齊藤委員の朝日山の一体的な整備と、私も同感で、田代公園も上だけじゃなくて、下も広いし、そういった一体的整備が必要なので、まず大きな計画があって、その部分のこの辺では分かるんですけど、これで終わってしまうのか、今後もより市民に親しまれるような公園にしていこうと思うのか、もっと観光に特化した公園にしていこうと思うのかっていうのがちょっと見えなかった。

もちろんこの計画はいいと思いますよ、その先があるのか、これで終わるのかっていうのは何かありますか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

田代公園については当面、この工事で一旦終わりだと思います。

西依義規委員

また現場見ていろいろお尋ねします。

よろしく申し上げます。

古賀和仁委員

55ページですね。先行取得用地のところでは500万円ということで、設計を頼まれていると。

これ、どういうふうな形で、こういうふうなポイントで設計をお願いしますというようにされているのかどうか、その辺のところの説明をお願いしたいんですけど。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

どういったポイントでというよりも、現在の経過を御説明いたします。

我々にも出てまいりましたが、市議会のほうにも商工会議所のほうから協議をしてくれということがございました。そういった協議を行う中で、商工会議所と協議しても、正直どういったふうにやれということとは出てきませんでした。その中で出てきたのは、今プロじゃないけど将来プロを目指して頑張っている鳥栖工業の生徒さんがいらっしゃるじゃないかと。で、そういった若い方々に、これからの鳥栖市のことを考えて案をつくってもらったらどうかということ御提案いただきましたので、鳥栖工業のほうに授業の枠を1つおかりして、生徒さんから、今案を出していただいております。

で、そういった案を、さすがにそのまま事業化できるかどうか、我々もまだよく分かりませんので、4月以降にコンサルタント発注する際にはそういった生徒さんの御提案を頂いたものを、具現化していくというスタンスで、コンサル業務を進めていきたいなというふうに考えております。

古賀和仁委員

市内の中でも駅前で一等地に当たるところで、鳥栖駅前のにぎわいづくりっていう観点も含めてやっていくべきじゃないかという、その観点から質問しているんですけども、短期でできるところで。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

我々も当然、イベントをできるような、使い勝手のよさであるとか、そういったところも、当然、水道とか、電気とかも要るだろうと考えております。

そういったところの設置も織り込んで、案を出してくださいということでお願いをしております。

古賀和仁委員

工業は何点ぐらい、もう既に案が出ているんですか。今からっていう感じですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

40人の生徒さんから、第一段階の御提案を頂いております。

古賀和仁委員

せっかくですから、私からも御提案ですけども、よかですかね。

せっかくいい場所で、にぎわいづくりするには、やはり駅前の一等地というところで、民

間等が話し合いながら、短期でできる就業を応援するような施設はどうかという考えを持っているんですけども。（「就業」と呼ぶ者あり）

そうです。小さな横丁をつくって、それは短期の契約でそこをやっていく。

要するに、長くなると営業権が出ますから、短いところで。例えば1年とか2年の契約で育てていく、そういう形をやっていくのも方法ではないか。

これは当然、商工振興課とか関係ありますので、その辺も含めて検討していただけたらどうかと思っております。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

我々も、あまりにも収益性を前面に出すのもどうかと思っております。

ただ、今御指摘いただいたような、いわゆるケータリングカーとか、そういったものとか、あと、今よく軽トラ市とかされています。そういったものも開催はできるようなスペースにしたいなど。

そこで店を開いてもらう、もろに店舗というイメージはちょっと考えておりません。

古賀和仁委員

ぜひ検討してください。

以上です。

飛松妙子委員

53ページの花とみどりの祭りのところですが、今年はどういうことを考えていただいているのか、あと以前、緑化協会さんですかね、と事業を行って、庭園とかがありましたが、その後、それをしたことによって事業所さんのところに例えば注文が入ったとかいうのがあったとか、そういう情報が入っていたらまた教えていただきたいと思うんですが。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

花とみどりですけど、今年の実績を言わせてもらって、お話をしたいと思えますけど、今年11月3日の文化祭の同時開催ということで日曜日に行っております。その中で今回、今年から花とみどりの祭りということをさせてもらっています。

昨年までが花の日と植樹祭ということで、それを合体した祭りとして花とみどりの祭りが本年度から開催しているところがございますけど、今回について新しく設置したのが、緑の相談コーナーとか、あとは3つの園芸教室っちゅうか、コンテナガーデニング教室、盆景、苔玉教室、それからフラワーデザイン教室ということで開催させてもらっているところです。

それとあと、今回皇太子殿下の即位記念植樹ということで、市民体育館の裏で、小学生、児童13名ですので、その3倍ぐらい親御さんも来たので、全部で40名ぐらいになったと思いますけど、それで河津桜を10本、ヤマザクラを10本、合計20本の植樹をさせてもらっている

ところです。これについては毎年、少し趣向を変えながらやっていこうかと思っています。

全体の人数としては2,000名ほどお越しいただいております。花苗等の配布につきましては先着750名ということでおしておるところでございます。

委員さん言われました緑化協会の庭園ですね、今回それは開催していないところです。これは各業者にとって負担、かなりお金がかかる事業ですので、面々でそういったことをしたいということで緑化協会、造園組合から言われております。

それにかかってそれが商売につながったというのはまだ情報は得ていませんけど、そういった仕組みになるような祭りにしていきたいなというふうな考えでいます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

あと11月3日にされたということで、この日、とても忙しくて、文化祭もあっていますし、やっぱり日にちをずらすとかいうことはなくて、例えば2、3日でしたかね、去年あったのが。ちょっと日程をずらしてもらえると、どうなのかと一瞬思ったんですが、その辺の考えはどう——令和2年度は、お考えはありますか、日程関係。

本田一也都市計画課長補佐兼公園緑地係長

日程については11月2日のほうが消防の防災フェスタというのがあって、かなりにぎわっているということで、それから2日目に、うちのほうが花とみどりの祭りを開催しましたけど、今、文化祭自体もかなり人が減少をしておるところでございます。

文化祭の実行委員会と話しますと、そういった祭りを防災フェスタとかその辺ぶつけてもらったほうが相乗効果、うちも生まれますので、来年度も文化祭と同時開催をうちのほうとしては考えているところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

1点、都市計画道路見直し懇話会の金額少ないんですけど、これ終わりはいつぐらいをめで考えられていますか。

要は、一定の整理をして、これ終わるんでしょうから、何らかの形で。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

当然、4月にも開催したいと思っておりました。ただ正直言って、今関係者と協議しようにも、新型ウイルスで、ちょっと勘弁してくれということも正直に言われておまして、年度の早い段階ではやりたいというふうに考えております。

松隈清之委員長

それで終わるってことでいいですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

終わりということで考えております。

松隈清之委員長

了解です。

じゃあよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは以上で、都市計画課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、国道・交通対策課関係議案の審査に入りますので、どれくらい時間あったらいいですか。（「10分からでいいです」と呼ぶ者あり）

じゃあ、執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 4 時 5 分休憩

oo

午後 4 時 9 分開会

松隈清之委員長

再開します。

oo

国道・交通対策課審査

議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

松隈清之委員長

これより国道・交通対策関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第 1 号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中内利和国道・交通対策課長

国道・交通対策課です。よろしくお願いいたします。

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）、国道・交通対策課関係分について御説明させていただきます。

委員会資料の40ページをお願いいたします。

歳入でございます。款15使用料及び手数料、項、使用料、目、土木使用料、節4新幹線対策使用料、新鳥栖駅周辺駐車場使用料につきましては、駐車場のこれまでの利用状況や、使用料の収納状況から、今年度の決算見込みにより250万円を減額するものです。

続きまして、款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の九州新幹線減濁水被害対策基金利子につきましては、基金の運用利子の決算見込みにより21万円を減額するものです。

41ページをお願いいたします。

歳出でございます。款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費の主なものとしまして、節13委託費につきましては、ミニバスの国庫補助の減額に伴い121万円を増額するものです。

節19負担金、補助及び交付金の地方バス路線維持費補助金につきましては、広域線の運行経費の増加により184万7,000円を増額するものです。

42ページをお願いいたします。

新幹線対策費、目、新幹線対策費の主なものとしまして、節11需用費の光熱費につきましては、新鳥栖駅周辺施設の電気料等の決算見込みにより25万円を減額するものです。

最後の25積立金の九州新幹線減濁水被害対策基金積立につきましては、基金の運用利息の決算見込みにより21万円を減額するものです。

以上、議案乙第1号令和元年度一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

飛松妙子委員

40ページの新鳥栖駅周辺駐車場使用料の減額ですが、平成30年度と比べて、平成31年度はどのようになっていますでしょうか。

中内利和国道・交通対策課長

お答えします。新鳥栖駅周辺駐車場使用料につきましては、平成30年度につきましては、利用台数が20万9,117台ということで、料金収入5,319万5,660円となっております。

令和元年度につきましては、これが、1月まで10か月分の台数ですけれども、今17万5,275台ということで、料金収入が今のところ4,241万7,700円ということで、少し減額するというふうな形を見込んでおります。

飛松妙子委員

ありがとうございます。これ台数が減った要因とか、何かイベントが少なかったとか、そういうのがあるのか、それとも駐車料金を上げたことによるものか、近くにそういう駐車場ができたとか、要因を教えてください。

中内利和国道・交通対策課長

要因としましては、今年度7月に民間駐車場のほうが115台、第3駐車場のほうの横にできまして、その次の月から台数が少しずつ減り始めているという状況でございます。

飛松妙子委員

分かりました。ありがとうございます。

すいませんもう一つ、駐車場の使用の、インターネットで配信していただいていると思うんですが、前は問い合わせが結構あったってことで、作業も大変だったというお声をお聞きしたんですが、設置されてから、インターネットで公開されるようになってから、事務負担というか、その辺はどのようになっていますでしょうか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

問い合わせに関しましては、ゴールデンウィーク前ですとか年末年始でありますとか、人の動きが激しいときは、依然数件の問い合わせもございますけれども、以前の満車が続いたときに比べますと大分減ったような状況でございます。

飛松妙子委員

数件程度にはなっているってことですね。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

松隈清之委員長

それでは続きまして、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中内利和国道・交通対策課長

それでは議案乙第7号令和元年度鳥栖市一般会計予算、国道・交通対策課関係分について御説明させていただきます。

委員会資料の56ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節2都市計画使用料1,650万4,000円につきましては、鳥栖駅東駐車場の使用料1,650万円と自動販売機の敷地料4,000円でございます。

節4新幹線対策使用料4,980万円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場5か所の使用料でございます。

続きまして、下の款18財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金9万円につきましては、九州新幹線減濁水被害対策基金の運用利子でございます。

57ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の18万7,000円につきましては、鳥栖駅前コインパーキングの電気料3万8,000円と、サガン鳥栖支援自動販売機、さがハイマット支援自動販売機の電気料14万9,000円でございます。

次のページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節2給料から節4共済費につきましては、国道・交通対策課5人分の人件費合計3,823万5,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

項4都市計画費、目1都市計画総務費、節8補償費15万3,000円につきましては、地域公共交通会議、2回分の委員謝金でございます。

節9旅費13万1,000円につきましては、期成会及び国道の整備に関する要望活動の旅費でございます。

節11需用費152万3,000円につきましては、主なものとして、印刷製本費として、バスマップ印刷代及びコピー代29万1,000円。

光熱水費として、鳥栖駅前広場及び鳥栖駅東駐車場等の電気料70万7,000円。鳥栖駅前広場の修繕料50万円となっております。

節12役務費12万3,000円につきましては、鳥栖駅東駐車場の料金が電子マネーで支払われた際の料金徴収に係る手数料でございます。

次のページをお願いいたします。

節13委託料1,106万5,000円につきましては、そのうち380万2,000円が鳥栖駅東駐車場の管理委託料となっております。

またミニバス運行業務委託料561万3,000円及びバスマップ作成委託料165万円につきましては、後ほど主要事項説明書で御説明させていただきます。

節14使用料及び賃借料9万4,000円につきましては、バスの日のイベントと、無料運行バスの借上料でございます。

節19負担金、補助及び交付金5,311万3,000円につきましては、各種期成会等の負担金の合計73万4,000円と、地方公共バス路線維持費補助金5,237万9,000円となっております。

それでは主要事項説明書の御説明をいたします。委員会資料の61ページを御覧ください。事業名は地域公共交通確保維持改善事業、本年度予算額は760万2,000円、前年度比で161万7,000円の減額となっております。

目的につきましては、交通空白地域への対応としまして、引き続き鳥栖・田代地区及び基里・旭地区にミニバスの運行を行います。

また今年度はバスマップのリニューアルを行い、今後の公共交通の利用促進ツールとして活用してまいりたいと考えております。

事業内容のミニバスにおきましては、運行日数は、日曜、祝日、お盆、年末年始を除く年間290日で、鳥栖地区は月水金の1日各7便、田代地区は火木土の1日各7便、この2つの地区を1台のミニバスで運行しております。

基里地区につきましては、火木土の1日各7便、旭地区は月水金の1日各6便、こちらも2つの地区を1台のミニバスで運行しております。運賃はともに一律200円で乗車定員は9人となっております。

予算につきましては、地域公共交通会議委員の謝金として2回分の報酬費としまして15万3,000円、現在のバスマップの増刷に係る印刷代としまして18万6,000円、バスマップのリニューアルに伴い、バスマップ作成委託料としまして165万円。ミニバス運行委託料として鳥栖地区及び田代地区の運行業務委託料が285万7,000円。基里地区及び旭地区が275万6,000円の合計561万3,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

次は路線バスのほうになりますけれども、事業名は地方バス路線維持費補助金、本年度予算額は5,237万9,000円で前年度比で710万円の増額となっております。

平成31年度の当初予算に比べ、広域線の運行経費の増加や、国庫補助金等の減額が見込まれるため、市の補助金額の増額を見込んでいるところでございます。

目的につきましては、記載のとおりでありまして、事業内容につきましては、運行事業者であります西鉄バス佐賀株式会社に対してその路線の運行経費から国、県の補助金、運賃収入を差し引いた残りの運行赤字額の補填のため、補助金の交付を行うものでございます。

予算につきましては、市内線の補助額といたしまして、河内線、麓線、弥生が丘線の3路線で、合計2,633万3,000円。広域線の補助としまして久留米鳥栖線、鳥栖神埼線、綾部線の3路線の合計で2,604万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

項6新幹線対策費、目1新幹線対策費、節11需用費540万6,000円につきましては、主なものといたしまして、光熱費として、新鳥栖駅周辺施設及び減温水施設の電気料等としまして526万1,000円、新鳥栖駅周辺施設の修繕料10万円となっております。

節12役務費22万8,000円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場の電子マネーでの料金徴収に関わる手数料22万1,000円と、農業用水施設の管理者2名の傷害保険料7,000円でございます。

節13委託料2,257万9,000円につきましては、駐車場を初めとした新鳥栖駅周辺施設の管理委託料2,225万9,000円と、農業用水施設の管理委託料32万円でございます。

節14使用料及び賃借料5万9,000円につきましては、新幹線高架下のパーク・アンド・ライド駐車場の敷地賃借料でございます。

節25積立金9万円につきましては、九州新幹線減温水被害対策基金の利子を積み立てるものでございます。

以上、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算の国道・交通対策課分の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

松隈清之委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

60ページのミニバス運行業務委託料561万3,000円。鳥栖・田代地区、基里・旭地区、これは同じ業者ですか。

その点、1点お伺いします。

中内利和国道・交通対策課長

今、鳥栖・田代地区につきましては、構内タクシーのほうに委託しておりまして、基里・旭地区につきましては、久留米西鉄タクシーをお願いしております。

小石弘和委員

これ決めるときには入札制度で結局決めているものか。

それとも結局、年度で入札を行われているのか、その点、お願いをしたいと思います。

中内利和国道・交通対策課長

この契約が5年ごとの更新というふうになっておりまして、公募型のプロポーザル方式で、公募して、手を挙げていただいた会社の中から選ぶというような形をとっております。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

飛松妙子委員

すみません、関連で。

増減額が前年度対比161万7,000円っていうことですので、この御説明をお願いします。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

地域公共交通確保維持改善事業の予算の減額につきましては、今年度は、地域公共交通網形成計画の策定委託料400万円がございましたので、来年度の経費から差し引いたところで、減額160万2,700円というふうになっております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。そうしましたら、約240万円この分がプラスになったっていうことになりますでしょうか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

プラスになった分につきましては、バスマップの作成委託料が165万円、今度新たに計上していますので、その分が主になっております。

飛松妙子委員

そうしましたら、このミニバスの事業の運行に関しては変わっていない。

それと、計画を作成されたわけですが、いろんなアンケートとか取った結果だと思うんですが、変わった部分とかが令和2年度からあるのか、それとも今後変わっていく予定があるのか御説明をお願いします。

中内利和国道・交通対策課長

御説明いたします。網形成計画につきましては、今年度作成をいたしまして、3月に策定をいたしまして、その後次の年、4月から実際、その中で書かせていただきます。

具体的な施策の部分を取り組んでいくということになっておりまして、それで来年度についてはミニバスの運行ルートというのを地域の皆様とお話をしながら、変更した上で、今作成費を上げておりますけど、バスマップをリニューアルして、令和3年度から運行開始したいというふうに考えております。

古賀和仁委員

ミニバスですけれども。現在それぞれ4地区ということで、それぞれどのくらいの動員があつて、運賃収入としては、それぞれどうなのか。

中内利和国道・交通対策課長

ミニバス全体としましては、比較させていただきますけれども、平成30年度が全体で4地区、全体で1万8,088人だったのが、今、令和元年度で1万8,497人という形で、若干微増しております。

運賃収入につきましては、鳥栖・田代地区循環線につきまして、運行経費が578万2,310円のうち、運行収入が232万円。

その差引きで、国庫補助を抜いた分で市の委託料としまして285万7,000円をお支払いを見込んでおります。

それとあと、基里・旭地区循環線としましては、すいません、今、令和2年度の見込みをお話させていただいております。

基里・旭地区循環線につきましては、運行経費の見込みが606万8,830円に対しまして運行収入が133万4,000円ということでその差引きの国庫補助を除いた分の275万6,000円を今見込んでおるといふ状況でございます。

古賀和仁委員

今、1日おきということで、やっていらっしゃるんですけれども、利用するほうからすると、やっぱり毎日とか、それから便数が多いとか、日曜とかですね。

この辺をやっぱり対応してほしいというお話を聞くんですけど、それともう一つ、行く場所ですね、ルートの変更、この辺かなり役所も含めて、行きたいという気持ちの方もいらっしゃるんですけど、これについては基本的にどういう考えで取り組まれるのか。

中内利和国道・交通対策課長

便数については、今、1便当たりの9人乗れるんですけれども、1便当たりが9人に満たないということで、今のところ隔週でと、やっぱり同じように考えています。

ルートにつきましては、地区のほうと来年度、こちらのほうで提案をさせていただいた上で新たなルートも含めて、御相談をさせていただきたいというふうに考えております。(発言する者あり)

最初にお話しさせていただいたとおり、1便当たりの平均が、5人だったり、6人だったり、旭地区になると大体2人ぐらいしかいないということで、今の定員数を割っているような状態でございますので、今のところは隔日でというふうに考えております。

古賀和仁委員

当然、利用してくださいよという、そういうふうな広報をやっていくと。

それで乗らなければどうしようもないし、いろんな形でやると思うんですけど、やっぱ時間帯も若干早いし、16時ぐらいには終わってしまいますから、肝心な18時とか、買物に行きたいとか、そういう時間帯にはほとんどありませんから。

その辺考えていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

中内利和国道・交通対策課長

ルートと時間帯については、確かにそういったお声も頂いているところもありますので、基本的には今、ミニバスの運営者のほうも人手を2人とか確保するというのは難しいということで、8時間超えると厳しいという面もありますけれども、地区の皆さんのお声を聞きながら検討していきたいなというふうに考えております。

古賀和仁委員

ほかの市は大体毎日やっているところが、比較的多いんですね。

鳥栖は隔日ですけど、周りの自治体では、大体普通毎日というのが基本、小郡市にしてもみやき町も毎日やっている。

何で鳥栖だけなのかなという、そういう疑問がありますものですから、ぜひ検討していただきたいんです。

齊藤正治委員

今、旭地区はタクシーでというふうな話があったかと思うんですけど、ミニバス運行。

中内利和国道・交通対策課長

一応、旭地区については今の計画では、皆様にお話を聞いたときにやっぱりフレスポ、中心市街地のほうに乗り入れをしてほしいということをおっしゃっていますので、その乗り入れの方法について、来年度皆様とちょっとお話するという形で、基本的には今のミニバスを延伸するような形を取れないかというふうに考えております。

齊藤正治委員

一つは、旭地区——麓地区もそうですけど、基里のあっちの水屋とかなんかもそうですけども、要するに病院とか、スーパーマーケットとか、そういったところがないと、行政もない。

だから極端な話言うと、例えば旭地区から、あるいは麓地区から来る人は、将来的には市庁舎にミニバスのステーションを置いておいて、置いてというよりも寄ってくれば——どこへでも乗り換えて行けるというような体制が、何か考えられないのかなという気はするんですけどね。

今、旭地区はこの一方通行、山都も回って村田のスーパーぐらいしかないわけじゃないで

すか。

だから病院っていうのは、今ほとんど、鳥栖駅中心あるいは基里の啓心会とか、そういったところに行かれているわけですけども。そういったところに行く公共交通がなかなかないんですよ。

だからそういうものを置きながら、そこで乗り換えて行けるような考え方もやっぱり必要じゃなかろうか。

そうしたら全体的にあって、鳥栖はコンパクトシティを目指しているわけじゃないですけど、コンパクトシティを目指すということは、やはり地域コンパクトにならないとできないわけですよ。

だから地域コンパクトになったときに初めて全体がコンパクトシティになっていく。

そういったときにやっぱり足の問題が一番大事だと思うんですけど、そういったものも含めて検討をお願いできればと思いますけれども。

よろしく願いいたします。

小石弘和委員

今に関連してですけど、福岡は竹下のところに徳州会ってあるんですよ。これ西鉄バスが、ステーションつくっているんですよ。ですから、毎回毎回入っているわけですよ。恐らく30分ごとに入っていると思うんです。

ですから、恐らくミニバスならそういう特定なところに寄るということもできると思うんですよ。

どういうシステムで西鉄バスが入っていくかというふうなこともやはりお聞きになって、ミニバスの運行の方向性を決めていただいたら、そりゃあ日数の問題もありますけど、まず今言われるように、病院とか、大きなマーケットとか、そういうふうなところで、ステーションができるんじゃないかなと思っておりますので、その点ちょっと検討していただくようお願いをしておきます。

西依義規委員

僕もバスの件で。62ページで西鉄バスのほうですけど。

これは700万円ぐらい増えているんですけども、また今後ずっとこれは増えていく方向なのかっていう見通しありますか。

中内利和国道・交通対策課長

一応これが運行事業者からの申出というものもあったんですけども、今全国的に運転手不足が深刻化してしまっていて、福岡のほうでも、運転士不足を理由にして減便とかっていうふうになっていて、やっぱ労働環境が、全産業に比べて賃金も低いというのもありまして、そう

いった人件費を上げるっていうところが大きくて、今のままでは成り立っていかないということで今回値上げということになったんですけど、今後も、そういった申し出があれば協議をしながら、その辺を詰めていかないといけないのかなと思っています。

西依義規委員

バスの日ってされていますよね。これの事業費というか、経費はどれぐらいになるんですか。無料の部分まで含めて。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

委員会資料の60ページの真ん中あたり、節14使用料及び賃借料の9万4,000円がバスの日に市として支出している経費でございます。

西依義規委員

この日はバスは無料でしょう、ただで乗れるんですよ。その分はお支払いせんとですか。こういう9万4,000円で1日分を借り上げて終わりですか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

この使用料及び賃借料に入っているのは、当日イベントバスとして借り上げるバスが、まず1台。それから土曜日にバスの日をやっていましたので、今、隔日運行でやっていますので、その日が運休日等となるミニバスにつきましては、その日については、別契約で、その分の借上料を、ここで計上しているのが9万4,000円というものでございまして、その他、西鉄バスも市内線、市内全部無料になっていますので、その部分につきましては、補助金の中で、運行経費は、その日も走っていますので、その分収入が入ってこないということで補助金の中から支出しているような状態でございます。

西依義規委員

じゃあどれぐらい西鉄バス乗っているかって分かるんですか、バスの日に。無料ですよと市民に訴えた結果、50人しか乗らんのかっていうのは分かるんですか。

中内利和国道・交通対策課長

バス利用の無料運行で乗っていただいている方が、昨年度で1,350人というふうになっております。

イベント自体の会場に来られた方が550人という形で、来場者全体とすると1,900人というふうに整理しております。

西依義規委員

それは補助金に換算すると幾らぐらいになるんですか。西鉄バスへの1,350人が……。

僕が言いたいのは、バスの日を毎月すりゃいいやんと思うんですよ。例えば、十万、二十万円ぐらいで終わるなら、バスの日を毎月すれば、サガン鳥栖の日は毎日バス無料にして経

費がたった幾らぐらいなら、乗ってもらったほうが後々何か活用できんかなと思う。そういう試算はしていないんですか。

結局使わんけん乗らんわけやけん、どがんかして最初使っていただいて、最初使ったら、こんなに便利なら、次は自分でお金を払ってっていう導入みたいなので、だからバスの日と。僕はいいと思うんですよ。

これ実際無料で試験的にしよつとやけん、千幾らで、このくらいの経費で、これ例えばサガン鳥栖、今回は年3回しようとか、そういうのは1回計算をしていただきたいなと思って。

いかがですかね。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

バスの日につきましては、路線バス、それからミニバスについても無料運行にさせていたるところですけども、毎月とはなかなかいかないと思いますけれども、例えば路線を見直した折には宣伝も含めて無料というような考え方は当然あると思いますので、来年度につきましては、ミニバスの運行ルートの見直しを計画しておりますので、そちらが実現した暁には、その翌年度には、そういう無料運行という形で、PRも含めてやっていきたいなというふうに思っております。

西依義規委員

いや、実際経費が分からんのに、無理ですって言うのがまず分からん。

1,350人で、実際4,500万円から5,200万円まで上がっているんでしょ。700万円も上がっているんでしょ。

それを何もせずに手をこまねいて、せんで、結局ずっとこれ上がっていったらどうすると、西鉄バス、はい廃止、市は何年間何ばしよつととですか、バスの日1日だけやっていました。それが今の……、全然分からん。

無理ですなら、この日が1日経費200万円かかります、じゃ無理ですは分かりますよ。その計算すらしていないのに、無理ですって。

まず1日幾らかかるか計算して、その後検討してください。

松隈清之委員長

答弁要らない。

西依義規委員

だって数字出らんでしょ、今。

松隈清之委員長

分かりました。ほか。

内川隆則委員

62ページのさっき話のあった710万円増の話ですけれども。

国が減額になったとと、何かが増えて710万円になりましたっていうような、何やったかな、幾らずつかな。

増田義仁 国道・交通対策課道路・交通政策係長

令和2年度に見込んでいます地方バス路線維持費の補助金5,237万9,000円につきましては、令和元年度の当初予算と比較しますと、広域の3路線の運行経費が増加していること、それからあと、広域3路線の国庫補助等が減額になるのではないかとこのところで、市の補助金を増額ということで計上いたしております。

内川隆則 委員

消費税で去年の10月増えたよね。バス代金が増えたよね。

ですから、結局、本人が払う金も増えた、なおかつ市からの出し前も増えた。

ということで今の話じゃないけど、双方負担が伴ったたいね。そうするとおのずと乗る人が少なくなるという想定がされるたい。

だからその辺は、どういうふうに考えて対策をするかというふうなことを今さっきの話と変わらないようなことになるかもしれないけど、その辺をやっぱ考えんといかんわけよ。

例えば佐賀空港が、乗ってもらうように、鳥栖までタクシー代が1,300円で来れるたいね。逆に、鳥栖から佐賀空港まで行くと1,300円でタクシーで行けるたい。

それは、負担は県がしよるたいね。

だからそこまでもして佐賀空港を維持しようというふうな話があるように、おのずと鳥栖市としても、その対策を講じないとでけん話たい。

だからこれから先、俺は一般質問するとばってん、高齢者が免許証返納せろっていうふうなことで、かなり75歳以上が増えとったい。

だからそれに対するこのようなミニバスを含めた、タクシーも含めた対策をどういうふうにするかというふうなことを考えんといかんわけよ。

だからあなたたち今年1年間、国の指導によって、考える時間が1年間あったらばってん、その辺も含めてさっきの話やないけど、やっていかんと、ますます厳しくなるというふうなことになるけんが、ぜひその辺考えてやってもらいたいというふうに思います。

答弁ができんじゃろばってん、一応、申し上げておきます。

松隈清之 委員長

要望ということでいいですか。ほかにありますか。

飛松妙子 委員

今の路線バスの件ですが、綾部線ですかね。

立石町を通るのは綾部線ですかね、綾部線の時刻表どおりにバスが来ない、もう10分、20分はざらという話が、以前、市民の方から出ておまして、乗っていないんじゃないかと、乗れないんだということもおっしゃっていました。

今バスの運行のほうの会社で、そういう情報とかを発信されていらっしゃるのではないかなと思うんですが、そういうものを使って、乗りたい人が、今皆さんスマホとか持っていて、見れば何分遅れているから、自分はいそここに行けば間に合うってということも含めてして下さると、乗る方も増えてくるのではないかなと思いますので、その辺も併せて、調査していただいて、御検討いただければと思います。

以上です。

増田義仁 国道・交通対策課 道路・交通政策係 係長

今おっしゃいましたように広域線につきましては、道路事情等によって大幅に遅れが生じているような状況がっておりますので、そのあたりについては、ある程度道路状況も見込んで、ダイヤの改正なりをまずしていただくようには、西鉄とも話をしたいと思います。

それからの遅れの状況等につきましては、バス停ごとに、スマートフォンでQRコードを読み込むと、今どこら辺で、何分遅れているというようなものが見られるようになっていきますので、その辺につきましては、西鉄バスと一緒に、PR等していきたいというふうを考えております。

松隈清之 委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、国道・交通対策課に対する質疑を終わります。



松隈清之 委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は、予備日となっておりますが、もうこのまま休会で、次回3月9日月曜日10時から現地視察。

現地視察は特にその後要望がなかったようでございますので、当初申し上げておりました田代公園と平田のため池、この2か所に天候がよければ、計画どおり行きたいと思います。

それでは、次回、3月9日10時から現地視察でございますので、よろしく申し上げます。

以上で、本日の会議を散会いたします。

午後 4 時50分散会

令和2年3月9日（月）

1 出席委員氏名

委員長	松隈	清之				
副委員長	西依	義規				
委員	小石	弘和	齊藤	正治	内川	隆則
	古賀	和仁	飛松	妙子		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長	古賀	達也
商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長	古沢	修
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長	樋本	太郎
経済部次長兼農林課長	松隈	久雄
農業委員会事務局長	倉地	信夫

上下水道局管理課長補佐兼業務係長	小川	智裕
上下水道局管理課総務係長	小森	敏幸
上下水道局事業課長	日吉	和裕

建設部長	松雪	努
建設部次長兼建設課長	佐藤	晃一
建設課長補佐兼庶務住宅係長	犬丸	章宏
維持管理課長	大石	泰之
建設部次長兼都市計画課長	藤川	博一
国道・交通対策課長	中内	利和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

5 日程

現地視察

平田町ため池（平田町）

田代公園（柚比町）

議案審査

議案甲第4号鳥栖市特別会計条例の一部を改正する条例

議案甲第9号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

議案甲第11号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

議案甲第12号市道路線の廃止及び認定について

議案乙第1号令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第4号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第3号）

議案乙第5号令和元年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第6号令和元年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

議案乙第10号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

議案乙第11号令和2年度鳥栖市水道事業会計予算

議案乙第12号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

田代公園（柚比町）

平田町ため池（平田町）

至 午前11時15分



午前11時25分開会

松隈清之委員長

本日の委員会を始めます。

総括に入ります前に、参考資料の提出がございましたので、執行部より御説明をお願いいたします。

松隈久雄経済部次長兼農林課長

農林課でございますけれども、委員会の追加資料ということで、建設経済常任委員会の参考資料を提出しております。

2ページ目をお願いいたします。

農業基盤整備促進事業（鳥栖地区）の予定地区の図面ございまして、令和2年度は、この赤色で着色しております14ヘクタールでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

森林整備伐採業務についてでございますけれども、地区については右側の4ページの図面ございまして、森林整備事業の内容としましては、間伐が0.17ヘクタールの116万5,000円、侵入竹伐採が1万2,470本で103万5,000円でございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

今の資料の説明に対しては、何か御確認したいこととかありますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは……。

倉地信夫農業委員会事務局長

資料のうち、鳥栖市農業委員及び農地利用最適化推進員の募集結果について説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

初めに現在の委員さんの任期が本年7月19日までとなっていますので、本年2月に募集をかけておりました。

まず農業委員の募集結果としましては、募集人員11名に対し13名の推薦、応募があります。今後、評価委員会を開催し、候補者を選定していくこととなります。

次の6月議会に提出し議会の同意を得た上で市長が任命することとなります。

次に、農地利用最適化推進員の募集結果としましては、募集人員15名に対し、15名の推薦がっております。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会において候補者の決定をしていくこととなります。

2ページから9ページには、推薦、応募のあった農業委員及び農地利用最適化推進員の氏名等を掲載しております。

以上で説明を終わります。

松隈清之委員長

以上の説明に関して、何か質問等ございますか。

〔発言する者なし〕

それでは、次、行きましょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

委員会の参考資料をお配りさせていただいております。企業立地奨励金の交付企業の概要でございます。

2ページに概要を掲載しております。委員会の中で4社の社名、それから奨励金額、交付年数等についてはお答えをしておりますけれども、その中で御質問がありました従業員数、それから売上高等について概要に記載をしております。御確認をお願いいたします。

以上でございます。

松隈清之委員長

今の御説明に関し、何か御質問等ありますか。

古賀和仁委員

従業員数のところですけど、これ正社員、それ以外を含めたところですか。正社員何名とか、そういう内訳というのは分かりますか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

従業員数につきましては、正社員の雇用人数となっております。

松隈清之委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

はい、いいです。

松隈清之委員長

ほかにありますか。

[発言する者なし]

なければ、じゃあ次、お願いします。

佐藤晃一建設部次長兼建設課長

それでは、市営住宅の空き家の資料をお願いいたします。

市営住宅につきましては、市内7か所分のそれぞれの戸数と空き家の戸数をお示ししております。

以上でございます。

松隈清之委員長

ただいまの御説明、何か御質問等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、資料に対する御説明と質疑を終わります。

それでは、総括に入りますけどよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

oo

総 括

松隈清之委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

飛松妙子委員

今日は視察お疲れさまでした。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第4号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第3号）

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第4号令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第3号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第5号令和元年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第5号令和元年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案乙第6号令和元年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第6号令和元年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第2号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第7号令和2年度鳥栖市一般会計予算についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。



議案乙第10号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第10号令和2年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案乙第11号令和2年度鳥栖市水道事業会計予算

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第11号令和2年度鳥栖市水道事業会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

oo

議案乙第12号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算

松隈清之委員長

続きまして、議案乙第12号令和2年度鳥栖市下水道事業会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案とおり可決されました。

oo

議案甲第4号鳥栖市特別会計条例の一部を改正する条例

松隈清之委員長

続きまして、議案甲第4号鳥栖市特別会計条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

oo

議案甲第9号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

松隈清之委員長

続きまして、議案甲第9号鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案甲第11号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

松隈清之委員長

続きまして、議案甲第11号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



議案甲第12号市道路線の廃止及び認定について

松隈清之委員長

続きまして、議案甲第12号市道路線の廃止及び認定についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



松隈清之委員長

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

本日、議決した本案に対する委員長報告の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



松隈清之委員長

以上で、全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時36分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

